

EC法的问题調査研究報告書

—新しい企業間電子データ交換についての検討(2)—

平成10年3月

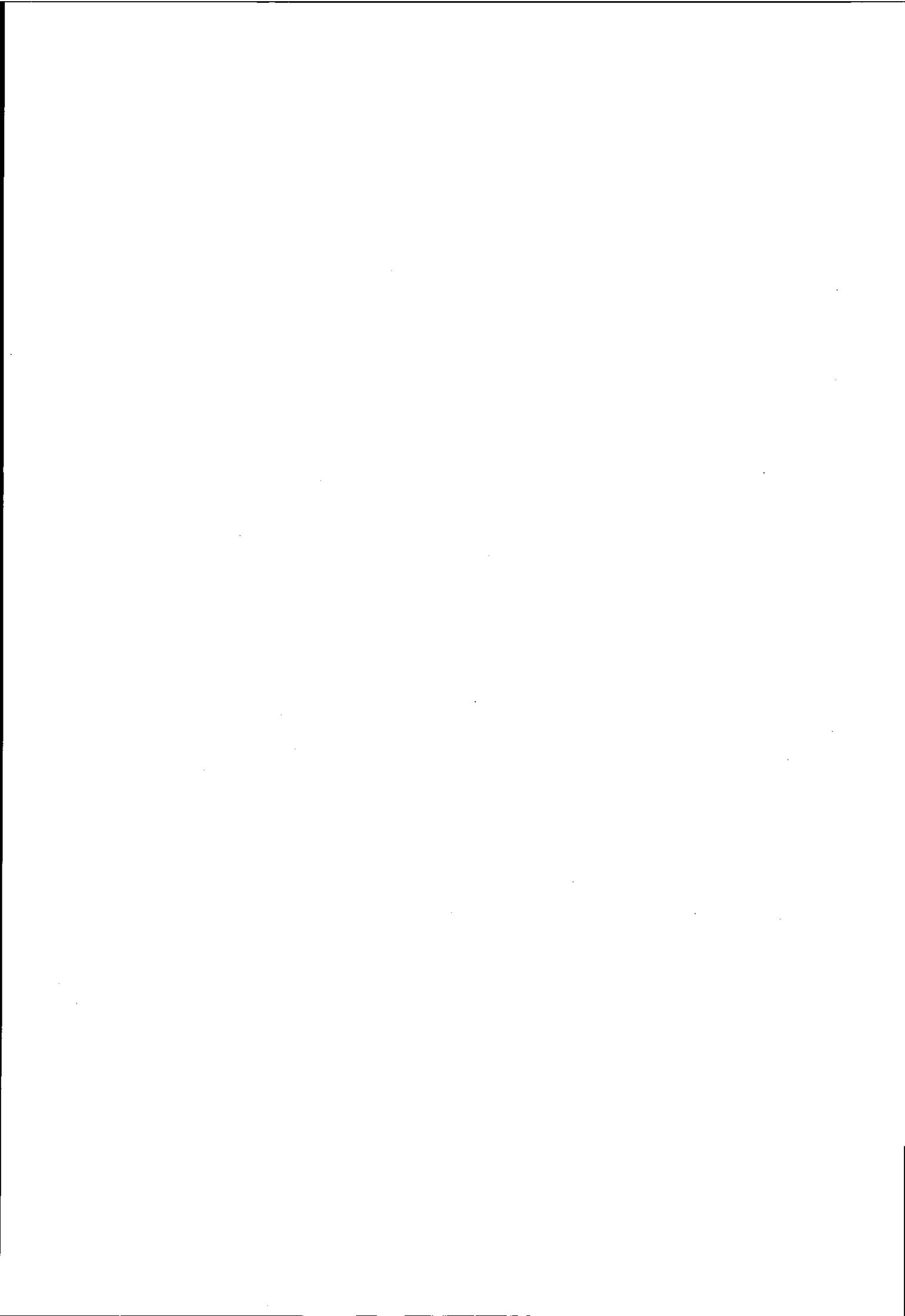
財団法人 日本情報処理開発協会

産業情報化推進センター

KEIRIN



この報告書は、競輪の補助金を受けて作成したものです。





はじめに

わが国の産業界における情報化は、企業内利用にとどまらず、業界、業際にまたがる企業間において、これまでの書類を中心とした取引形態からネットワークを利用したEDI（電子データ交換）への動きが活発化しており、企業系列を越え、業種を越え、そして国境を越えてグローバルに自由に展開されようとしている。また、最近ではオープンなコンピュータネットワークを用いた電子商取引等が注目され、企業間での利用も検討され始めている。EDIを円滑に推進するに当たっては、各種取り決めについての標準化やルール化が必要不可欠であるとともに、法的諸問題への対処を検討、整備する必要がある。

当センターでは、昭和63年度以来、法律の専門家および企業等の実務家による委員会を設けて、法的側面から電子取引の実態把握と問題の分析、対策等の検討を行っており、平成7年度には、データ交換協定書（参考試案）としてとりまとめた。昨年度からはクローズなEDI取引を中心とした検討に加えて、最近注目されているオープンネットワーク環境での電子データ交換についても視野に入れ検討を始めている。

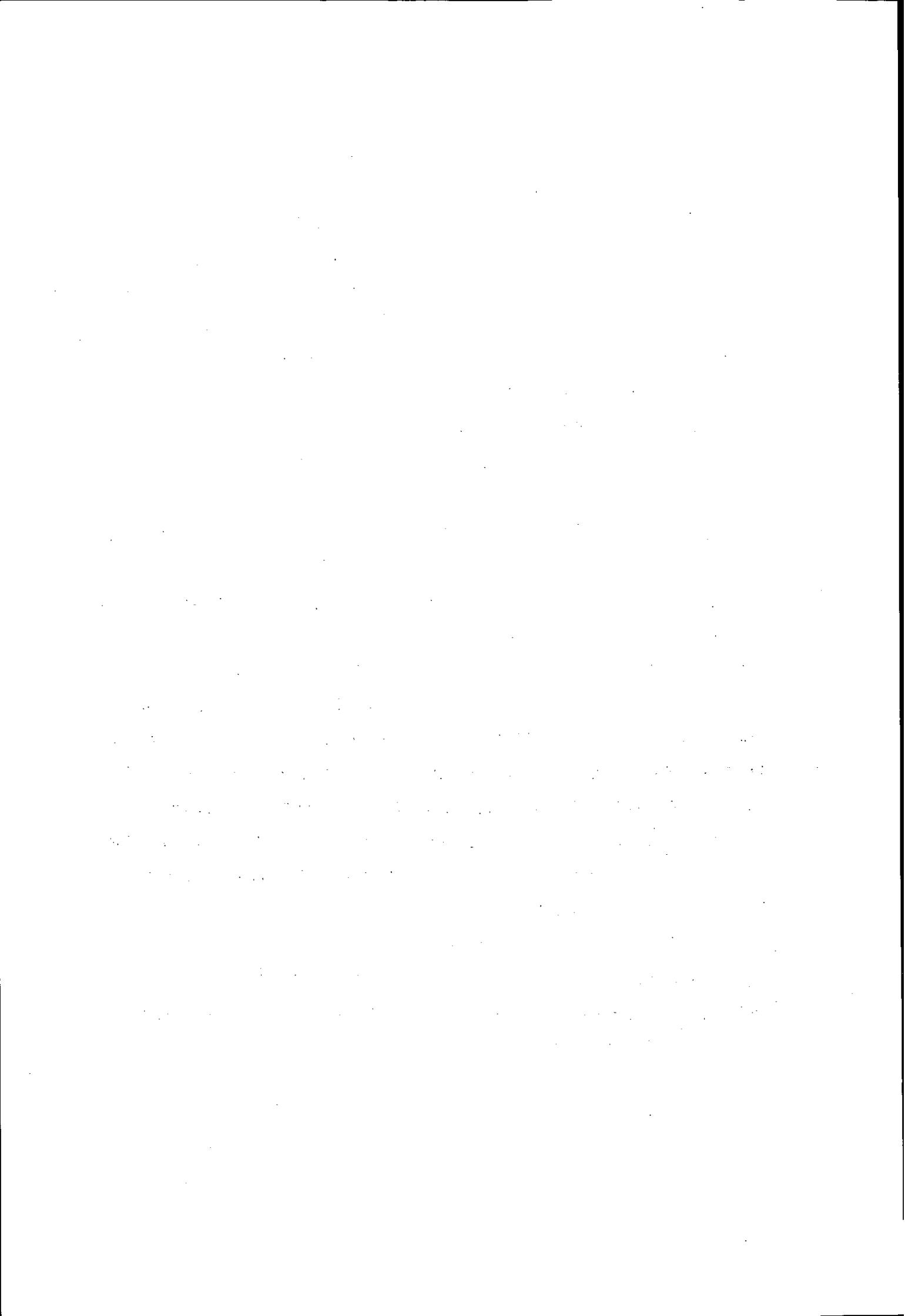
本年度は、昨年度に引き続き新しい企業間電子取引について検討を行い、最近インターネット上の企業のホームページでよく見かけるようになった資材調達の実態についてアンケートおよびヒアリングを通して調査を行うとともに、海外の各種機関で検討されている企業間取引に関連する法制度的な検討について調査している。海外の調査では、特に、貿易金融EDIとして注目されているBOLEROシステムについては、ヒアリングを含め調査を行った。また、これらの調査結果を踏まえた形で、平成7年度作成した「データ交換協定書（参考試案）」の見直しを開始した。以上、本年度調査検討した内容について「新しい企業間電子データ交換についての検討(2)」としてとりまとめている。

この報告書が、わが国EDIの更なる発展に寄与すれば幸いである。

最後に、本調査研究の実施にあたってご協力を頂いた委員をはじめ、関係各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成10年3月

財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター



はじめに

わが国の産業界における情報化は、企業内利用にとどまらず、業界、業際にまたがる企業間において、これまでの書類を中心とした取引形態からネットワークを利用した EDI（電子データ交換）への動きが活発化しており、企業系列を越え、業種を越え、そして国境を越えてグローバルに自由に展開されようとしている。また、最近ではオープンなコンピュータネットワークを用いた電子商取引等が注目され、企業間での利用も検討され始めている。EDIを円滑に推進するに当たっては、各種取り決めについての標準化やルール化が必要不可欠であるとともに、法的諸問題への対処を検討、整備する必要がある。

当センターでは、昭和63年度以来、法律の専門家および企業等の実務家による委員会を設けて、法的側面から電子取引の実態把握と問題の分析、対策等の検討を行っており、平成7年度には、データ交換協定書（参考試案）としてとりまとめた。昨年度からはクローズなEDI取引を中心とした検討に加えて、最近注目されているオープンネットワーク環境での電子データ交換についても視野に入れ検討を始めている。

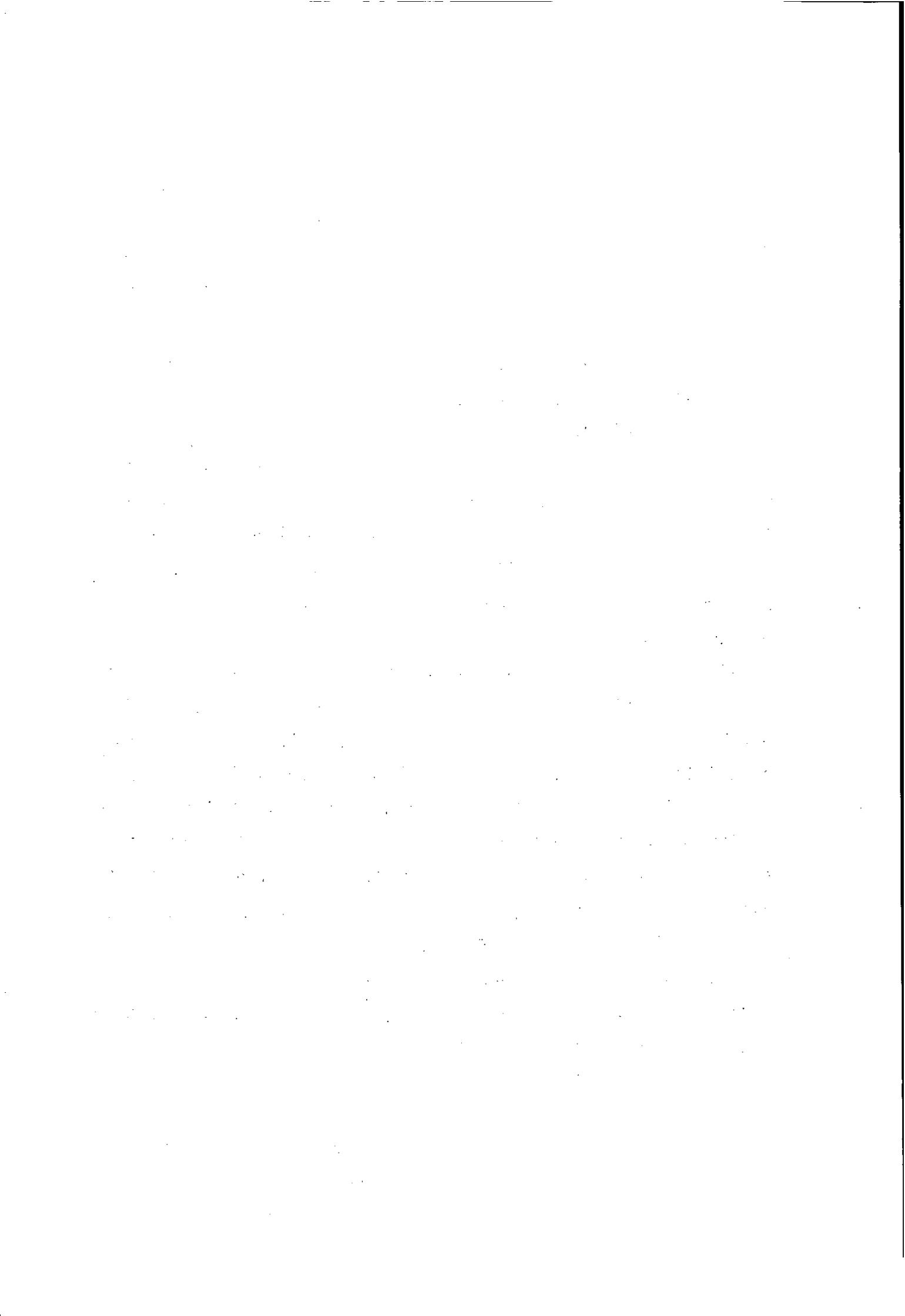
本年度は、昨年度に引き続き新しい企業間電子取引について検討を行い、最近インターネット上の企業のホームページでよく見かけるようになった資材調達の実態についてアンケートおよびヒアリングを通して調査を行うとともに、海外の各種機関で検討されている企業間取引に関連する法制度的な検討について調査している。海外の調査では、特に、貿易金融EDIとして注目されているBOLEROシステムについては、ヒアリングを含め調査を行った。また、これらの調査結果を踏まえた形で、平成7年度作成した「データ交換協定書（参考試案）」の見直しを開始した。以上、本年度調査検討した内容について「新しい企業間電子データ交換についての検討(2)」としてとりまとめている。

この報告書が、わが国 EDI の更なる発展に寄与すれば幸いである。

最後に、本調査研究の実施にあたってご協力を頂いた委員をはじめ、関係各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成10年3月

財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター



目 次

I 本 論

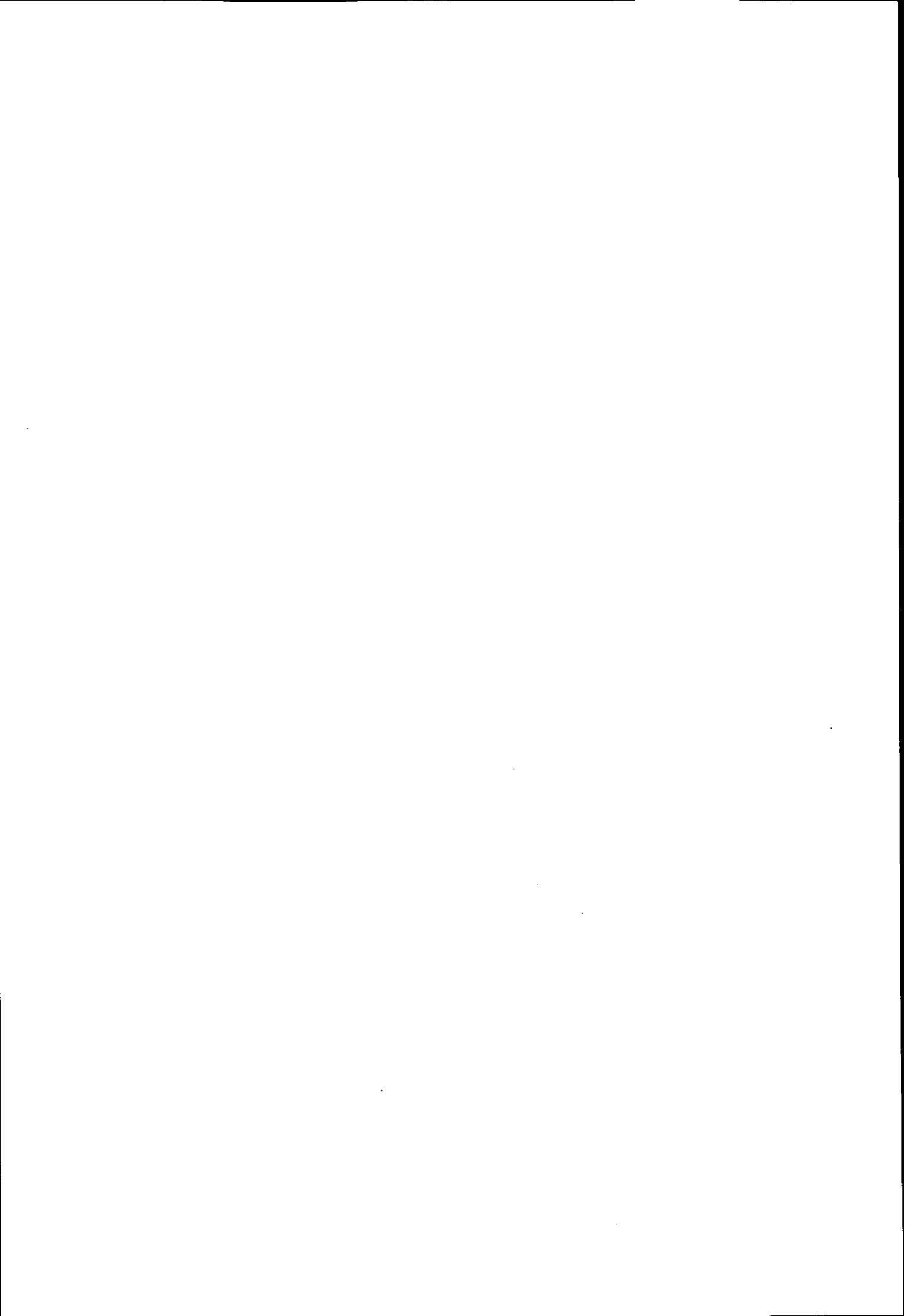
1. 企業間データ交換に関連する法制度・海外の動向	
1.1 外観	
1.1.1 インターネットを中心とする近時の展開	1
1.1.2 インターネットの商用利用の可能性	1
1.2 電子署名・電子認証制度の検討	
1.2.1 電子署名・電子認証に期待される役割	3
1.2.2 電子署名・電子認証に関する当面の検討課題	4
1.3 その他の分野の検討	
1.3.1 EC・ISPO (Information Society Project Office) の活動状況	3
1.3.2 OECDの活動状況	7
1.3.3 EDI プラットホーム	7
2. インターネットによるEDIの展開	
2.1 EDIとインターネットの利用	
2.1.1 これまでの企業間EDI (クローズドな世界)	9
2.1.2 EDIとインターネットの利用 (二つのオープン化)	9
2.2 インターネットによる資材調達展開	
2.2.1 インターネットによる資材調達の動き	10
2.2.2 インターネット上の資材調達の実際	11
2.2.3 インターネット上の資材調達と法的な問題	13
2.3 インターネットによるEDI	
2.3.1 インターネットEDI導入の特徴とその要因	15
2.3.2 システムの仕組みと問題点	16
3. BOLEROプロジェクト	
始めに	19
3.1 BOLEROの概要	19
3.2 新BOLEROの展開	22
3.3 新BOLEROプロジェクトとSWIFT	23
3.4 新BOLEROの構想と事業化	24
3.5 新BOLEROプロジェクトの法的枠組と契約	25
3.6 新BOLERO展開上の問題点	30
3.7 新BOLEROと日本の取組	32

4. データ交換協定書の見直し	
4.0 はしがき	33
4.1 EDIに関する標準契約	35
4.2 データ交換協定書(参考試案)	42
4.3 データ交換協定書(参考試案)の逐条解説	46
付録	
・データ交換の態様別、契約成立時期に関する概念図	70
・JIPDECデータ交換協定書(参考試案)とECE/WP.4電子データ交換の国際取引に関するモデル交換契約、UNCITRAL電子商取引モデル法の条項対照	71

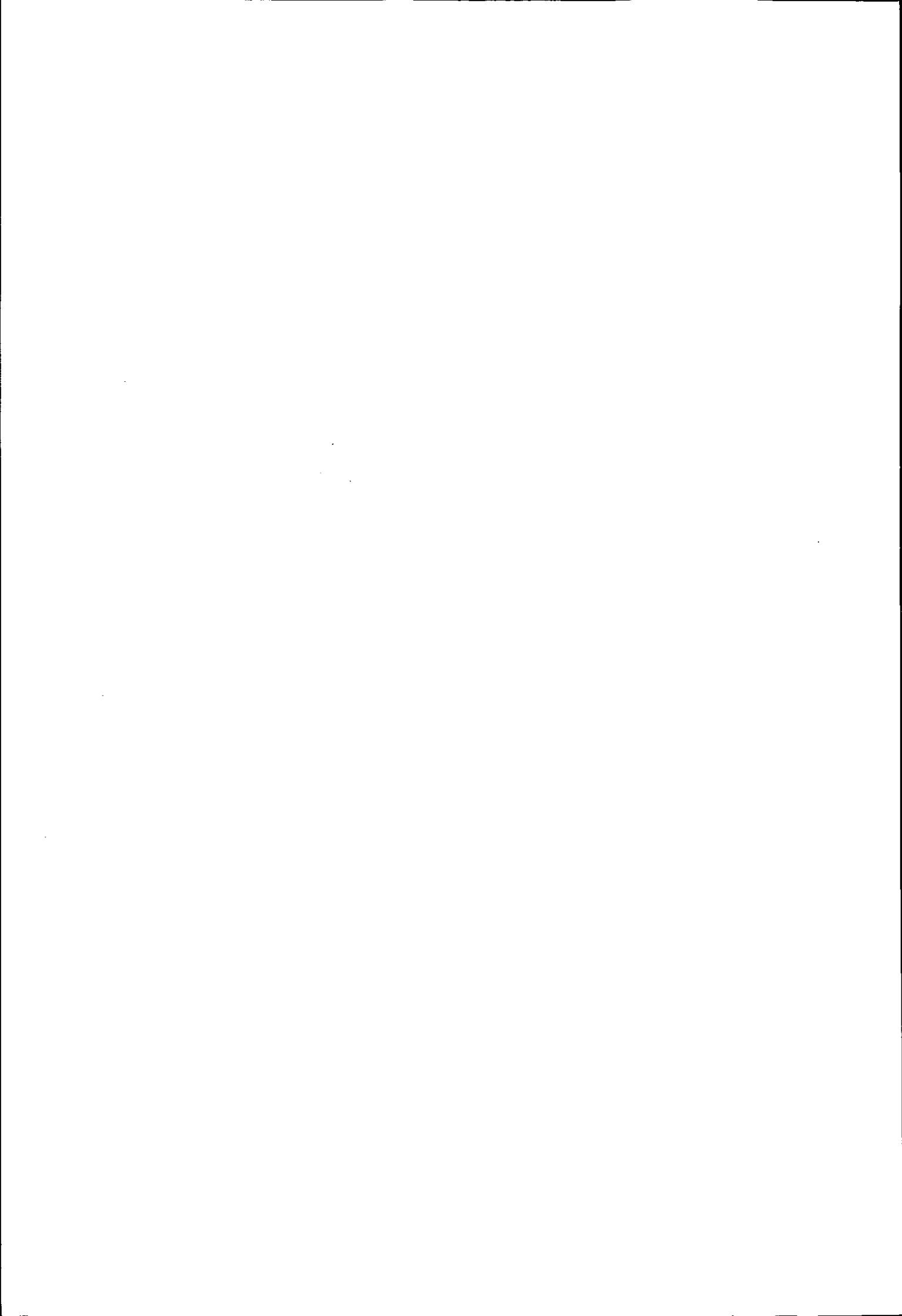
II 参考資料

○データ交換協定書(参考試案) 英語版	
STANDARD AGREEMENT FOR EDI	
1. STANDARD AGREEMENT FOR EDI	1
2. DATA INTERCHANGE AGREEMENT (REFERENCE MODEL)	6
3. POINT-BY POINT COMMENTS ON THE DATA INTERCHANGE AGREEMENT (REFERENCE MODEL)	9
(参考) 英訳に対応した和文	31
○電子調達についてのアンケート結果	
1. 調査結果	49
2. アンケート調査票	57

I. 本 論



1. 企業間データ交換に関連する
法制度・海外の動向



1. 企業間データ交換に関連する法制度・海外の動向

(担当) 室町正実

1.1 概観

1.1.1 インターネットを中心とする近時の展開

電子商取引において、企業間のデータ交換が重要な地位を占めることはいうまでもなく、現実の商取引の中でも着実に進展しているものと思われる。しかしながら、ここ1、2年の間、こと特定当事者間における商取引データの交換、いわゆる「closed EDI」の法的検討は、欧州諸国の一部で新たにデータ交換協定モデルが公表されたのが目立つ程度で、特に注目すべき動向が少ないように思われる。

これは、

- (1) 特定企業間の EDI に関して法的論点の整理や実務的な対応、システム面での整備がある程度進展し、データ交換が実装化の段階となりつつあることの反映であるとともに、
- (2) 企業および政府・国際機関の関心がインターネットの商用利用（これには企業間データ交換も含まれる）に向けられていること、

に理由があるように思われる。

このような観点に照らせば、グローバルなネットワークを実現したインターネットと、EDI の関係、企業にとっては、とりわけ、その商用利用の可能性の模索が必要とされることとなろう（ただ、同じ「closed EDI」といっても、BOLERO（これについては、本報告書 3.BOLERO システムを参照）のように、多数当事者が参加する形の EDI プラットフォームなど「EDI」の発展的なモデルが実装化されつつあることには留意が必要であろう）。

1.1.2 インターネットの商用利用の可能性

インターネットの商用利用のための模索は、概ね次のような視点から検討されているものと思われる。

(1) 企業間商取引データの伝送ツールとしての利用

インターネットは、その技術的アーキテクチャーからオープン性があり、文字情報のみならず、画像情報等も比較的少ない技術的制約のもとで伝達することが可能である。また、よく知られているように、インターネットは他の情報伝達手段に比べると、コスト的にも安価であるという特性がある。さらには、技術的にも大量の情報を高速で処理するいわゆる商用 IeX（「アイエックス」と読み、インターネット・エクスチェンジの略称である）は、アメリカ、ヨーロッパのみならず、わが国においても実装されつつあり、このような技術革新が日々進行し、新たな需要を創設しているという点も着目すべき特徴であろう。

このような新しいインターネット・テクノロジーを企業間データにどのように利用するか、また、その場合のシステム的なリスクの評価や、これに関連する法律的問題の検討は、今まさにその検討が始まろうとしている。

(2) リティル・セールスのツールとしての利用可能性

現在、企業が最も関心を持っているのは、おそらく、消費者を対象とするリティル・セールスのツールとしてのインターネットであろう。インターネットは、いわゆる「world wide web / www」やブラウザ・ソフトの普及発展により、ホームページの利用を可能にし、いわゆるダイレクト・マーケティングに関する企業戦略にとって重要な手段として認識されつつある。この点について、インターネット・ドメイン名の問題や、インターネットを利用した商品や役務の販売方法に関する法的規制の問題は、消費者保護の問題を中核としつつ、大きな法的問題となりつつある。

なお、リティル・セールスとは直接の関係はないが、インターネットは、その技術的特性から、企業情報開示の手段としても注目されていることには留意が必要であろう。

(3) 情報の商品化のツールとしてのインターネット

広範に利用されるインターネットは、従前の技術を前提としては、実現困難であったビジネスを可能にしつつある。これはよく知られている「micro-payments business」といわれる分野であるが、その普及にともなって、いわゆる電子マネーなどの新し

い形態の決済手段も開発されつつあり、場合によっては、その進展は、企業間取引にも影響を与える可能性があることには留意しなければならない。

以上のように、企業にとっても、情報伝達手段としてのインターネットは様々な可能性を有するシステムであり、現在、各種の分野において世界的な法律的検討が行われているが、本稿においては、その諸問題のうち、いわゆる「closed EDI」にも共通するいくつかの課題のうち、電子署名に関する問題を中心として取り上げることとしよう。

1.2 電子署名・電子認証制度の検討

1.2.1 電子署名・電子認証に期待される役割

1970年代の電子資金移動に関する法制度の検討に始まった「電子的」取引は、その利用の拡大や技術的発展に伴い、「電子取引のための法的基盤」の整備を必要と認識されるに至っている。この法的基盤の整備には、例えば、意思表示の電子化に伴って契約法、証拠法などの既存の法体系についてどのような手当が必要かという問題があり、また、現在では、取引に付随する税務・会計情報の電子化に伴う法制度の整備、取引に付随する行政申請などの電子化に伴う法制度の整備などの重要な課題がある。

その中で、電子署名・電子認証に関する法制度の検討は、電子商取引の発展にとって重要な役割を果たすものと考えられる。

EDIのデータ交換協定モデルにおいても、メッセージの作成者の同一性を確認したり、メッセージの改竄が行われていないことを確認するなど、いわゆる「トランザクション・セキュリティ」はEDIに関する基幹的な法律的課題として認識されていた。そして、インターネットのアーキテクチャにおける経路のオープン性という観点から、伝送内容の秘匿の問題も含めたこれらの基幹的な課題の重要性をますます増加させるものといえることができる。

電子署名・電子認証制度については、ドイツ、マレーシアなどのように、すでに国内法的な整備を行った諸国もあり、また、アメリカ合衆国のように連邦法の制定はおこなっていないものの、多数の州がこれに関する法制度を設け、またその制度化を検討している法域もある（1998年3月時点においては、36州が電子署名に関連する何らかの立法を行い、または、その準備をおこなっている。）。これと対照的に、現時

点では、ガイドラインを作成して対処するという考え方を採用している法域もあり、その法制度化への対応はまちまちである。しかし、電子署名や電子認証が、国際取引を含む商取引情報の流通の基盤となる制度であるという認識は、各法域においてほぼ共通と思われ、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）においても、電子署名に関するモデル法の検討が行われ、国際商工会議所（ICC）は、公開鍵暗号方式（非対称型暗号方式）を前提とした電子署名に関するガイドライン・GUIDEC を公表している。

1.2.2 電子署名・電子認証に関する当面の検討課題

電子署名・電子認証に関しては、きわめて多様な問題が存するが、さしあたり、これを制度化する場合においては、

- (1) いわゆる技術的中立性をどのように確保するか、
- (2) 免許制を導入するか否か
- (3) 電子署名に関する証明証（certificate）の効力をどのように規定するか、
- (4) いわゆる法人認証をどのように制度化するか、企業内の個々人の属性認証やサーバ認証をどのように規定するか、

などが重要な検討課題ということができよう。

「技術的中立性」の問題は、電子署名に関する法的制度を創設する場合に、その制度を技術的進歩にどのように対応させるかという問題である。いうまでもなく、ネットワークに関する技術は、急速に進展しており、電子署名の基盤となる暗号技術やその他の技術においても、そのような可能性を否定できない。たしかに、電子署名は、公開鍵暗号方式（非対照暗号方式）技術を背景として進展してきた議論ではあるが、このような可能性に着目すれば、この方式を前提としないで、公開鍵方式（非対照暗号方式）の有する機能、すなわち、メッセージの作成者の同一性確認機能、メッセージの変更・改竄等の確認機能、メッセージの秘匿機能などを実現する可能性も否定することはできない。このような可能性を前提とする限り、電子署名に関する法的基盤は、できるかぎり技術的進展を吸収し、また、特定技術のみに依存して、技術的進展や市場の実状を阻害することがない基盤であることが望ましい。このことに着眼するのが「技術的中立性」の議論であり、具体的には、「電子署名」や「安全な電子署名」の定義の技術要件や機能要件をどのように規定するかという形で議論が行われている（現在の立法例・立法案のなかには、「電子署名」と「デジタル署名」を区分し、例

えば、「電子署名」については、「電子的方式・光学的方式により署名と同様の効力を有するものとして使用されるもの」とし、さらに、電子署名のなかの一定の機能を実現できる方式を「安全な電子署名」と規定し、「デジタル署名」は、公開鍵方式（非対照型暗号方式）を使用する「安全な電子署名」の一方式とするという考え方をとるものが見受けられる。

次いで、電子署名に関する「免許制」の議論は、主として、公開鍵方式（非対照暗号方式）を中心とする議論であり、特定人（法人）の暗号鍵を登録し、第三者に対して登録された暗号鍵の使用者が誰であることを証明する機関、いわゆる認証機関（certification authority）について、許認可制度を導入するかの議論であり、周知のとおり、電子商取引に関する市場先導型の基盤整備の問題として議論がされているところである。現時点において、このような免許性を導入するかどうかについての国際的な動向は必ずしも明らかではない。ただ、免許制を導入する場合であっても、認証機関としての業務を行うためには必ず免許が必要である（必要的免許制・mandatory licensing）という制度を導入する法域は、比較的少なく、免許を有する認証機関の証明（certificate）に対して一定の法的効果を付与するという考え方（voluntary licensing）を導入する法域が比較的多いようである。

第三に、電子署名に関する証明（certificate）にどのような効力を付与するかについては、多様な提案・議論がなされている。問題になるのは、例えば英米法系の法域の詐欺防止法（statute of fraud）の要請に基づいて、商取引に関する電子的メッセージについて署名要件を充たす制度を創設する必要があるかどうか（ちなみにわが国においてはその必要はない）、電子署名に関する証明に証拠法的にどのような効力を付与すべきか（推定的な効力を認めるのか、一定の事由がある場合には推定的効力を否定するのか、など）、さらに、実体法的な効力を付与するのか、などが、議論の骨格である。この問題は、各国の証拠法やこれに関連する法制度が相違すること、また、電子署名に関しては様々な技術水準があって、推定的効力の前提となる技術的安全性・信頼性を一概に論ずることが出来ないこと、さらには、前述の免許性の導入と関連すること、など様々な問題があり、国際的動向を把握しにくい問題のように思われる。

電子署名に関する最後の問題は、いわゆる「法人認証」等の問題である。電子署名については、「署名等価性（equivalency for signature）」の議論に見られるように、手書きの署名（manual signature）と対比された議論が行われてきた。これを前提とすると、電子署名も手書きの署名と同様に自然人が顕出するものであり、法人は代表者等の自然人を通じてこれを顕出するという考え方も出てくる。この考え方に従えば、例

例えば、株式会社Xは独自の電子署名を保有することができず、その代表取締役Yの個人としての電子署名（に関する証明）の付随情報として、YがXの代表取締役である旨の情報を併記するという方式により、法人の電子署名を顕出するという方式も考えられる（ドイツ法はそのような方式を採用している）。しかしながら、いうまでもなく、電子署名は、手書きの署名そのものではなく、その顕出方法も手書きの署名とは異なり、自然人でなければ電子署名を保有できないという必然性はない。したがって、法人の電子署名の保有・法人（電子）認証を認めるか否かは、制度論の問題に過ぎないのであって、電子商取引における必要性の推移をみながら柔軟に対応する必要があるように思われる。この点、企業内の個々人の属性証明やサーバ証明などの問題とともに、国際的な検討を促す必要があるだろう。

1.3 その他の分野の検討

前述のとおり、インターネットの普及により、電子商取引は、単に特定の企業間におけるデータ交換の範疇を超えて、様々な利用可能性を内在するシステムになりつつある。しかしながら、インターネットは、そのプロトコル自体も公的機関の関与のもとに形成されたものではなく、また、技術的発展が日々行われている分野であり、静的な法律的検討に親しみにくい分野であるということもできる。こうした理由から、世界の政府機関や国際機関などによる検討は、インターネットに関する様々な検討を、「market driven force」を中心としつつ、必要な制度的対応をとる、という基本的なスタンスをとっているものと思われる。

アメリカ合衆国については、この検討状況については、比較的多くの紹介がなされているので、ここでは、ヨーロッパに拠点を有するいくつかの諸機関の検討状況の概略を紹介することとする。

1.3.1 EC-ISPO (Information Society Project Office) の活動状況

欧州評議会は、1996年、いわゆるバンゲマン報告を公表し、情報化社会戦略は、欧州にとって最も重要な戦略的課題である旨を認識している。そして、この分野について DG.5、DG.13、DG.15が関与する統合的な政策検討機関である「Information

Society Project Office」を設け、種々の政策的検討を行っている。その検討は、前述の商用 IeX の検討から、電子小切手の検討が多岐にわたっているが、その中心にあるのは、市場適合性ということができる。

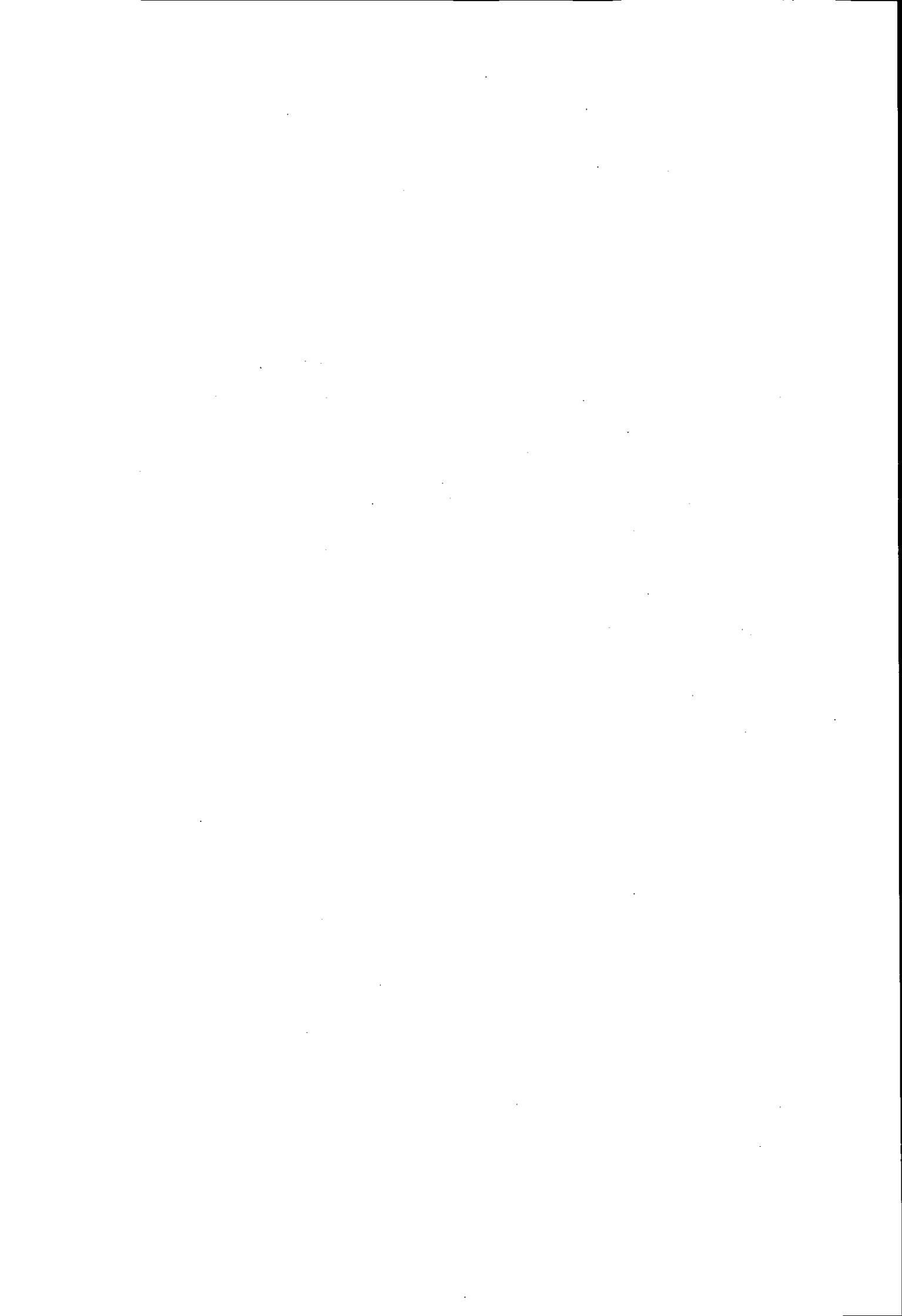
1.3.2 OECDの活動状況

OECDは、電子商取引について、micro-payment businessの発展性などに早くから着目し、前述の電子認証に関しても、1997年3月、「暗号政策ガイドライン」を公表し、この分野に関する重要な政策課題であったいわゆる「鍵回復システム」などについて政策的提言を行ってきた。そして、1998年1月16日には、Inter NIC を含む30機関が採用するインターネットのドメイン名制度に関する調査結果を公表している。この調査は、ドメイン名の調査を公表し、ドメイン名の知的所有権の関係、ドメイン名登録の地域的制限、ドメイン名登録数に関する制限などについての最もまとまった報告といえることができる。

なお、ドメイン名と知的所有権との関係については、アメリカ合衆国内で40を超える訴訟が提起され、また、イギリスにおいても、すでに2件の判決が言い渡されており、電子商取引に関する法律問題として重要性が増しつつある。この問題については、従来の商標権や不正競争防止法の議論では解決できない問題を含んでいるが、世界知的所有権機構(WIPO)その他の国際機関も関与したIAHC(Inter National Ad Hoc Committee)において、「gTLD(generic Top Level Domain)」の創設が検討され、この制度において、知的所有権とドメイン名との関係を調整することが試みられている(ただし、gTLDの枠組みに対しては、1998年3月、アメリカ合衆国がこれとは必ずしも一致しない枠組みを提起するグリーン・ペーパーを公表しており、この分野における国際的な合意形成が必ずしも容易でないことが示唆されているように思われる)。

1.3.3 EDIプラットフォーム

国際的・業界的な適用可能性をもつEDIプラットフォームとして、BOLEROが計画されている。また、東南アジアを中心として、貿易手続簡易化との関係でのナショナルゲートウェイプロジェクトが実装されている。このことについては、後述の3.BOLEROプロジェクトの論考を参照されたい。



2. インターネットによるEDIの展開



2. インターネットによるEDIの展開

(担当) 永田 眞三郎

2.1 EDIとインターネットの利用

2.1.1 これまでの企業間EDI(クローズドな世界)

EDIは、特定企業間の取引データを交換するものとして始まり、今日までその進展をみてきたが、それは、次のような二つの特色を有している。

第一は、これまでのEDIは、特定企業間における取引上のデータ交換をその目的としてきたことである。しかも、ほとんどの場合、すでに継続的取引関係にあるかそれを新たに開始する企業間において、売買ないし請負契約等の個別契約の受発注に関する取引データの交換を目的とするものとして進展してきた。したがって、EDIによる受発注取引に係る法的関係は、その特定企業間の「取引基本契約」と併せて、新たに合意された「電子データ交換協定」のうちの契約の成否等に関する条項によって規定されることになる。

第二は、これまでのEDIは、このような受発注に関する企業間のデータ交換を、VANシステムや専用回線等を介することによって行ってきたことである。したがって、そこでは、あらかじめ、その企業間で、メッセージ、データエレメント、シンタックスルール等の情報表現に関するビジネスプロトコルや情報伝達手順である通信プロトコルについてあらかじめ合意しておくことが不可欠である。また、実際にシステムを稼働させるためには、運用時間や通信トラブルへの対応等のシステム運用に関する取決めが必要となる。

2.1.2 EDIとインターネットの利用(二つのオープン化)

コンピュータ間の通信・伝達手段として今日急速に普及・拡大してきたインターネットは、上記のようなこれまでの企業間EDIのあり方に対して、次の二つの注目すべき流れを産みだしつつある。そのいずれもが、プロバイダを介してコンピュータをインターネットに接続するだけで、何人であれ、自己のデータを同様に接続しているコンピュータに対して伝達し、かつその間で相互にデータ交換できるということと、そのネットワークがワールド・ワイドに私たちの社会・経済生活を網羅していることによ

るものである。

第一には、インターネット上の資材調達の実施という流れが挙げられる。企業は、インターネットによって、特定企業間と基本契約を前提にした取引データ交換を行うだけでなく、同様にインターネットと接続している、あらゆる企業に対して、あるいはあらゆる消費者に対して、あらゆるビジネス関連データを伝送しそれらとデータ交換できることになる。この伝送やデータ交換は、消費者取引においては、そのシステムの技術的な問題や法的な問題に対する十分な検討や整備を置き去りにして、すでに、インターネットによる通信販売という形で広く普及しつつある。

企業間取引に関わる領域においても、周知のように、企業や商品の紹介あるいは広告・宣伝の場として、このインターネットが用いられている。さらに、このような販売のための広告や宣伝の場を越えて、インターネットは、継続的取引の取引先、とくに資材調達先（ベンダー）の開拓のためのツールとしても用いられ、その成果が注目され始めている。企業間取引では、現段階では、いきなり不特定の相手方企業との受発注データ交換そのものを行う手段としてではなく、取引開始に向けた優良ベンダーの募集・調査・審査のプロセスを対象とするデータ交換のための手段として、その可能性が探られつつある。

第二には、EDIをインターネットを用いて実施するという流れが挙げられる。企業は、これまでの特定企業間と基本契約を前提にした取引データ交換を、VAN システムや専用回線等を介するのではなく、インターネットという通信・伝達手段を用いて行う方向が考えられる。そこでは、インターネットのルールに従ってデータ交換を行なうことになるので、これまでのEDIのように、あらかじめビジネスプロトコルや通信プロトコルについて合意をし、協定を結ぶ必要はなくなる。

この報告は、インターネット普及・拡大にともなう企業間EDIに係る上記の二つの流れに着目し、作業部会が行ったヒアリングとアンケート調査の結果を紹介して、その問題の整理を試みるものである。

2.2 インターネットによる資材調達の展開

2.2.1 インターネットによる資材調達の動き

「インターネットによる資材調達」の動きが、取引の電子化と市場経済の確立を背景に、製造業を中心に注目されてきている。

この「インターネットによる資材調達」は、前記の第二の流れである、資材の受発注 EDI をインターネットを介して行うという意味で、すなわち、EDI のための通信・伝達手段が専用回線ではなくインターネットであるという意味で用いられることも少なくない。この意味での EDI のインターネット化の問題については後述するとして、ここでは、企業が、資材調達に際して不特定・多数の企業（ベンダー）に向けて、インターネットを用いてその申込ないし提案を求める活動について、整理・検討することとする。その整理・検討は、本研究委員会の作業部会が行った、製品メーカー（A 社）に対するヒアリングとインターネット上で調達活動を行っている製造業（調査対象 35 社のうち有効回答数 23 社）に対するアンケート調査（後掲資料参照）の結果を基礎とするものである。

2.2.2 インターネット上の資材調達の実際

インターネット上の資材調達がどのような形で始まり、現在、どのような状況を呈しているかについて、以下、上記のアンケート調査の結果を中心に整理し、その概要を示す。

(1) インターネット利用の開始

インターネット上の資材調達の開始の時期については、上記の調査によると 1994 年度以前とする回答もあるが、1996 年度ないしそれ以降とする回答が 8 割以上を占めており、この動きがきわめて最近のものであることがわかる。ネット上の資材調達を採用した狙いとしては、「コスト削減のための新規取引先の開拓」を挙げる回答がほとんどすべてであり、「自社の社会的イメージの向上」を挙げる回答は数社である。おおかたの企業において、この導入が、企業経営上の戦略を出発点としているものといえる。

(2) 対象とする取引の範囲

インターネット上の資材調達がその対象としている取引に関しては、その地域についてみると、「海外取引を中心」とする回答が約半数、「国内取引を中心」とする回答が約四分の 1、国内のみ、海外のみ、その他の回答は、それぞれ 1 社ないし数社である。新規取引先の開拓の狙いも、かなりの部分が海外に向けられているものと判断される。

調達の対象品目（複数回答）としては、「汎用部品」とする回答が 8 割強、「専用部品」が 6 割弱である。「部品以外の資材」が約 7 割であったが、「間接部門で

利用する資材」とする回答は1社にすぎない。

(3) 業務処理の範囲

インターネット上の業務処理については、現在の状況としては、「調達に関する広告・告知のみ」とする回答が約2割、「調達に関する取引交渉の申込みの受付け」を行っているとする回答が約8割である。そのうちのそれ以上に進んで「形式的な審査まで」、「契約関係の成立まで」、さらに「個別契約の発注まで」とする回答はそれぞれ1社にすぎない。

将来的には、約9割が少なくとも「申込みの受付けまで」になるとしており、なお「広告・告知」とどまるとする回答は1割弱となっている。さらに、半数以上が「形式的な審査」の段階まで進むとしており、「契約関係の成立まで」とする回答も数社にのぼっている。

(4) インターネット上の資材調達の実績

インターネット上の資材調達を開始したのちのその実績については、開始して間もない企業が多く、データとしての評価に注意を要するが、概ね、現段階ではそれほど明確な成果にまで結びついているとはいえない。

まず、ホームページないし調達ページに対するアクセス数については、約四分の1がログをとっていないので「不明」とする回答である。それを除くと、「100件以下」とする回答が約2割、「500件以下」とする回答が累積して約6割、500件以上から2万件までについては、段階的に1社ないし2社ずつの回答であり、併せて約4割となっている。

資材調達の募集に対して、ベンダー側から「問い合わせ・応募」があった件数をみると、「50件以下」とする回答が6割強（10件以下とする数社を含む）となっており、「51件以上100件まで」とする回答が1割弱（2社）、「100件以上」とする回答が約3割となっている。進んで「交渉段階」に至った件数は、「10件以下」とする回答が大半で、その他は「41件から50件」とする回答が2社あるだけである。さらに、「成約」にまで至ったとするのは、すべてが10件以下であると回答している。

このように、ホームページないし調達ページにアクセスしている件数については、実績としてある程度の数にのぼるが、「問い合わせ・応募」の件数となると著しく減少する。さらに、「交渉・成約」の段階にいたっては、いずれの企業も10件以下とする回答となっている。コスト削減のための新規取引先の開拓というインターネッ

ト上の資材調達狙いからみて、この数値をどう理解すべきかは議論の余地がある。

(5) 将来への展望と進展のための課題

将来への展望については、「現状のまま維持する予定である」とする回答が半数強であり、「拡大する予定である」が三分の一強となっている。残りは、「現在のところ明確な方針はない」とするもので、中止ないし縮小するという回答はゼロであった。また、その進展のために必要な事項については、もっとも重要なものとして、インターネットの普及等の「技術上ないしシステム上の課題」を挙げる回答と、取引慣行の改善や内外の法制度の整備等の「制度上の課題」を挙げる回答とが、それぞれ半数ずつであった。

2.2.3 インターネット上の資材調達と法的な問題

(1) 資材調達システムの一環としてのインターネット利用

以上のアンケート調査の結果の整理からみるかぎり、インターネット上の資材調達が、これから、どのような態様を基本型として進展するか、必ずしも明白ではない。上記のA社に対するヒアリング調査の結果も、ほぼ同様である。A社の場合は、ある調達部品のスペックを自社の資材調達ホームページに開示し、それによって、世界最廉価の部品と世界最良のベンダーを発掘することを狙いとするものであるとされる。このように、「インターネット上の資材調達システム」は、これまでのEDIのシステムからみると、その前段階の、すなわち、取引関係に入るのか否かという受発注以前のプロセスをターゲットにしているものといえる。

この新規調達先の開拓を目的とするインターネットの利用は、A社の例のように、多くの場合、資材に係る統合情報データベースの一環として位置づけられ、個別契約の受発注のためのEDIや他の資材情報とともに、資材調達システムの一環をなすものとして構築されていく傾向にある。

(2) 法的問題についての基本的視点

インターネット上の資材調達が資材調達システム一般と統合して運用されていくとしても、インターネット上の資材調達を一つのオープンEDIとみて、そこでの問題点を受発注取引におけるEDIの問題に準じて議論することは、とくに、法的な問題点についていえば、ほとんどの外れといえる。それは、継続的取引関係を前提とした契約の成否に始まるEDIの議論は、ここでの取引関係の形成へ向けてのプロセ

スとおよそ異質のものだからである。

前記のアンケート調査でも、インターネット上の資材調達進展を阻害している要因としては、多くの企業から種々の事項が指摘されている。しかし、そこでネックとして指摘されている事項の多くは、前述のように、通信・伝達技術としての安定性やセキュリティ等に関わるインターネットの側の技術上の問題である。また、最廉価の部品と最良のベンダーから購入するという市場経済のメカニズムの妨げとなっている、系列間の取引等の日本的取引慣行である。これらは、いずれも、法的な問題に直接かかわるものではない。

ここで問題としているインターネット上の資材調達の固有の法的問題点は、将来それが受発注EDIと連動する統一システムとなる場合があるとしても、すでに本研究委員会の報告書で指摘されているように（小川憲久「EC法的問題調査研究報告書 — 新しい企業間電子データ交換についての検討 —」平成9年3月、14頁）、資材調達企業の募集とそれに対するベンダーの応募に係る問題に尽きることになる。

(3) 当面の法的問題点 — 成約までの信義則上の義務

インターネット上の資材調達の現状からみると、その法的問題点としては、次の2点がとくに留意されるべきである。

その第一は、募集する側の資材調達企業と応募する側のベンダーとの取引関係の形成過程における、信頼関係の保護の問題である。

資材調達企業は、自社のホームページに調達部品の仕様、数量、納期等の情報を掲載して、応募する企業に対して電子メールによる応募を求める。ベンダーは、これに対して、納品可能な資材、数量、見積価格、生産能力等に係る自社の概要を電子メールで送ることになる。両者は、インターネット上のこれらの情報について、それが虚偽のものであってはならないことはもちろん、誤解を招くようなことのないよう配慮する必要がある。また、信義に反するような態様によるそれらの撤回や変更は許されないことになる。

たしかに、成約に至るまでは契約上の拘束は生じない。しかし、これらの信義則上の義務に違背すれば、いわゆる「契約締結上の過失」の法理によって、両者の関係の契約成立への成熟の度合いをも斟酌して、損害賠償責任を負担する結果となりうる。

その第二は、両者の秘密保持ないし守秘義務の問題である。これは、本質的には、この第一の信頼関係の保護の問題に含まれるものである。しかし、この守秘義務は、

上記に例示した一般的な義務とは異なり、交渉当事者に課せられたより具体的な義務として認識され位置づけられるべき義務である。すなわち、資材調達の募集と応募に始まる両者の間では、当初インターネットを通じて開示された情報だけでなく、それ以外の企業情報が、インターネットを介して、あるいはインターネット外の場合で交換されることになる。そこでの情報は、営業秘密として不正競争防止法の規制の対象となる場合もあり、また、信義則上の守秘義務の対象ともなりうる。そして、その違反に対して、損害賠償責任等の法的責任を問われることにもなりうる。さらには、その情報の内容によっては、交渉の過程のある段階で秘密保持契約を交わし、この合意によって守秘義務を担保することが必要となる場合もある。

(4) 将来の法的問題点 — データ伝送の安全保護

将来、インターネット上の資材調達が広く行われるようになり、成約ないし成約にかぎりなく近い段階まで、インターネット上のデータ交換で行われることが常態化するようになると、受発注EDIやEFTあるいは電子マネー等で問題とされてきているように、データ伝送の安全保護の問題への対応が必要となる。すなわち、前記の報告書でも指摘されているように、応募するベンダーの同一性や資格を担保する認証手続きが必要となり、暗号化等による内容の改変に対する安全性の確保が問題となる。そして、その手続きを履践することと契約関係形成の法的効果との連動が法的問題となりうる。

2.3 インターネットによるEDI

2.3.1 インターネットEDI導入の背景とその要因

(1) インターネットEDI導入の状況

これまでのEDIは、当事者である特定企業間によって、ビジネスプロトコルや通信プロトコルについてあらかじめ合意された協定のもとで、VANシステムや専用回線等（クローズド・ループ）を介して、データの交換が行われていた。しかし、この特定企業間のEDIを、インターネットという通信・伝達手段（オープン・ループ）を用いて行う方向が展開されつつある。この報告書では、このEDIのインターネット化について、本研究委員会の作業部会が行った製品メーカー（B社）に対するヒアリングを基礎に、その状況と法的問題を整理する。

(2) インターネットEDI導入の要因

企業がインターネットEDIを導入した契機については、前記のヒアリングによると、端的に言えば、経営戦略的な要因とインターネットの通信手段としての機能ないし特性とが相応したことによるものと解される。

第一に、製品メーカーの多くは、生産コストの削減に向けて、最良の資材を最も廉価で購入するため、調達拠点のグローバル化をめざしている。インターネットは、まさに、ワールドワイドなネットワークであり、その拠点をどこにでも求めうることになる。

第二に、生産コストの削減の成否は、資材単価の低減化とともに、部品調達業務の省力化と納期短縮が大きく左右する。そのことは、調達拠点のグローバル化にとともに、とくに資材輸入業務において主要な課題となる。それは、BOLEROのプロジェクトの例にもみられるように、輸出入業務全般を連繋するネットワーク処理に収斂されていくことになろう（本報告書第3章参照）。まずは、受発注にかかる国際取引のEDI化が期待されるが、現段階では、それについても、必ずしも大きな進展をみせていない。そのような状況のなかで、一方では、インターネットが急速に普及してきた。そこで、この国際EDIを試みるにあたって、通信・伝達手段としては、これまで国内のEDIで用いられてきたクローズド・ループのVANシステムを紹介するのではなく、オープン・ループのインターネットを用いるという選択が現れてきた。インターネットは、VANシステムの場合と異なり、ワールドワイドなネットワークであるというだけでなく、あらかじめビジネスプロトコルや通信プロトコルについて合意をし協定を結ぶ必要もなく、パソコンと電話回線さえあればだれでも容易に接続でき、通信コストが安いというメリットもあり、それらが、企業に国際EDIの実施に踏み切らせる契機を与えているともいえる。

2.3.2 システムの仕組みと問題点

(1) インターネットの利用への転換

本作業部会がヒアリングを行った製品メーカー（B社）の国際EDIのシステムにおいて、部品の発注についてインターネットの利用に転換した業務処理の内容は、およそ、次の通りである。

① 発注前の段階での業務処理

発注見込み情報

- 製品メーカー⇒⇒部品メーカー (従来はファックス)
- ② 発注段階での業務処理
 - 注文書(注文データ)
 - 製品メーカー⇒⇒部品メーカー (従来はファックス)
 - 納期回答(&受信確認)
 - 部品メーカー⇒⇒製品メーカー (従来はファックス)
 - ③ 発注後の段階での業務処理(集荷指示・督促管理・受入れ)
 - 送り状(ベンダー・ボイス)
 - 部品メーカー⇒⇒製品メーカー (従来は郵送)

なお、将来的にインターネット利用への転換を考慮している業務の処理としては、現在はディスパッチャーに対するファックスで行っている SHIPPING・スケジュール〔製品メーカー⇒⇒部品メーカー〕と、現在は郵送で行っている送り状(ベンダー・ボイス)〔部品メーカー⇒⇒ディスパッチャー⇒⇒製品メーカー〕とがあげられている。

(2) インターネット利用の問題点

国際 EDI におけるインターネットの利用を実際に実施して、そのメリットとしてあげられているのは、導入に際してその目的としていたものと一致している。すなわち、部品の調達業務の省力化と納期短縮および通信コストの低減が、明白な形で実をあげているとしている。また、注文書等の着信確認の便宜性、すなわち、電話やファックスによる確認が不要となった点も強調されている。もっとも、これらの諸点は、インターネット EDI を導入したことのメリットというよりも郵便ないしファックスから EDI 化したことによるメリットにすぎないともいえる。

これに対して、インターネット利用の問題点としては、データ着信の不安定が指摘されている。具体的には、伝送されたパケットの順序の逆転等のトラブルの経験があるとされる。もっとも、このようなトラブルは、電話やファックス等による確認によって補正が可能であるし、受発注に関わるものであるかぎり、そのデータの内容からしても、取引上致命的な問題とはならないとされている。そのような事情もあり、ヒアリングの段階では、EDI とファックスとが併用されており、業務省力化が不徹底な結果となっている、という。そのような問題が技術的に克服されデータ着信が安定したら、ファックスとの併用は廃止する方針である、とされている。

このヒアリングで指摘されたインターネットのデータ伝送の安定性等の技術的な信頼性については、前述のアンケート調査でも複数の企業が指摘している問題でもある。インターネットのユーザーの急激な増加とその多様な利用の普及によってトラフィックは著しく増加し、EDIに限らず、渋滞等を含む伝送上のトラブルは大きな問題となってきている。

しかしながら、このような技術的な問題は、いわゆるNGI（次世代インターネット）の構築によりそれほど時を経ずして解決されるものと考えられる。すなわち、現在、光ファイバーによる大量で高速の伝送を可能とし、ダウン・ロードの高速処理を可能とする等の技術革新を含むNGIが開発されその構築が進みつつある。このNGIは、これまで指摘されてきたようなインターネットの技術的な信頼性に関わる不安を克服するものとして期待されている。

(3) インターネットEDIの法的問題点

今回のヒアリング調査によって、インターネットEDIにおける固有の法的問題をとくに見いだすことはできなかった。

まず、特定企業間のEDIにおいてインターネットを利用する場合には、従来のEDIとの違いは、その伝送のツールがVAN間接続等のクローズド・ループかWWW (World Wide Web) のオープンループかの違いにすぎないといえる。したがって、インターネット固有の法的な問題としては、システム管理者のあり方と伝送方式の違いを配慮した、トラブルへの対応の取決めが中心となろう。

また、資材調達におけるインターネットの利用についても、現状では、個別契約の段階まで不特定企業に対して完全にオープンなものが実施されているわけではない。また、一般的には、アンケート調査からもうかがえるように、将来的にもそのようなオープンな資材調達が想定されているわけではない。その際、前述のような契約交渉過程における信義則上の問題はあるにしても、インターネット利用に固有の法的問題というわけではない。

法的問題としては、これまでのクローズドな企業間EDIにおけるものと基本的には同質のものである。

3. BOLEROプロジェクト



3. BOLEROプロジェクト

(担当) 大野 幸夫

始めに

昨年度は、貿易金融EDIの実務契約上の法的問題点に主眼をおいて議論を進めた。本年度は、世界的規模で新規プロジェクトが進んでいる「BOLERO」についての現状を紹介すると共に、今後の問題点と課題を取り上げることとしたい。

3.1 BOLEROの概要

3.1.1 BOLEROの発展と現状

BOLEROプロジェクトは、現在、SWIFT* (The Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication s.c. : 国際銀行間金融通信協会)を利用する第2段階(以下ではこれを「新BOLERO」という)に至っている。その原形は、貿易取引手続の電子化を目的として、欧州委員会(EC)主導のコンソーシアムが1994年4月～1995年9月にかけて行ったパイロットプロジェクトに遡る(米・英・香港・スウェーデン等の輸出入、船会社、運送事業者、銀行の26組織が参加)。このプロジェクトの目的は、第一に、船荷証券その他の貿易関連書類の電子化を実現する為の第三者機関(TTP: Trusted Third Party)を利用する実験、第二には、セキュリティ要件を満たす為にTTPシステムに要求される機能、第三には、電子サービス実施上発生する法的・商業的問題解決策の検証(電子署名発行・認証手段による電子的裏書譲渡の可能性確認)であった。

3.1.2 BOLEROの機能とシステム

a) 当事者のメリットと機能

EDI構築により、貿易関連書類の共通基盤設定(標準化・ペーパーレス化)が実現すれば、書類作成の錯誤、配送遅延、偽造・変造等のリスクを回避しコストの削減もはかることができる。1995年のAPECレポートでは、貿易取引一件当たり最大27の取引当事者と最大40種類の貿易関連書類が必要と指摘されている。書き込まれ

るデータは、上記のように最大200項目もあり、その内30項目は、実に30回以上の反復記入が行われている。また、全項目中一回以上反復記入（転記）が必要なデータは、60～70%にも達すると報告されている。EDIによる自動処理機能によって、紙の束から解放され転記ミスをなくすだけでも、多くの取引当事者が、効率化とコスト削減メリットを享受できることが理解されよう。

b) パイロットプロジェクトのシステム構成

(1) 中央登録機関（CR：Central Registry）

CRは、貨物と船荷証券等の貿易関連書類のデータベースを保全して、取引に伴う貨物を追跡し船荷証券の所有権変更を処理する。ユーザー**と送付されてくるメッセージの署名の正当性確認は、RSA方式による暗号とデジタル署名を利用する。

(2) ユーザー登録機関（サブスクライバーディレクトリ）

ユーザーのパブリックキー証明書の登録を行う組織。CRに保管されている詳細な証明事項は、定期的にサブスクライバーディレクトリの内容と同期化される。

(3) 認証機関（CA：Certification Authority）と登録機関（RA：Registration Authority）

多くのユーザー（輸出入者）の参加が見込まれるので、本人確認の為のCAは不可欠となる。CAは、ユーザーのパブリックキー証明書の作成を行い、サブスクライバーディレクトリへ送付する。パイロットプロジェクトにおいては、CAが、ICカード（秘密キー内蔵のスマートカード）を発行しユーザーへ渡す役割も果たす形をとっている。但しこれは、図1に示されるように本来は別組織である登録機関（RA：Registration Authority）の機能であることに注意するべきである。

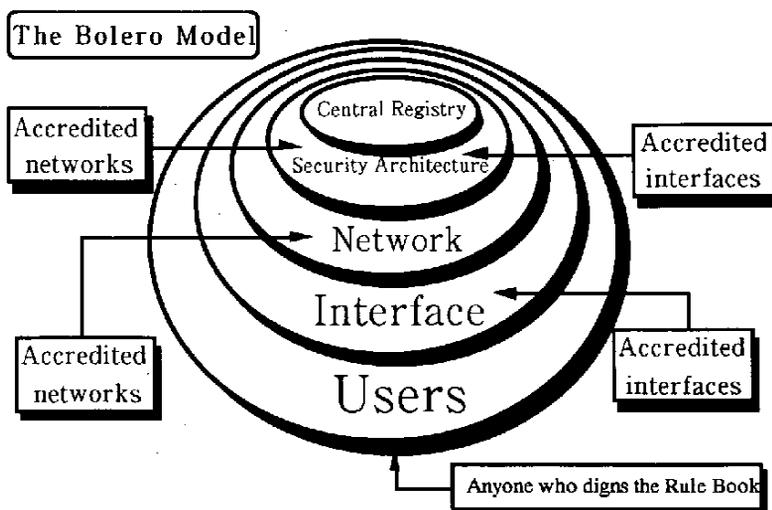


図1 Boleroの構造（出典：東京三菱銀行）

(4) ネットワーク

メッセージは、EDIFACTを利用し、X.400のネットワークを用いている。ディレクトリ相互間の通信にはX.25プロトコルが使用される。

(5) ユーザープラットフォーム

ユーザープラットフォームは、貨物と貿易関連書類のデータベースを保全し、ユーザーのデータ入力とCRからのメッセージ受信とによって更新される。

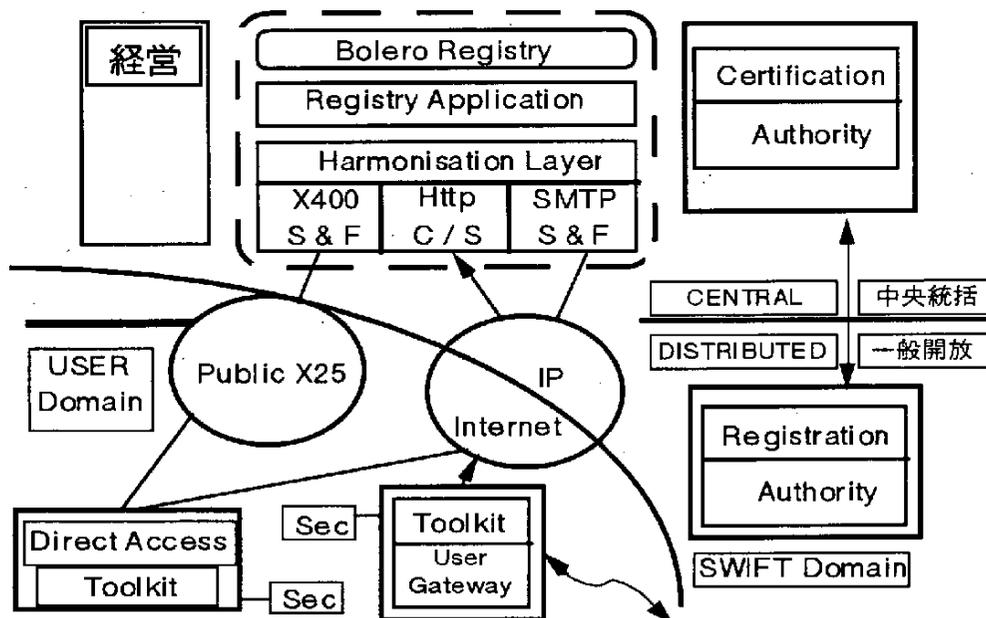


図2 Proposed System Architecture (当初案) (出典: 東京三菱銀行)

* SWIFTは、1973年に欧米15カ国の239の銀行によって設立された非営利の共同組合組織である（本部は、ベルギー-La Hulpeにある）。国際銀行間の決済情報交換（銀行間振替顧客送金等のデータ通信）を目的としている。1996年現在の参加国151、ユーザー数は5917であり、世界の大手国際銀行の大半が加入している。ユーザーは以下の3つに分類される。「メンバー」は出資銀行、「サブメンバー」はメンバーの海外支店・現地法人、「パーティシパント」は証券会社、取引所、投資顧問・証券預託機関等である。「年次総会」が最高意思決定機関であり、その下に「理事会」がおかれその下で4つの委員会組織が活動している。各国毎にユーザーグループが組織され、日本には「スイフト・ユーザー・グループ連絡協議会」と「ナショナル・メンバー・グループ協議会」が設置されている。現在のSWIFTシステムは、1992年に稼動したSWIFTIIである。信頼性の高いメッセージ交換システムは、一日あたり約2.5兆米ドル以上の金額のペイメントメッセージを交換している。その他証券・外国為替・デリバティブ、貿易取引等のシステムを提供している。年間600百万を超える膨大なメッセージがSWIFT経由でやり取りされている。

** ユーザーとしては、貿易業者、運送会社 (Carrier)、海貨業者 (Freight Forwarder)、銀行、保険、税関・港湾当局を含め貿易関連事業者が想定されている。

3.2 新BOLEROの展開

3.2.1 中立的なプラットフォームの実現

新BOLEROのBRS(Business Requirements Specification : 業務要件仕様→詳細は後述)では、貿易関連書類の電子的環境の構築は、複雑なジグソーパズルと捉えられている。パズルの部品の幾つかが欠けており、これを繋ぐ技術要素の一つが電子データ交換(EDI)と考えられているが、実際には1970年代以来遅々として進まずEDIを利用している企業は、全世界で5%に満たない状況にある。

一方で、外国貿易手続実務では200を超えるデータ要素が必要とされ、これに要する事務管理コストは国連の推計では、実に貿易総額の7% (わが国の輸出入総額約80兆円とすれば5兆6千億円となる) に達している。BOLEROサービスの目的は、電子的文書を共通のアプローチで繋ぎ合わせて価値を創出することにある。特定の手続や排他的・専用システムに依存せず取引連鎖(Trading Chain)を実現できる法的環境とオープンなネットワーク技術(UN/EDIFACT等)が求められている。

このようなユーティリティ・プラットフォームが実現すれば、参加企業は、事業単位や取引先毎に複数のシステムを構築する苦勞から解放され、顧客(ユーザー)は埋め込まれたツールキットを利用した接続が容易となり、大きな効用(SWIFTの試算では、事務管理コストの30%が削減可能とされている)が期待できるのである。

3.2.2 貿易実務EDI化と新BOLERO

a) グローバルな運営機能

上記の取引連鎖(Trading Chain)を実現する為には、貿易実務参加者の全てが利用できるものである必要がある。

b) 法的枠組

貿易取引面では、企業は特定国の法律には拘束されず、データ交換による電子的取引が行われるが不明瞭さがつきまとった。そこでそのデータが契約、流通証券(negotiable document)や支払いに関わる場合は、明確な法制度が求められる。

c) 規格

電子的環境では、文書・運用・安全・ネットワーク規格が必要となる。これには、国内外のグループや公共・民間セクター、様々な利害団体等が関わってくるが統一に向けて主導的な力が必要である。

d) セキュリティ

セキュリティをほとんど考えなくていい情報もあるが、商取引上重要な情報や流通証券の場合には、認証（authentication）、否認不可性（non repudiation）、秘密保護が必要となる。

e) ハイブリッドな環境

紙からEDIへの過渡的期間においては、EDIとそれ以前迄の情報交換について、ハイブリッド（併用可能）な利用環境の提供が決定的に重要になる。このようなハイブリッドな環境自体が、一つのシステムへの統合を従来から妨げてきたからである。

f) ビジネスケース

EDIの利点は、電子的取引を介し、価値連鎖（value chain）により情報が統合される点にある。全ての当事者に共通するアプローチがなければ多くの企業では投資を正当化することはできない。

* これらの問題が解決さない限り、効率・顧客サービス・収入を改善する可能性があってもEDIは中々進展しないとみられる。

3.3 新BOLEROプロジェクトとSWIFT

3.3.1 SWIFTと国際金融EDI

SWIFTは、1991年よりEDIサービスのテストを開始しており、1995年3月の理事会において、金融取引EDI（Financial EDI：支払及び関連情報が対象）と貿易取引EDI（Trade EDI：貿易取引に関する全ての書類を対象）の二つのタスクフォースを作り、新たな国際金融EDIへの取組みを始めた。貿易取引EDIタスクフォースは、BUA*（Bolero User Association）の要請もあり、BOLEROプロジェクト実用化に向けての協力を行ってきた。この要請の基礎には、貿易取引実務電子化のデータフローの過程に銀行を明確に組込む必要があるとの目的があった。

3.3.2 SWIFTとBOLEROとの提携

1995年12月、パイロットプロジェクト終了後、BOLEROコンソーシアムは、次の事業化に向けての推進主体としてSWIFTがふさわしいとの声明を出した。SWIFTは、上記の事情もあり、BOLEROには、事務局として参加していたがこれを契機として組織内に理事を含めたBoard Task Forceを設置した他、その諮問機関としてBank Advisory Group（日本を含めて10カ国の銀行代表メンバーで構成）を結成し検討を進めてきた。

1997年、SWIFTは、両組織を解散し新たにTT Club** (Through Transport Club : Through Transport Mutual Insurance Association Ltd.)と共に、各々3名ずつ (合計6名) のBOLEROプロジェクトの為の暫定理事を選任し、今後の事業化システムの詳細を検討・決裁できる体制づくりがなされている。

* BUAは、銀行、海運業者、保険及び一般企業を会員として、BOLEROプロジェクトの商業的実用化を目指し結成された団体で、1996年6月時点、世界各国の45の銀行が参加している。

** TT Clubの本部はパミュダにあり、1970年に設立されコンテナ運送に関わるリスクを補填する保険業務の運営目的で作られた相互保険協同組合である。メンバーは、貨物・運送取扱人、コンテナ船オペレーター、航路オペレーター、港湾当局等である。メンバー数は30 (1970年) から5000余の保険金受取人迄拡大している。理事会は、総勢23名で日本の川崎汽船も理事会社となっている。

3.4 新BOLEROの構想と事業化

3.4.1 推進母体 (SWIFTとTT Clubによる新事業会社設立)

新BOLEROの事業化に向けて、推進母体となる機関設立が必要となり、SWIFTとTT Clubとが1/2ずつ出資して合弁会社 (Joint Venture) を設立する方針である。当初、1997年4~6月に、新合弁会社が設立される予定であったが、事業化の詳細な検討に時間がかかり、航空貨物の他にオイルタンカーも加える等対象範囲が拡大されたこともあり予定が遅れている。

3.4.2 新BOLEROサービスの使命 -- 「安全な伝送確保の為にプラットフォームの構築」 --

3.2項で述べた様に、パイロットプロジェクトの成果やEDI化の課題を踏まえて、一つには機能が実証され、信頼性の高いテクノロジープラットフォームによる情報伝送・機密・正確な指図の保証が求められる。この為には、各参加者 (ユーザー) は、ルールブックに基づく契約に従い厳格な責任と義務を負担することとなる。二つには、安全な伝送の提供である。情報の完全なセキュリティを提供するには、個別システムやネットワークから独立した認証・否認不可性・完全性の保証が必要となる。ここでは、当該国の法律が許すなら情報を暗号化することも可能とされねばならない。「安全な伝送確保に向けた中立的でグローバルなプラットフォームの構築」が、新BOLEROサービスの目標となる。

3.4.3 新BOLEROシステム成功の要件

本プロジェクトを成功させるには、上記に加えて、以下に示す要件が必要とみられる。

- グローバル性：新BOLEROの提供するシステムは、世界的な広がりを持ち（グローバル性）、産業・国家・利用者企業を超えたサービスを提供する。
- 中立性：サービス提供者として、中立な立場を保全する。係争解決手段を提供し、秘密を守り、いかなる組織や産業セクターの利害にも関わらない。
- 法的環境の整備：ユーザー間の多角的契約（multilateral contract）であるルールブックによって、電子的文書を安全に授受する法的枠組が提供される。
- 共通手順の提供：共通のプラットフォームが提供されるので、ユーザーは定められた手順に従い一つの画面で相手と送受信ができる。この手順とは、文書規格ではなく、ユニバーサルな技術的規格の提供を指す。
- 業際的サービスの提供：新BOLEROでは、実用的な情報蓄積機能が提供されるので、共通の産業規格も併せて利用すれば様々なサービス相互間（アプリケーション・インテグレーション・ネットワーク等の分野）において、競争的な市場の発展を促進する。即ち付加価値サービス開発のプラットフォームとしての役割を果たすのである。

3.4.4 システム構成（図3参照）

新BOLEROシステム構成は、パイロットプロジェクトの場合と基本的に変わらないが、以下の4点に特徴がある（1997年10月時点）。

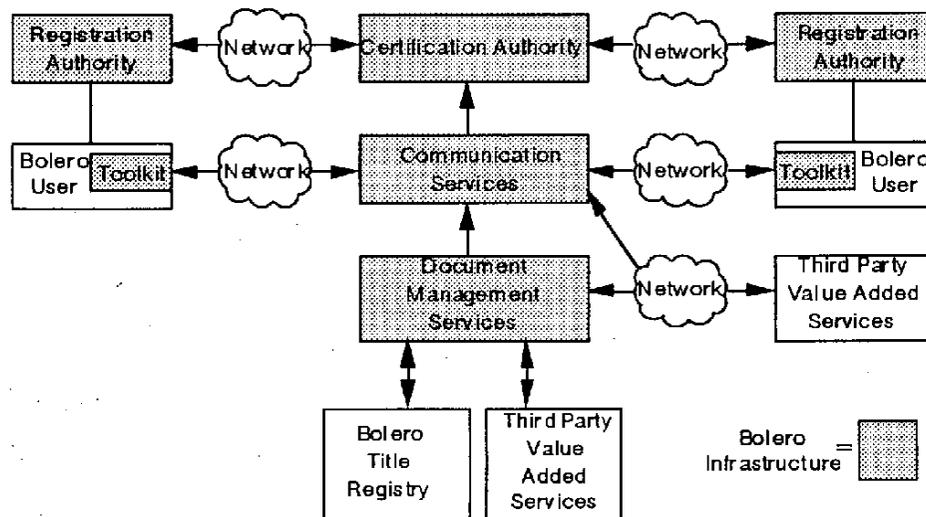


図3 Boleroのシステム・アーキテクチャー（出典：Bolero BRS 1.0）

(1) 共通の安全対策

電子化された貿易文書の安全な授受の為に認証機関 (CA : Certification Authority) と登録機関 (RA : Registration Authority) を設置し、非対称暗号を用いる電子署名等の安全策を提供する。

(2) 拘束力のある法的環境

ユーザーは、システムに参加するにあたり、ルールブック (International Bolero Rule Book) と称する統一約款に署名・同意することを要求される。国際取引や電子商取引については統一的基準がなく各国法制、国際取り決めも異なるので、このルールブックの承認・署名によって、新BOLEROシステムを利用するユーザー全員が法的に拘束される形をとっている。

(3) 通信サービス

新BOLEROシステムは、認定されたネットワーク (Accredited Network) を経由して、EDI・イメージ・テキスト・VAN・インターネット等あらゆるタイプのメッセージ交換を可能にする。また、ツールキットを提供してユーザーのアクセスを支援する。

(4) タイトル・レジストリ (Title Registry)

従前のシステムにおける中央登録機関 (CR : Central Registry) に該当し、権原証券である船荷証券の内容と権利関係を電子化したデータベースを保全する機能は、同様である。但し、従来はCRで船荷証券以外の貿易関連書類も管理することとされていたが、現時点の構想では、管理対象は船荷証券に絞られている点に注意すべきである。

3.4.5 事業化に向けての作業状況

(1) BRS(Business Requirements Specification : 業務要件仕様)

新BOLEROプロジェクトの基本的な考え方やシステムの大綱を記した資料としてBRSが作成され、1997年9月に公表された。実際の業務内容を展望して新BOLEROサービスのシステム構築とその骨格を示すものである。

今後は、これを基にして産業団体や個別企業、各国当局等に、貿易関連書類取扱上の問題点のレビューを行い評価を受けた後、改定版が作成される予定となっている。

(2) 事業化への評価 (Commercial Assessment)

新BOLEROシステムの稼動によって、関係者がどの程度のメリットを受けるか

について具体的・数量的に分析がなされた（輸出入業者、船会社、金融機関、石油・コンピュータメーカー等）。大幅なコスト削減、合理化効果が確認されたというが詳細は明らかにされていない。

(3) ルールブック

全ユーザーが拘束される法的取決めであり、新BOLEROプロジェクトの大きな特徴の一つである。第1版について、世界の主要な法体系の中から18カ国の法律専門家、関係者から意見を聴取して、妥当性を検証し条文改定の作業が行われている。

(4) 技術的検討

BRSの内容に従い、新BOLEROシステムで利用される暗号やセキュリティシステム、タイトル・レジストリのデータ・ベースについての技術面の検討（Functional and Technical Validation）が、この分野を担当しているSWIFTのスタッフによって進められている。

3.5 新BOLEROプロジェクトの法的枠組と契約

3.5.1 ルールブック（Rule Book）の定める法的枠組

BOLEROプロジェクトでは、国内外の貿易取引と関連する国際協定に準拠し、ユーザーに対し、予測可能で安定かつ公正な（predictable, stable and equitable）法的環境を提供する目的でルールブックを策定中である。策定作業の参考とするため、これまでに世界の18カ国を選び、法制上の問題が調査されている。以下ではルールブックの定める主要項目を掲げる。

a) 「機能等価アプローチ」の採用

貿易取引の各場面（販売・輸送・金融・信用状・貨物保険等）で、新BOLEROシステムを利用するユーザーが、相手方との関係において紙形式（書面）と同等の機能を保証する。この機能は、国連国際商取引委員会（UNCITRAL）が電子商取引モデル法案作成に際し提案した考え方に立脚している。権原証券の取扱と権利移転は、法律的に拘束力がありかつ紙（証券）上に化体された権利は、電子的環境においても現に存在すると説明される（UNCITRAL電子商取引モデル法17条(3)参照）。

b) 貿易取引関係当事者間の微妙なバランスの維持

- c) データメッセージの証拠能力と証拠の重さの取扱
- d) 送信者の送ったメッセージについては、否認不可性を採用
- e) 「原本性の保証」

メッセージ上の権利が、同じユーザーによって何度も移転できないことを保証する。新BOLEROシステムでは、データメッセージに基づき権利移転がなされるので、そのメッセージが原本であること（唯一性保証）の証明に必要なシステム面の防護強化条項を設ける。

- f) 多くの基本契約の中から、特に輸送契約と信用状に関する標準条項を直接或いは参考資料として組込む。
- g) 準拠法を指定する。
- h) ルールブックの解釈上の争いについて、解決手続を定める。

基本契約には干渉しないという目的に沿って、ユーザーに対しては争いの原因がルールブックの解釈上の疑義だけならば、特定国の裁判所の救済に委ねることを義務づけず、ルールブック自体に解決できる手順を定める。

3.5.2 サービス契約

この中には、サービスの利用、アクセス要件、価格設定、サービスの実行に関する項目が盛り込まれている。

ユーザーは、BOLEROとの契約書（直接又は間接）及びサードパーティのセキュリティサービス提供者との契約書に署名する。BOLEROは、BOLEROシステムの認定サービス提供者との契約書に署名する。これらの契約は、サービス・セキュリティ・責任のレベル拘束する。サービス契約は、ユーザーとBOLEROの間の義務及びBOLEROとサードパーティサービス提供者間での義務を詳細に定めるのに必要となる。

ユーザーに直接提供されるサードパーティサービスは、BOLEROサービスの対象とはならず、ユーザーの責任において行われる。同様に契約もBOLEROを経由しない。

3.5.3 責任と義務 (R&L : Responsibility and Liability)

ユーザーの基本業務を保護し、システム運用の信頼性を確保するには、厳格なR&L方針が必要となる。R&L方針は、BOLEROサービスのあらゆる面に妥当する。R&L方針は、以下の点を保証することが検討されている。

- a) ユーザーから受信が確認された全ての情報は、その指示に従って管理される。
- b) 全ての情報は、ルールブック、サービス契約又はユーザーの指定する期間中安

全に管理される（システム故障時の限定されたデータ喪失は除く）。

- c) ユーザーは、BOLEROサービスから要求される全ての情報の受信を確認できる。
- d) 予定された停止時間と一定の連続時間枠内の予定しない停止時間との場合を除き、BOLEROサービスは、1週7日、1日24時間利用可能である。
- e) 災害時には、一定時間経過後、利用可能となる。
- f) セキュリティインフラは、送信者の証跡、否認不可性、指図/文書内容の完全性を提供し、外部からの攻撃にも対処できる。
- g) 運用上の対処で、改竄は防止される。
- h) 受信情報は全て機密が守られる。
- i) ネットワークとソフトウェアとのアプリケーションインターフェイス (APIs) は、BOLEROサービスの趣旨に合うように正しく開発・保守される。
- j) 登録される全ユーザーは、認証され、資格のあるユーザーだけが自分自信のセキュリティ情報にアクセスできる。

これらの責任を果たす為には、明確な賠償義務が必要となる。BOLEROサービスでは、他のサービス提供者とは、全く異なった視点から賠償を実行する。通常、貿易書類サービス提供者の契約では、その賠償義務はトランザクション価格の倍額か或いは低い方の固定金額に限定される。BOLEROのアプローチは、ユーザーの料金ではなく、基本となるビジネストランザクションに従って計算される。例えば、BOLEROサービスの故障が原因で貨物の通関に必要な書類が遅れた場合には、契約に定められた限度内で遅延に関わる債務が発生することになる。これが電子取引文書市場の発展に必要な正当な基盤確立に必要な保証となっていくのである。

3.6 新BOLERO展開上の問題点

新BOLEROシステムの概要を説明したが、全体の整理をかねて、このプロジェクトの基本枠組たるBRSに対するFISC (The Center for Financial Industry Information Systems (Japan) : (財)金融情報システムセンター) の評価(要旨)を紹介しておきたい。(「クロスボーダー取引における金融EDIに関する研究会」FISC ; 平成10年2月, 22~25頁)

3.6.1 貿易金融EDI導入のメリット

●書類・データ関係

ペーパーレス・自動化による迅速かつ効率的処理実現とコスト削減(搬送・保管・点検簡素化等)。電子情報によるデータ保存の一元化、偽造・変造の防止。

●人的側面

輸出入書類に関与する人員削減、教育費の負担軽減。

3.6.2 今後の検討課題

●法的側面

- a) BRSやルールブックの規定の抽象性や不明確な記述の為に、タイトル・レジストリ(Title Registry)、認証機関(CA)、登録機関(RA)、認定サービス提供者等の役割・機能や責任分担が不明確である。
- b) メッセージのデリバリーのみを保証するといっても、内容についてBOLEROが責任を問われたいとはいえない。否認不可性(non repudiation)についても、その意義が不明確である(メッセージの同一性、メッセージ成立・作成者の真正性、メッセージ発・受信の確認なのか等)不明である。メッセージの証拠能力はどこ迄保証されるのか。
- c) 貿易取引相手方との関係で、紙形式(書面)と同等の機能を保証する「機能等価アプローチ」を採用しているが、ルールブックに署名しない荷受人に対してはどのような扱いをするのか?又、書面とデータが混在するとき電子署名や認証書の取り扱いが国によって異なる場合どうするのか(原産地証明のように最後迄紙で残る書類でもデータ化を巡り同様の問題が生じる)。
- d) B/Lが、電子署名による裏書によって転々流通する場合、署名の信憑性を確認・遡求する手法はどのようにするのか?メッセージに表示された権利の二重譲渡不

能は登録システム・再使用禁止技術いずれで対処するのか。

- e) その他、荷為替手形の扱い、紛争の裁判管轄、税（印紙代）の取り扱いや営業秘密・プライバシー保護も問題となつてこよう。

●技術的側面

- a) 偽造・変造・本人確認に関し、新BOLEROではいかなるセキュリティ対策がなされるのか。タイトル・レジストリ、CA、利用者間で電子署名・公開キー・ICカードをいかなる手順で用いるのか。技術革新への対応策はどうするのか。
- b) 安全運用を確保する為のツールキット等の保守・安全対策や体制整備はどうなるのか。
- c) 各国の主要なベンダー（大口ユーザーの為の接続をサポート）に対し、ツールキットやインターフェイスの仕様を早い時期に公開すべきである。
- d) 原産地証明のように最後迄、紙形式で残る書類でも電子化するには、EDIの手法による標準メッセージの利用向上に向けた具体的施策が必要ではないか。

●運営方法について

- a) システムがダウンした場合のコンテンジェンシープランを明確にすべきである。
- b) RA、CAの運営はどのように行われるのか。また責任分担はどうなるか。RAが複数存在するとき（CAは単数）、RAにはどのような資格・能力が必要になるのか。
- c) 電子署名の利用は、グローバルに会社・組織単位で行うのか、そこに属する個人単位で行うのか。
- d) 中立性という表現が見られるが、具体的には何を意味するのか。
- e) 認定されたネットワーク（accredited network）とは何か。accreditの為の要件は何か。アクセスポイントは、どのように設定されるのか。CR、CA、RA、認定サービス提供者の資格要件はどのようなものか。
- f) 参加者間の公平性確保のため、運営サービスの質・料金・参加資格等の具体的ルールが必要ではないか。使用料金体系・課金方法決定については、ユーザーの参加を認めるべきであろう。参加資格や除名条件も誰がどういう基準を作り管理をするのが明らかにされるべきである。

3.7 新BOLEROと日本の取組

事業化に向けての第一陣の参加国になるか否かで今後の国内の動きも変わってくると見られる。アジア諸国の中でも日本はこの分野で遅れており、新BOLEROプロジェクトを契機として、官民での取組とインフラ整備は、急務となっているからである。

当初は、ルールブックが英国法との適合性が高いこともあって、日本は不利と見られたが（EDI化の先進国台湾が有力視されていた）、最近の積極的対応が効を奏した為か、第一陣の対象国となる可能性が高いとされている。

新BOLEROプロジェクトを、省力化・効率化あるいは「B/Lの危機」に備える為のシステムと近視眼的にみるべきではない。生産・物流・金融あらゆる側面で閉息的状況に陥っている日本にとって物と金の流れを再編成し、グローバルスタンダードの潮流に乗る為のスプリングボードとして取組むべきである。

このプロジェクトは、貿易だけでなく、金融・産業全般の競争力へも多大の影響力があることに留意すべきであろう。特にアジア諸国との貿易・投資を通じての相互依存関係を前提とすれば、アジア諸国と共同での貿易金融EDI推進*も重要課題となっていることに留意すべきである。

* 1997年12月より情報処理振興事業協会（IPA）の「貿易手続電子化実証実験」（EDEN：Electronic Delivery of Negotiable Documentプロジェクト）も開始されており、1999年3月に成果が出されることとなっている

【参考資料】

- 「アジアにおける貿易金融EDIに関する研究会報告書」FISC；平成9年3月
 - 「EC法的问题調査研究報告書」産業情報化推進センター；平成9年3月
 - 「BOLEROの現状と課題」奈良順司（株）東京三菱銀行；平成9年11月（ヒアリング資料）
 - 「クロスボーダー取引における金融EDIに関する研究会」FISC；平成10年2月
 - 「金融情報システム白書」（平成10年版）FISC；平成9年12月
 - 「貿易取引の基礎知識」八尾晃（平成10年2月）
- （○を付したものは、文中で引用させていただいた。）

4. データ交換協定書の見直し



4. データ交換協定書の見直し

はしがき

(1) 電子商取引をめぐる環境の変化

データ交換協定書（参考試案）は、平成8年3月に公開されて以来、ほぼ3年が経過している。そして、電子商取引をめぐる環境が日々変化している状況に応じた参考試案の改定を検討すべき時期にあるかもしれない。

その状況変化の主要な部分は、インターネットの商用利用を中心とする状況変化に基づくものであるが、さらには、BOLEROプロジェクトのようなEDIプラットフォームの構築への試みもある（第1章から第3章参照）。

さらには、参考試案の検討・公表当時は、一部でしか検討が行われていなかった「電子署名」に関する制度も徐々にその骨格が検討され、国際的な合意形成に向けた様々な努力が行われつつある。そして、アメリカ合衆国統一商法典の改定作業のように、特定の業務分野のEDI化を前提にした法律的検討も行われていることは周知のところである。

わが国においても、政府は、平成6年6月に「高度情報通信社会推進本部」に関する閣議決定を行い、また、平成9年9月には、内閣総理大臣の私的諮問委員会として「電子商取引等検討部会」が設置され、商取引の電子化がわが国の経済発展にとって必要不可欠であるという認識のもとに、関連諸制度の整備に着手しつつある。そして、今国会においては、平成10年7月1日の施行実施される「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」が成立し、また、国際貿易取引に関しては、すでに電子化されているNACCSが、その適用範囲をさらに広げる計画を実施中である。

(2) 見直しの視点

このような状況変化、特に、法制度の変更がある場合には、契約で定める事項も、それに適応した変更を必要とする。例えば、参考試案第9条で規定する「データの保存」に関する規定においては、上述の「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」第10条に適合する内容に変更する必要があるし、また、参考試案に基づいて授受する取引関係情報も、これに適合する内容の伝送を必要とすることとなる。

こうした観点からすると、参考試案の見直し作業にあたっては、電子商取引に関連する法制度の整備に伴う内容の修正を中心とする種々のアップデート作業が必要となることはいうまでもない。

さらに、参考試案逐条解説にのべるように、そもそも、参考試案は、汎用性や中立性を基幹として起案されたいわば「骨格条項」である。そのため、現実の商取引においてデータ交換協定を作成する場合には、参考試案そのものを利用するのではなく、その骨格に肉付けをし、具体的な当事者の利害関係の調整をはかるというのが不可欠な作業であった。ただ、この肉付け作業や利害関係の調整を行うためには、法律分野、技術分野や取引実務慣行に対する理解や経験を必要としており、必ずしも、「骨格」の提示をするだけでは十分でないという側面もありうる。

また、参考試案は、「背景となる取引契約」の存在を前提として、データ交換に必要な最低限度の事項を規定したため、これを利用すれば「電子商取引基本契約」になるという形式はとっていないし、主として国内取引に適用することを想定しているため、国際取引に必要な事項も規定していない。

このような背景を前提にすると、今回着手した参考試案の見直し作業にあたっては、前述のアップデートの作業に加え、電子商取引モデル契約的な試案の作成も、その作業に加える必要があるかもしれない。

ただ、上述のように電子商取引をめぐる環境の変化は急速であり、かつ、今回の見直し作業ではこのような全面的な見直しを行うための時間には恵まれなかった。そこで、今回の報告では、公表時の原文を引用しつつ、将来の検討への地ならしを視野に入れ、その「逐条解説」の部分にアップデートに関連する若干の補筆を加えるにとどめた。

作業の関係で、公表時の原文と補筆を加えた部分は区別されていないが、この趣旨をご理解いただければ幸いである。

4.1 EDIに関する標準契約

4.1.1 EDI標準契約の概要

我が国におけるEDIに関する標準契約やモデル契約については、日本電子機械工業界（EIAJ）の「オンライン取引標準システム契約書」、石油化学工業協会（JPCA）の「企業間データ交換に関する覚書」、その他いくつかの業界団体で、標準契約書、モデル契約書が公表されている（これらについては、平成8年に公表された報告書に参考資料として収録されている）。ただし、これらの標準契約書、モデル契約書は、各業界ごとの商慣行や特性も加味して作成されているため、必ずしも、業界や業種を異にするEDI取引には適用しうるものとはいえない。すなわち、これらの契約書に含まれる条項は、既存のシステムを前提としたモデル契約であり、EDIの対象取引分野についても広範かつ多様な取引を対象としている。これらに共通かつ普遍的に適用することが可能な「標準契約書」を作成することは不可能である。

そこで、EDIに関する標準契約を策定するにあたっては、その前提として、どのような内容の標準契約を定めれば、それが有用なものとして、実務において採用されるのかを検討することとした。そのためには、EDI標準契約がどのような場所で利用されるのか、また、どのような標準契約書が望ましいか、などいくつかの基本的な要素について検討を行った。

その一方で、EDIに必要な契約事項を明確にすることなく、EDIを導入することは、いざ障害やトラブルが発生した場合に、法的な解決を困難にするおそれがあるばかりでなく、取引の公正や安全をはかるうえからも問題となる。また、EDIに特有な必要最少限の法的事項を記述した何らかの汎用的な参考契約を提示することは、法実務の観点からEDIについて検討する場合においても重要な課題である。このような問題意識のもとに、本研究委員会では、特定の取引分野を前提とすることなく、EDIに特有な必要最少限の法的な事項を定めたデータ交換協定書（参考試案）を作成することとした。このデータ交換協定書の作成にあたっては、以下のような事項を前提としている。

4.1.2 データ交換協定書の前提条件

4.1.2.1 取引基本契約と個別契約

① 取引基本契約

企業間の継続的な取引契約においては、契約当事者の基本的な権利義務を定める「取引基本契約」が締結されることが広く行なわれている。この取引基本契約に盛り込まれる内容は多岐にわたるが、当該契約の目的、個別契約の成立方法、契約目的物（商品）の所有権の移転時期、代金決済方法、瑕疵担保責任、損害賠償、解除、裁判管轄などが規定されている。

ところが、たとえば支払条件について、取引基本契約においては「支払条件については別に定める」とされ、取引基本契約とは別に「支払条件に関する覚書」が取り交わされるような場合もある。このような覚書によって約定される内容としては、支払条件のほかに、商品の価格・仕様・納期などが挙げられる。こういった覚書は、取引基本契約を補充するものであるから取引基本契約の一部と考えることができよう。

② 個別契約

取引基本契約を締結した当事者が、実際に取引の受発注を行うことで、当事者が目的とする具体的な契約が実現する。このような一回一回の受発注を取引基本契約と区別して「個別契約」と呼んでいる。取引の実務においては、発注者と受注者の間で口頭・電話による連絡または郵便・ファクシミリによる書面の交付あるいはそれらを組み合わせた方法など、予め取引基本契約で約定された個別契約の成立方法に従い受発注が行われ、個別契約が成立することとされている。

なお、商品の数量・価格・仕様・納期などについては、取引基本契約あるいは覚書においては約定されず、個別契約を俟って決定される場合も多い。

発注ごとに数量・価格（相場性のある商品など）等が変動する場合には、そのような対応が実際的である。

③ 取引基本契約と個別契約の関係

EDI取引の「背景となる取引契約」は、伝統的に上述のような取引基本契約＋個別契約という形態を採っていることが多いと思われる。この方法は、安定した権利義務関係の要請（基本契約）と商品価格などのように変動が予想される内容（個別契約）をうまく組み合わせており、取引実務に適合しているといえる。

4.1.2.2 背景となる取引契約とEDI標準契約

現実に行われているEDI取引では、契約当事者間において取引の様々なレベルで合意が形成されており、これらの合意によって取引の内容、データ交換に伴う各種の技術的事項などを具体的に定めている。このような様々なレベルの合意（契約）は、次の3種類に整理することができ、これらの合意（契約）が一体となって継続的な取引契約の仕組みを構成するものと考えられる。

本試案では基本方針（4.1.3）として、EDIを前提としない従来の取引の場合にも想定される取引基本契約を前提とするものであり、これを「背景となる基本契約」と呼び、この背景となる基本契約を前提としてEDIを導入する際に付加されることが想定される部分を「EDI標準契約」と呼ぶ。そして、このEDI標準契約は「データ交換協定（書）」と「運用マニュアル」から構成されるものとした。

① 背景となる取引契約（基本契約）

それぞれの継続的な取引の実体的な契約内容を定める契約であり、取引に応じて基本的に定める必要のある各種の事項を定めるものである。たとえば、受発注の方法、検収の時期および方法、瑕疵担保責任、代金の支払方法および時期その他の事項が定められる。すなわち、従来の継続的取引契約と呼ばれてきた契約そのものといえる。

② データ交換協定（書）

データ交換協定（書）は、電子的な手段によって取引にかかわるデータの交換を行う場合に、そのような手段を取ることに特有な法的問題について基本的な合意事項を規定するものである。この協定（書）では、必要最少限の基本的な原則を定め、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する事項は、運用マニュアルで別に定めることとしている。したがって、運用マニュアルで定める技術的合意に基づいてデータの交換が行われた場合に、そのデータ交換の効果等に関する合意などがこの協定（書）に定められることになる。

③ 運用マニュアル

運用マニュアルは、取引に用いられる電子的なデータ交換を行うために必要な技術的諸事項（メッセージの受信処理方法、システムの運用時間、セキュリティに関する事項等）を具体的に定めるものであり、従来の運用規約などと呼ばれていたものに相当するものである。すなわち、運用マニュアルでは、データ交換を行うために必要な技術的および手続的要件をすべて規定することになる。また、データ交換

協定（書）に規定すべき事項と、運用マニュアルに規定すべき事項とは必ずしも厳密に区別されるものではない。そこで本来ならデータ交換協定本文中に記載すべき事項も、いわば下位規範である運用マニュアルに記載することも考えられる。特にデータ交換協定（書）に規定されていない事項について、運用マニュアルで追加すること、あるいは、データ交換協定（書）に規定されている事項について、運用マニュアルで変更することも考えられる。

なお、本研究会は、データ交換協定（書）に付属する独自のEDI運用マニュアルの作成を行ってこなかったが、今回、取り扱われるべき項目をより詳細に掲げた。運用マニュアルの具体的な内容についてはそれを参照されたい（後掲）。

④ データ交換協定（書）と運用マニュアルの関係

データ交換協定（書）と運用マニュアルについても、両者の関係を検討する必要がある。たとえば、ある約定についてどちらに規定するのかとか、両者の間に齟齬を生じた場合の優劣関係等についてである。

データ交換協定書は、同協定書と運用マニュアルとの関係を「一体をなし」、両者は「同一の効力を有する」ものとした（本研究委員会作成の同協定書第2条2項参照）が、一体をなすものを、データ交換協定書と運用マニュアルに分離したことは、一見矛盾するかのようである。しかし、それには以下のような理由がある。A) 通信機器・通信技術等の進展に伴うEDIシステムのスクラップ&ビルドは不可避であり、これにより運用マニュアルの技術的な規定は相当の頻度で変更を余儀なくされること、B)運用面の規定について見ると、運用管理者および運用担当者等の人事異動、EDI担当部門の組織変更なども運用マニュアルの記載事項の変更事由になると考えられることから、抽象度の高いデータ交換協定（書）と運用マニュアルとは、分離することが合理的であると思われる。

4.1.3 データ交換協定書作成の基本方針

このデータ交換協定書作成にあたっては、次の事項を基礎としている。

① 継続的取引に関する基本契約の存在

本データ交換協定書においては、当事者間に「継続取引基本契約」、「取引基本契約」等のいわゆる基本契約（背景となる取引契約）が締結されていることを前提としている。このような取引基本契約が締結されていない場合には、納品、検収、代金決済、担保責任その他各種の取引において必要な条項をデータ交換協定書に付加して使用する必要がある。要するに、本データ交換協定書を利用するにあたっては、現実の取引の特性を考慮した修正を行うことが極めて肝要である。

② 中立性の確保

現実のEDI契約においては、他の契約における場合と同様に種々の事情から、取引当事者の一方に有利な事項が定められることがある。しかしながら、データ交換協定書作成の基本においては、このような一方の利益に偏る契約条項は必ずしも適切ではないと考えられる。したがって、本データ交換協定書作成にあたっては、できる限り、当事者間の中立・公正を保つ方針をとった。

③ 汎用性の確保

EDIの対象となる取引は、例えば契約の成立時期一つを取り上げても、すべての取引に共通に適用される「標準」を作成することは不可能である。また、システムによっては、契約の成立にいたる以前の「商談情報」を伝送する場合も有りえ、これらのヴァリエーションを網羅的に記述することは不可能である。

これらの事情に照らし、本データ交換協定書作成にあたっては、取引のEDI化に伴って、当事者間で定めるべき必要最低限の事項を取り上げることにより、ある程度の汎用性を付与することを意図した（ただし、後述するように、継続的な取引の中で商品の受発注を電子的データ交換によって行うことを前提としている）。したがって、本データ交換協定書を利用する場合には、現実の取引の特性、利用するシステムの種類、伝送する情報の種類に応じて、これを適宜修正する必要がある。

④ 想定したシステム

本データ交換協定書作成にあたって想定したEDIシステムの枠組は、主として、物品売買に関する取引当事者が、VAN事業者を介在させず、発注データおよび受注

データの双方を伝達する場合であり、かつ、送信者がデータ伝送を起動し、相手方の指定されたメールボックスに当該のデータを書き込むいわゆる双方向型の場合を想定している。

⑤ 運用マニュアルとの関係

本データ交換協定書は、ある程度の汎用性があるものとするため、取引のEDI化に伴って必要と思われる最低限の事項にとどまっている。この汎用性を確保する上で、本来ならば協定書本文中に記載すべき事項も、いわば下位規範である「運用マニュアル」に記載してある場合がある。この代表的なものは、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する事項であるが、各取引においては、必要とされるデータ交換の安全確保のための手段・手順は異なるであろうことが前提にあるためである。

⑥ 既存の取引契約との関係

本データ交換協定書は、それがすでに当事者間に存在している「背景となる取引契約（underlying commercial contract）」に影響を与えないとの方針のもとに策定している。したがって、可能な限り継続的取引契約、商品売買契約等の名称で締結される既存の継続的な取引の基本契約に影響を及ぼさないようにデータ交換協定を定めるべきである。データ交換協定に伴って基本契約の内容を変更する必要がある場合には、基本契約を改定することが望ましいであろう。

⑦ 各種の法規制との関係

取引分野によっては、各種の業法による規制がある。また、取引が下請法の適用を受けるものである場合には、書面交付義務やその記載事項が定められており、その条項を遵守しなければならない。しかしながら、これらの法規制を網羅的に包含する標準契約を作成することは不可能であり、本データ交換協定書においては、これらの法規制を考慮することなく試案を作成している。そこで現実に本データ交換協定書を利用して具体的なデータ交換協定書を作成するにあたっては、これらの法規制に適合化させる必要がある。

なお、本データ交換協定書は企業間の対等な取引を想定して作成されている。公共機関による調達、消費者との取引等への適用を否定するものではないが、現に適用するに際しては、政府調達や消費者保護に関し契約に規律を加える諸法規等を勘案の上、適宜修正する必要がある。

⑧ 国際的な視野

本データ交換協定書は国内取引に適用されることを前提として作成されている。

しかし、勿論、EDIには国境がなく、国際取引に適用されるデータ交換協定との整合性を図る必要がある。そのため、署名・原本など文書に特有な問題について電子データの場合にどのように扱うかなど我が国の制度上必ずしも必要でない事項は規定していないが、UNCITRAL EDI モデル法やECE/WP.4のモデルデータ交換協定書を参考にし、国際的な動向もある程度視野に入れた条項となっている。しかし、本データ交換協定書では、国際取引に特有の事項や、我が国の制度上必ずしも必要でない事項は規定していない。そのため、本データ交換協定書を現に国際取引に適用する際には、基本契約またはデータ交換協定書において、準拠法や裁判管轄、紛争解決手段(ECE/WP.4モデルデータ交換協定書の第7.1条及び第7.7条を参照)等を規定する必要があるだろう。なお、電子的記録の書面要件、電子データの証拠法上の位置付けについては、第9条の解説を参照。

4.1.4 データ交換協定書利用の留意点

本データ交換協定書は、全13条から成り、各条項に関する詳しい解説については、4.3の「データ交換協定書（参考試案）の逐条解説」を参照されたい。なお、これまで述べてきたところからもわかるように、本データ交換協定書は、上述の基本方針に基づいて作成したものであり、具体的な取引にそのまま適用できるわけではない。すなわち、本データ交換協定書を利用するにあたっては現実の取引の特性を考慮した修正を行うことが極めて肝要である。本データ交換協定書では、立案の趣旨や問題点などについては「コメント」で解説しているので、その意図を十分に理解した上で、各業界にとって適切な標準協定書を作成する必要がある。

4.2 データ交換協定書（参考試案）

以下に、作業部会を中心に作成した「データ交換協定書（参考試案）」を示す。

データ交換協定書（参考試案）

ver.1.0

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）
とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり協定を締結する。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要性が生じた場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1)発信者の同一性の確認手順
- (2)発信者の作成権限の確認手順
- (3)データ入力誤りの確認手順
- (4)伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5)その他甲および乙が合意する事項

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

第6条 受信確認

1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り_____の方法によるものとする。
2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第13条 有効期間

この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、事後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

4.3 データ交換協定書（参考試案）の逐条解説

「データ交換協定書（参考試案）」の条文だけでは使用者に作成意図が正しく伝わりにくい点もあり、また、データ交換協定書は各種業界・業態に共通して参考になるよう作成されているが、実際に使用する際には、それぞれの業界・業態に合った内容に修正する必要がある。そのため、それぞれの条文の意図するところおよび使用するための留意点などについてここで解説する。

前 文

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり、協定を締結する。

（コメント）

(1) 協定の対象

このデータ交換協定書は、すでに継続的な商品の売買について基本的な契約を締結している当事者間において、個別的な受発注を電子データ交換によって行う場合を想定している。

(2) 協定の位置づけ

データ交換協定書では、電子的な手段によってデータ交換を行うことから生ずる問題に限定して規定している。例えば、商品の引き渡し、検品の有無、その方法、代金の決済時期、その方法など本件取引に関わる基本的な問題については、基本契約で定められていることを前提としている。また、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する合意は運用マニュアルで別に定めることにしている（第2条参照）。

(3) 取引の内容

前文は、電子データ交換協定の目的を明らかにするとともに、協定の対象となる取引を明らかにするものである。

協定の対象となる取引を別紙に記載することとしている。対象となる取引の表示があまり複雑でなければ、別紙とせず、前文に書き込むことあるいは取引の対象に関する条

項をおくことも考えられる。例えば、後者の場合には、「第1条 本協定は、以下の商品の受発注に適用される。…」というような規定が考えられる。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

(コメント)

当事者の合意

継続的取引関係にある甲と乙とが個別的な受発注を電子データ交換によって行うことに合意したことを明文で規定するものである。前文があれば、特に本条の必要はないようにも考えられるが、当事者が合意したことを明確にするために本条を置いている。なお、国際取引に適用する際には、基本契約(またはデータ交換協定書)において、準拠法や裁判管轄、紛争解決手段(ECE/WP.4モデルデータ交換協定書の第7.1条及び第7.7条を参照)等を規定することが必要となろう。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という)で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

(コメント)

(1)運用マニュアルの性格

運用マニュアルは、データ交換協定書(協定書)を受けて、取り扱うデータの種類、データフォーマット、データの伝達方法などをはじめ、データ交換を行う際に必要な技術的要件及び手続の詳細規定を定めるものである。実際のデータ交換の運用は、この運用マニュアルに従い行われることとなる。

運用マニュアルは協定書の一部として、その内容は法的拘束力を持つ。協定書ではその条項において、各項目の詳細が運用マニュアルで定められることを前提としており(第3条乃至第6条、第9条乃至第11条)、各項目の決定、変更については取引当事者間で合意した内容を明らかにしておくため、原則として書面によりなされるべきであろう。上記の条項において「甲乙間で別に書面により定める」(第1項)「合意の上書面により変更する」(第3項)と明記しておくことも考えられる。なお、変更はある程度柔軟に行えることが望ましいため、協定書の記名捺印者以外にも運用マニュアルの変更権限を持つ者を定めておくことも考えられるであろう。また、軽微な変更については、相手方への一方的通知で足りる場合もあり、この場合は、どのような変更について、通知で足りるのか、通知方法や通知先について、運用マニュアル上に規定しておく必要がある。

また、協定書と運用マニュアルに齟齬が生じた場合、どちらが優先するかを規定しておくことが望ましい(ECE/WP.4モデル交換契約では、モデル交換協定書が技術的附属書に優先する旨を規定している)。運用マニュアルの変更により、協定書と矛盾が生じる場合には、協定書も変更し、齟齬が生じないようにすべきであろう。なお、基本契約と齟齬を生じる場合には、協定書及び運用マニュアルの定めが優先して適用される(第12条参照)。

(2)運用マニュアルにおいて定める事項

はじめに述べたように、協定書は汎用性を持たせるため、最低限の事項についてのみ定め、具体的な運用に必要な項目はすべて運用マニュアルで定めることを前提としている。運用マニュアルで定めるべき事項として、後に掲げるような項目が考えられる。項目によっては協定書で定める方がふさわしいと考えられるものもあり、実際に行われるデータ交換の内容に応じて追加、変更が必要であろう。用語の定義などは、本来、協定書において使用される用語は協定書で定め、運用マニュアル上使用される技術用語については運用マニュアルで定めるべきであろう。

1.協定書及び運用マニュアル上使用する用語の定義

2.システムの内容

- 1) システムの適用範囲
- 2) システム概念図及びシステム構成

3.運用手順

- 1) 伝達するデータの種類
- 2) 伝達するデータの内容

ex. 発注データ：種類、数量、納期、納入場所等

* 下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる場合、発注内容は「必要に応じ、磁気記録媒体等」に記録され、明確に書面に表示されるようにしておかなければならない。発注内容についても記載すべき事項が定められており、当該法令に沿った対応が必要(下請法第3条及び関連規則)である。

3) 伝達方法

通信プロトコル／接続形態／通信回線種別／通信手順 等

4) 運用日時

運用日／時間

時間外に受領したデータの取扱い

受注データ伝達までの期間／返送がなかった場合の効果

(ex. 発注データ受領後、X日以内に受注データの受信がなければ発注は拒否されたものとみなす)

5) 読み出し不能データの取扱い(第5条コメント参照)

通知方法／通知がなかった場合の当該データの効力

6) 受信確認(第6条コメント参照)

受信確認が必要な場合の方法／受信確認受信までの期間

7) データの保存(第9条コメント参照)

保存する主体

データの範囲

期間

態様

4.安全対策

1)システムの管理(第11条コメント参照)

システム管理及び保守の方法

責任範囲

相手方への連絡方法

管理責任者／管理責任者変更の連絡方法

2)安全確保のための手順(第3条コメント参照)

(1)発信者の同一性の確認手順

パスワード、電子署名、暗号化等

(2)発信者の作成権限の確認手段

電子署名等

(3)データ入力誤りの確認手段

(4)伝送途上におけるデータ変質の確認手段

パリティチェック、暗号化等

(5)その他の手段

3)異常発生時の措置(第11条参照)

- ・異常発見時の報告義務／報告体制
- ・主任担当者の氏名、連絡先及び連絡方法
- ・休業時の連絡方法（通常時の運用、管理等の担当者と同じとは限らない）
- ・予想される障害と対処方法
- ・責任分担
- ・代替的な情報伝達方法（電話、FAX、郵便、手渡しなど）
- ・緊急用設備の設置方法、さらには応急措置
- ・原因究明及び回復のための見通し、措置、報告（コモンキャリア、ハードメーカー等第三者との連絡、協調の体制）
- ・既処理データの点検。
- ・損害の拡大を防ぐための一般的な協力義務および拡大損害についての賠償責任の定め

5.費用負担(第10条参照)

1)原則

2)費用項目

イニシャルコスト／ランニングコスト／その他

6.運用マニュアル変更の方法

*変更履歴も一目でわかるようにしておくべきである

関連条項：第3条 データ交換の安全及び信頼確保のための手順

第4条 データの伝達方法

第5条 読み出し不能データの取扱い

第6条 受信確認の方法

第9条 データの保存及び交付

第10条 費用負担

第11条 システムの異常、故障発生時の措置

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5) その他甲および乙が合意する事項

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条はデータ交換の安全および信頼確保のための手順を定めた規定である。EDIにおいては取引が電子化されるために、紙ベースの取引に比べ、受信したメッセージ上で相手方の同一性やその権限について確認することが困難となる。そこで伝送されたデータの発信者の同一性の確認 (identification)、発信者の作成権限の確認 (authorization; ここでは当該データ発信に関する決済権限の意味で用いる。)、伝送途上でデータの変質がないことの確認 (data integrity)、データ入力の誤り (data entry error) がないこと等の点について、予め確認の手順を定めておく必要性も生ずる。このような確認のための手順を定めておけば、受信したメッセージがこの手順にしたがって作成、伝送されていることを確認することにより、無権限者による発信やデータの改竄、入力の誤り、伝送途上におけるデータ変質などに対応することができ、受信したメッセージに対する受信者の信頼を保護することも可能になる。もしこのような手順が定められていないと、例えば無権限者がデータを作成・伝送した場合や伝送途上でメッセージが変質した場合の処理は民法の一般原則によることとなり、表見代理、錯誤等の困難な問題を生じ、電子取

引の迅速・円滑を阻害するおそれもある。

(2) 各手順の具体例

本条に規定する手順として、最も汎用性があるのは、暗号技術の利用であろう。また、暗号技術を利用し、ある特定人が固有に使用する暗号鍵についての証明をする事業者（公開鍵方式の場合には、秘密鍵に対応する公開鍵の証明を発行する「認証機関」がこのような事業者にあたる）のサービスを利用する場合には、このようなサービスに依拠して、本条の手続きを定めることも可能となる。ただ、後述のとおり、本条の手続きは、取引の種類により千差万別であり、かならずしも暗号技術だけが全てであるわけではない（ちなみに、本条第6号の受信確認は、暗号技術のみでは実装化しえない）。

第1号の発信者の同一性の確認手順としては、パスワード、電子署名、暗号化等がある。

第2号の発信者の作成権限の確認手順としては、データ発信可能な端末を権限者でなければ使用できないように制限すること、メッセージ上に作成権限者の電子署名を付する等の方法がある。

第3号のデータ入力の誤りの有無に関する確認手順としては、入力されたデータ値の異常性を排除するような仕組みを用いるものがあり、値の上限・下限を設定し、この範囲を外れたものは異常データとして排除する、商品コードと商品名の双方を送信するようにしてこれらが一致しない場合にエラーデータとする等がある。これらの手順の採用により、一定程度、商品の数量、種類に関するリスクを軽減することも可能になる。

第4号の伝送途上におけるデータ変質の確認手順としては、パリティチェック、一方方向ハッシュ関数の利用や暗号化が挙げられる。後者では、暗号化されたデータが伝送途上で変質した場合、これを所定の鍵によって復号しても意味をなすメッセージが再現されないこととなり、これによって変質が判明する。

(3) 各手順の選択基準等

本条では、以上の項目を例示しているが、多くの場合、これらの安全対策（トランザクション セキュリティ）を講ずるためには費用が必要になる。また取引の種類や実態により、必要とされる安全対策の種類や程度も異なると考えられる。したがって、現実に適用されるデータ交換協定を作成する場合には、これらの安全対策のうち必要な手順を選択し、また業種の特殊性に応じ、第5号に掲げているように他の手順を加える必要もあろう。たとえば、特に慎重を要するシステムの場合、申込みに対して単に諾否を

通知するのでなく、申込の内容を繰り返した上で承諾する旨のメッセージを送ることとし、この両者が一致してはじめて個別契約が成立するという一連の手段を採用すること、などが考えられる。

いずれにしても各手順の詳細は運用マニュアルで定め、これが履践されているかどうか事後的にも確認できるようにする必要がある。

なお、上述のように、実際の協定においてどのような安全対策のための手順を採用するかは、伝送されるデータの重要度を勘案して、ある手順を採用した場合に要する費用（ハード・ソフトのコスト等）とこれによって得られる効果を考量して決定することとなる。検討対象としては、経済的負担のほか、どのような暗号方式を採用するかにより、暗号化／復号化にかかる技術的負担、伝送に関わる負担、安全性、鍵管理の容易さ等に違いがあり、どの範囲を暗号化するかに関して、暗号化されていさえすれば十分か、認証機関の介在する作成権限者の電子署名である必要があるのか、また、契約内容や注文数、価格といったすべての項目に機密性を要するのか、といったことがある。

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

(コメント)

(1) 伝達方法

具体的な伝達方法については、運用マニュアルで定める。

ここでは、発信者がデータを発信して、相手方のメールボックスにデータが到達し、読み出し可能な状態になったときをデータの伝達としている。間にVAN会社が介在する場合のように、具体的なデータ交換システムの構成により、定め方が異なることとなる。いつをもって「伝達」したかについては、契約の成立の問題にも関係するため重要である。本試案では、「相手方メールボックスに」、「書き込」むことを、データ伝達としている。しかし、その他の態様も考えられる。すなわち、VAN事業者などの第三者のメールボックスを利用する場合や、自己のメールボックスに書き込み、相手方が読み出しに来る場合もありうる。いずれにせよ、その態様に応じた規定が必要となる（契約の成立時に関しては、第8条（コメント）（2）個別契約の成立時期、参照）。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合、データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

(コメント)

(1) 読み出し不能データの取扱い

本条は、発信者から受信者に伝達されたデータ（発注データ）が、受信者の責に帰すべき事由によらない何らかの原因（技術上の原因）によって、読み出し不能となった場合の取扱いを定めている。注意しなければならないのは、ここでの発信者・受信者は、発注者・受注者と読みかえてはならないという点である。見方を変えれば、発注者・受注者はいずれも発信者・受信者になりうるので、当事者の公平性が強く要請される場所である。かかる場合、受信者は、発注データが読み出し不能であることの通知義務を課すことが求められている。ただし、読み出し不能という事実は、第8条における契約の成否とも直接関わり（原則として「受注データ受信の時点」に個別契約は成立する。第8条参照）、様々な具体的状況が想定されるため、発信者・受注者いずれにも不利にならないよう、単方向・双方向型共に場合を分けて具体的な取り決めをする必要がある。例えば、

- 1) 伝達されたデータが受信者側に到達した痕跡は認められるが読み出し不能の場合
原因として人為的な操作ミス（暗号化処理の誤り）、ソフト・ハード的なトラブル、第三者の介入が考えられる。この場合、本条に従った対応で足りるが、あくまでも伝達データ内容が読みとり可能な状態で伝達され、発信者が確認できることが原則となる。受信者側に過大な通知義務（誰が発信者であるか、あるいは伝達内容を定期的に確認すべき義務を負担させるなど）を負わせないよう配慮が必要である。受信者側に到達した痕跡のみによっては、発信者すら確認できない場合には、本条の予定している「通知」そのものの対象となる前提が欠けるため（すなわち、読み出しそのものがない）、受信者は本条の通知義務を免除され、当該データは伝達されなかったものとするべきであろう。

第6条によって、受信確認手段が定められている場合にも、伝達されたデータ内容そのものが読み出し不能にもかかわらず、システム上の自動的に受信確認がなされることも多いとみられるが、この場合には、第6条2項ではなく本条によって発信者はデータを撤回したものとみなされる。

2) 読み出し可能であるが内容に誤りがある場合

読み出し可能なデータに対して内容に誤りがある場合を本条では対象としていない。しかし現実には、データ内容の全部または一部に明らかに動機の錯誤や操作上のミス（キーボードの打ち間違いなど）がみられる場合、受信者に通知義務がないとすることには、継続的取引などを前提とすると、疑問の余地がある。この場合にも、当事者の公平に配慮しつつ妥当な対処方法を運用マニュアルで定めるべきであろう。

なお、入力データの誤りの有無の確認手段（第3条3号）との関係でも、受信者の負担が大きくなるよう、一定の基準によってシステム上で自動処理ができるような合意をなすことが望ましい。

(2) 読み出し不能の通知

伝達されたデータが読み出し不能である場合の通知方法（手段、通知時間等）についても取引のタイミングを失わせないように配慮して（迅速性が要求されることが多い）、具体的に運用マニュアルで定めておく必要がある。この場合の通知方法としては、電子メール・FAX・電話・郵便等の方法が考えられるが、できれば電話のように口頭による通知ではなく、後に証拠が残せるような方法で行うことが望ましい。

(3) 読み出し不能通知の効果

受信者から前項の読み出し不能の通知がなされた場合には、発信者が当該発信データを撤回したものとみなされる。場合に応じて、当該発信データを撤回した上で、発信データの再送を義務づけるなどの取り決めにする事も考えられる。取引内容によっては、読み出し不能の通知について一定の通知期限を設け、期限が過ぎた場合は、リスクの負担は通知をしなかった側が負うなどの取り決めをすることも考えられる。なお、単方向型で発注のみで契約が成立する場合には（受注者の承諾につき包括的合意ある場合）、受信者の立場の保全を考慮し、あらかじめ運用マニュアルに基づき発注データが伝送されたことを証明する手順の合意が必要であろう（第8条コメント末尾参照）。

(4) VAN会社のシステムを介したデータ伝達

VAN会社介在型の双方向システムを前提とし、情報処理の一環として第6条の受信確認が行われる場合にはどのように考えるべきであろうか。個別の約定による受信確認が本条に優先するものとし、読み出し不能の場合でも、撤回とみなさないようにすることも考えられよう。例えば、VAN会社が発注者受注者間の媒介責任を負担する約定に基づ

き、発信者受信者間の意思伝達について、FAX、電話その他の手段により運用マニュアルで定められた受信確認を代行する場合である。すなわち、前もって定められた頻度でVAN会社が発注者受注者のメールボックスにアクセスして受信確認を代行するシステムを前提とすれば、読み出し不能という事態は大事故によって通信途絶でも起きない限り想定しにくいからである。すなわち、この場合には本条（第5条）並びに第6条、第8条における意思確認手段によることなく、VAN会社自身が当事者との個別契約に基づく代行責任を関係当事者に対し負担するものといえよう。

第6条 受信確認

1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り _____ の方法によるものとする。
2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

（コメント）

(1) 受信確認の意味

受信確認とは、伝達されたデータが到達したという事実を通知することである。これは、伝達されたデータの内容を了知したことを意味するものではない。また、伝達されたデータの内容に対する受信者側の意思表示（例えば、申込に対する承諾）を意味するものでもない。

この受信確認は、データが到達したという事実の証明に際しては決定的な意味を有するが、それ以上に受信確認にどのような法的効力をこれに持たせるかについては、当事者間の合意によることになる（例えば、本条2項、第8条但書）。

(2) 相手方に対する受信確認の要否

第1項では、受発注の当事者である甲または乙は、その相手方に対して「受信確認を求めることができる」と規定している。これとは異なり、データの伝達があれば常にそれに対する受信確認を行うものとする、と定めることも考えられる。しかし、それは、そのための通信コストの負担を考えると必ずしも合理的ではない場合があり、また、取引の種類によっては、受信確認を必要としないとするほうが妥当な場合もある。

(3) 受信確認の方法

1) 受信確認の方法の選択

受信確認の方法については、その伝達の手段、内容および時期等につき種々のあり方が考えられ、それらをあらかじめ約定しておく必要がある。例えば、手段についていえば、受信確認も受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合が多いであろうが、電話やファクシミリ等によらずとも考えられる。したがって、その方法の詳細については、運用マニュアルに譲るという規定の仕方もある。そこで定めた受信確認の方法が著しく信頼性を欠くものであるような場合には、第2項に定める受信確認の効力が認められないことになり、方法を定めるにあたってはその内容に十分留意する必要がある。

2) VANシステムを介したデータ交換と受信確認

本協定書では、データの伝達については、相手方のメールボックスにデータを書き込むという方式のシステムが前提となっている（第4条）。それとは異なり、データ交換がVAN会社を介して行われ、VAN会社に伝送された受発注データがそこに置かれたメールボックスに仕分けされ、受信者がそれにアクセスするという方式がとられる場合も少なくない。この場合も、受信者側が電話やファクシミリで直接に受信確認を伝送するものとするときには、本条にしたがって処理することができる。しかし、例えば、VAN会社によってこれを代行する方法がとられることもあり、この場合の受信確認については、両者の関係に応じて種々の態様が考えられ、本条がそのまま妥当しないことが多い。甲・乙双方とVAN会社との関係やそこでのネットワーク利用に係る契約・協定に則して、受信確認の方法やその効果を規定することが必要となる。

(4) 受信確認の法的効果

1) データ伝達の完了

第2項では、受信確認の効果として、「受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。」というみなし規定をおいている。

これによって、甲が乙に受信確認を請求してそれを受領したときには、甲の申込みは到達したことになり、乙はこれに拘束されることになる（民法521条1項、524条参照）。逆に、乙が甲に受信確認を請求してそれを受領したときには、乙の承諾は到達したことになる。本協定書では、契約の成立につき発信主義による民法の規定（526条1項）とは異なり、受注データが伝達されたときに成立するとする立場を採用され

ている（第8条本文）。それを受けて、乙が甲に対して受信確認を求めた場合には、受信確認の受領の時に個別契約が成立するものとする、という条項が置かれている（第8条ただし書）。

なお、受信確認の受領には、データ伝達の完了の効果が与えられるだけで、それ自体は、伝達されたデータの内容を了知したことないし了知可能となったことを意味するものではない。したがって、受信されたデータの読み出しができないことが判明したような場合には、その場合の受信確認には、上記のような契約の申込みや契約成立の効果は生じない。

また、本条によれば、逆に受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。受信確認を求めた場合には、実際には受信がなされていても、本条1項所定の方法による受信確認が伝達され請求した者によってそれが受領されない限り、伝達されなかったことになる。すなわち、この場合には、甲の発注データ（申込み）は伝達されなかったことになるから、甲は申込み拘束されないし、乙の受注データ（承諾）は到達しなかったことになるから、契約は成立しない（第8条参照）。

このような規定の仕方（みなし規定）のほかに、受信確認があれば、データの伝達の完了が推定されると規定して、データ伝達の相手方に反証を認めるという規定の仕方も考えられる（推定規定。UNCITRAL EDI モデル法第14条(5)項、ECE/WP.4モデル交換協定書3.2.2条参照）。

2) 受信確認を受領する前の履行準備等

受信確認を求めた場合、受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。したがって、受信確認を受領するまでは、当事者が契約に係る種々の処理を行う場合、それぞれの費用と責任において行われることになる。例えば、乙が甲に対して受注データの受信確認を求めながら、それと併行して履行の準備等をした場合、甲からその受信確認が伝達されなかったときには、それに係る費用等のリスクは乙が負担すべきことになる。当事者間の事情によっては、その趣旨を明文化した条項を置くことが望ましい場合もある。

(5) 受信確認の伝達の安全および信頼確保

受信確認は、受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合も少なくない。その場合、伝送に際してのデータの食い違いや無権限者による伝送等に対する安全および信頼確保のための配慮が必要となる。それについて、本協定書による場合には、第3条で定めるデータ交換の安全確保のための手順を履践して受信確認を受

領すれば、受信確認がなされたものと解される（第7条参照）。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

（コメント）

(1) 本条の趣旨

本条は第3条の規定を受けて、安全および信頼確保のための手順が履践された場合の効果を規定する。すなわち、第3条で規定する手順が履践されていることが確認された場合にそれぞれ確認された内容についてデータが確定するという効果が発生することを定めている。例えば、第3条の発信者の同一性の確認手順の履践（決められたパスワードの使用等）が確認された場合に、データ発信者がデータ上に表示された名義人と同一であることに確定するということである。

(2) 主張立証責任との関係

本条の規定は、訴訟における主張立証責任と関連する。例えば、EDIによる契約の申込がなされ受信者がこれに対し承諾した場合に、これによって成立した契約に基づく請求をするときの主張立証責任は、当該契約による法律効果の発生を主張する者、すなわち原則として受信者が負担することとなる。したがって、受信したメッセージが真に相手方が作成したものであるかどうか、発信者がデータの作成・伝送権限を有するかどうか、データが伝送途上において変質しているかどうか、などについて争いがある場合には、受信者は、これらの事項を主張・立証しなければならないことが多かるう。ただ、EDIにおいては、こうした立証は一般的には困難である。

本条の規定によって、第3条に基づいて定められた手順の履践、すなわち定められたパスワードの使用、暗号鍵の使用等の事実を受信者が証明すれば、これに対応するデータであることが確定されることになるが、これらの事実の証明は比較的容易である。例えば、パスワードの使用であれば受信者に送信されたパスワードを確認すればよく、また暗号鍵の使用の事実、意味あるデータとして復元されることから証明される。

(3) データの確定の意味

本条ではデータの確定という用語が使用されているが、その意味に注意する必要がある。

第3条の手順の履践の効果に関する定め方としては、一般的には、確認された内容の事実を推定するとするという方法と、これを見做す（擬制）という方法がありうる。この両者の相違は、前者であれば反証が許されるのに対し、後者ではこれが許されないというところにある。しかしながら、第3条の手順を履践した場合の効果として、この両者のうちいずれを採用すべきかを一律に論ずることは困難であろう。なぜならば、例えば同一性確認のための手順として暗号システムを採用した場合であっても、その強度には高低があり、また安全対策に関する技術の進展に伴い、これを阻害する技術もまた進展することも予想され、推定的効果に留めるのが妥当か、擬制的効果まで認めるかを一律に決定することには問題があるからである。参考試案では、とりあえず第3条の手順を履践した場合の効果として「確定」という文言を使用しているが、もし、この効果がいずれであるかを明確にしたい場合には、上記の問題も考慮したうえ、その趣旨を文言上も明らかに規定する必要があるだろう。（なお、UNCITRAL EDI モデル法第13条では、所定の要件を満たすデータメッセージについて、発信者の同一性(同モデル法の用語では「データメッセージの帰属」)に関して推定的効力を与えている)。

(4) 確認手順と効果の対応

採用された確認手順と効果とが対応していない場合、場合によってそのような効果が認められないことがありうるので、この点留意が必要である。これに関しては米国の統一商法典第4 A編の電子資金移動に関する規定で用いられる「安全保護手続き (security proceduer) における「取引上の合理性 (commercial reasonableness)」の概念が参考となる。

この概念は、必ずしも技術上の観点だけから安全対策に伴う効果を定める規定ではないが、例えば、採用された確認手順が高度の安全性を保証するもの（強度の強い暗号による暗号化が採用されている場合等）である場合には、単に固定的なパスワードのみを採用しているような場合に比べて、同一性の確認についてのメッセージに対する信頼がより強く保証されるという考え方である。このような考え方は、当事者間において見做し規定をおく場合の参考になろう。

なお、第3条の手順の定め方によってはその履践を受信者が知り得ないことがある。そのような手順の履践を要件としても、受信者は手続きが履践されたことを立証できないため、法律的には、本条による効果を受け得ない場合もあることには留意する必要がある。

ある。本条の規定は、諸外国・諸国際機関が作成発表しているEDIモデル契約に比べて、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する規定に加えて、これを履践した場合の効果についても規定した点に特徴がある。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条は、第7条でデータの内容が確定する旨を定めていることを前提として、個別契約の成立時点を明らかにするものである。

データ交換協定においては、データの交換にかかわる問題についてだけ規定するという考え方からすれば、個別契約の成立時点については取引の基本契約の中で規定すべきであるということも考えられる。しかし、ここでは、継続的な取引契約の中で、電子的なデータ交換による個別的な受発注を対象としているので、特に個別契約の成立時点を定める明文規定を置くこととしている。したがって、基本契約の中で個別契約の成立時点についての規定が存在する場合には、本条は必ずしも必要ないであろう。

継続的な商品の売買契約において、個別的な受発注を法的にどのように構成するかについてはいくつかの考え方が可能であるように思われる。商品の売買については、すでに基本契約で合意されていて、1回1回の受発注を出荷指図とそれに対する応諾と構成することも可能であるが（そのように理解している業界もあるようである）、継続的な売買を成立するものと理解するのが一般的であるように思われる。

(2) 個別契約の成立時期

本試案の規定するデータ伝達方式（第4条）を前提として、本試案は様々なデータ交換の態様を想定しているが、それぞれの態様により、契約成立時期は異なる。それらの全体像把握の便宜のため、「データ交換の態様別、契約成立時期に関する概念図」を参照のこと。

個別的な売買契約の成立時点を定めることの意義は、それによって個別的な契約が確

定し、売主または買主としての権利義務関係が発生する時点を明らかにすることである。民法では、隔地者間の契約の成立時点を申込に対する承諾が発信された時と規定している（526条1項）。このような隔地者間の契約の成立に関する民法の原則である承諾の発信主義によれば、電子データ交換による個別契約は、法的に承諾と評価される電子データの発信時点において成立することになる。買主の発注データに対応して売主の受注データが伝送される場合には、前者を申込、後者を承諾と解することができるから、受注データが発信された時点で個別的契約が成立することになる。本条は、このような民法の原則を修正し、受注データの受信時に個別的な契約が成立するものと定めている（到達主義）。周知のように、民法における承諾の発信主義は、イギリス法に由来するものであるが、契約が成立するためには承諾の効力が存在することが必要であるという論理的な前提と必ずしも整合性がなく、その両者をどのように理論構成するかについて、停止条件説、不確定効力説などいろいろの学説が主張されている。例えば、発信された承諾が相手方に到達しなかったときに、承諾の発信によっていったん成立した契約が結局効力を生じないことになるのであるが、それをどのように説明するかなどの問題が生ずるのである。本条では、このような民法の原則によらず、承諾に当たる受注データが伝達された時点で個別契約が成立するとしたものである。UNCITRAL EDI モデル法においてもとられている考え方である。隔地者間の取引といっても、コンピュータを利用した通信システムによって電子データが交換される場合には、特殊な場合を除いて、データの発信時点と受信時点との間にはほとんど時間差はなく、発信されたデータが何らかの事由によって受信されなかったときのことを考えると、発信主義をとるよりも到達主義による方が合理的であろう。

(3) 受信確認との関係

なお、受注者が発注者に受注データの受信確認を求めたときには、受注データの伝達時ではなく、受信確認データの受領時に個別的な契約が成立するとしている。すなわち個別契約は、受注データの伝達時よりも遅い時点である受信確認の受領の時に成立することになる。受注者が受信確認を求めるのであるから、契約の成立時が遅くなることも許されるであろう。

(4) 双方向システムと単方向システム

本条は、発注データに対して受注データが送信されることを原則としている。UNCITRAL EDI モデル法でも同様である。現実に行われている受発注システムにおいて

は、発注データのみが送信され、それを応諾する旨の受注データが送信されないことも少なくないようである。システム全体の安全性の観点からすると、受注データが送信される方（双方向システム）が望ましいといえよう。しかし、日用雑貨のように比較的単価が低く常に在庫があって発注にいつでも応じられるような商品の受発注などにおいては、通信コストの節約などの理由から発注データのみで個別的な契約が成立するというシステム（単方向システム）にも十分な合理性があるといわなければならない。本条は、このような単方向システムの存在を否定するものではない。この場合には、発注という一方的な意思表示だけで個別的な契約が成立するというのではなく、基本契約において、発注者からの発注があれば、受注するという受注者の承諾があらかじめ包括的に与えられていると解することができる。このような単方向システムの場合にも、個別的な契約の成立時点を契約で明らかにしておく必要がある。発注者の発注データが受注者によって受信された時点において個別的な契約が成立するとすべきであろう。例えば、データ交換協定では、「本件取引に関する個別契約は、発注データが伝達された時点で成立するものとする。」または、「甲が発注データの書き込みを完了した後、○日以内にこれを拒絶する旨の意思表示がない場合には乙は発注を承諾したものとみなす」などと規定することが考えられる。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする
2. 保存および交付の細目にしては運用マニュアルに定める。

（コメント）

(1) 総説

前述のとおり、電子計算機を利用した国税帳簿書類の保存方法に関する特例法が成立していること、および、これに準拠したデータの保存方法が必要である。

(2) 第2項の問題点（運用マニュアルで定まる細目）

本条は、これらのデータの保存および交付に関する細目を運用マニュアルにおいて具体的に定める旨が規定されている。例えば、電子データ特有な性質から以下の様な事を

規定する必要がある。

- ・データの範囲
- ・期間
- ・態様

運用マニュアルにおいては、例えば保存に関する事項としては、保存するデータの種類、保存の方法（使用するシステムなどに関する事項が含まれることもありうる）などについて定めることになり、相手方が保存しているデータの交付については、交付の方法（オンラインによる引き渡しを行うのか、磁気媒体による引き渡しの方法をとるのか、記名捺印を伴う文書の形式での引き渡しを行うかなど）、交付するデータの作成形式などの諸事項が定められることになろう。

(3) 「交付」についての問題点（交付請求の負担費用の範囲）

なお、本条は、相手方に対してデータの交付請求ができる旨を定め、かつ、データ交付に要する費用は、交付請求を行った当事者の負担とする旨が定められている。周知のように、民事訴訟法においては、挙証者と文書所持人との間の法律関係について作成された文書については文書提出命令を拒むことができない旨を規定するが（同法220条）、文書種類によってはそれが「法律関係について作成された」かどうか争いとなる場合もある。他方、同条は、挙証者が当該の文書について引き渡しまたは閲覧を請求しうる場合には文書所持人は文書提出は拒絶しえないことになっており、参考試案第7条の規定を設けることにより、このような争いをあらかじめ回避することが可能となる。また、データの交付請求の費用に関しては、公平の見地から交付を請求する者が費用を負担する旨明定している。ただし、データを书面化した場合にはケースによっては印紙税の負担が発生することもあるが、参考試案における交付費用には、书面化に伴う印紙税の負担までは考えてはいない。書面形式による交付を行う場合にこのような印紙税負担が発生しうることには留意すべきであり、現実にデータ交換協定、運用マニュアルを作成する場合には、どのような処理をするかを検討すべきであろう。

(4) 契約書その他の書面、署名等の様式に関する要件

第1条とも関連するが、国や取引形態によっては、法律上、契約書の作成が契約の成立要件ないし有効要件とされる場合や、その他有効に成立した契約において種々の書面の作成、保存、交付が必要とされる場合があり得る。また、これらの書面につき権限ある者の署名が要求される場合もあり得る。日本では契約書の作成が契約の成立要件ない

し有効要件となる例は希であり、下請法、割賦販売法等、特別法との関係で契約内容を証する一定の書面が要求されている。これに対し、例えば米国では、500ドル以上の物品売買契約が裁判上強制可能となる要件として、契約の成立を示すに足る署名入り書面が要求される場合(UCC 2-201条参照)や、特定の契約類型により書面が要求される場合等がある。

なお、UNCITRAL EDI モデル法第11条、第12条、ECE/WP.4モデル交換協定書第4.1条では、電子的データのやり取りをもって、原則として法的な有効性や強制履行可能性が認められることを担保しようとしている。また各国レベルでも、電子的な記録や電子署名を書面や署名に代替可能とするための要件・効果等に関する立法を行い(例：97年に成立したドイツの所謂マルチメディア法)或いは検討中の国(例：米国における統一商法典の改訂作業、イリノイ州電子商取引セキュリティ法案)もあり、国際取引においてはこれらの動向に留意すべきである。

(5) 電子データの証拠法での位置付け

また、民事訴訟法上、電子データ(電磁的記録)の証拠能力(形式的証拠力)に関する明文の規定はないが、下級審判例においては、電磁的記録媒体を準文書であるとして文書提出命令を許容したものもあり、民事裁判においては、プリントアウトされた書面を書証として採用することも多い(*)。ただ、電子データはこの証明力(実質的証拠力)について、例えば改ざんが容易でしかも改ざんの痕跡を全く残さない場合もあるなどの問題点もある。このことに照らすと、保存方法について合意する場合に、どのような保存方法をとれば十分な証明力を有するか、証明力に関する補強証拠としてのどのような立証が可能か、などの事項を検討することには意味がある。信頼できる第三者(Trusted Third Party)や電子公証などが世界的に検討されており、証拠法との関連でも注目される。

(*) UNCITRALやECE/WP.4のモデルEDI 協定においては、交換されたデータを証拠とするための合意が存在する。これは、コンピュータ・データに証拠能力を認めない法域もあることを前提としているためと考えられるが、コンピュータ・データの証拠能力が認められるわが国においては、さしあたり、データ交換協定にかかる合意までを規定する必要は乏しいように思われる。ただ、特定のデータのみをある事実に関する証拠とする合意、すなわち証拠契約を締結する場合には、参考試案第9条とは異なる規定となる。証拠契約条項を置く場合には、その法律的有效性を含め

た検討が必要となろう。なお、コンピュータの「原本性」に関する問題は、参考試験案においては特に触れていない。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

(コメント)

データ交換の運用に当たり発生する費用について具体的にどの費用をどちらが負担するか、別途定める旨を規定している。これについては運用マニュアルで定めることとしてもよい。どちらか一方が過大な負担を負うことのないよう甲乙間の公平に注意して定める必要がある。

費用負担については書面（契約）により定めるべきであろう。いったん定めた事項の変更も同様である。相手方に費用負担の変更を求めることができる場合、例えば、データ交換の規模が増大した場合や、システム構成に変更が生じた場合には、見直しができるようにしておくことが当事者の公平という点から望ましい。例えば具体的に、規定すべき事項として、通信料・データ処理料等が考えられる。

第〇条項（通信料およびデータ処理料の負担）

この契約に基づくデータの通信料およびVAN事業者に対するデータの処理料は、その発呼者がそれぞれ負担する。

第〇条（システムの変更）

この契約に基づくデータ交換のシステムは、当事者協議のうえ変更することができる。

2. 当事者の一方においてやむを得ない事情により、そのシステムを変更し、これにより相手方においてシステムの変更その他の処理を行わなければならない事情が生じた場合、相手方は、一方当事者に対し、そのシステム変更その他処理の費用の負担について協議を求めることができる。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

(コメント)

(1) システムの管理

日々のシステム管理および保守方法も運用と併せて運用マニュアルで定めるべきであろう。各々が保有するシステムの管理・保守にかかる費用は通常各々で負担すると思われるが、別段の取り決めをすることも考えられる。第3条の安全および信頼確保のため

の手順と同様、これらの管理を行っていた場合には、異常等の発生により生じる損害について危険を負担しないといった定めをすることも考えられる。

なお、本状の異常等にはシステム・ダウンなどの事態ばかりでなく、コンピュータ・ウイルスなど、第三者の介入によって発生する異常も含まれることに留意する必要がある。

(2) 異常等の発生時の措置

異常等が発生した場合、速やかに対応策をとらなければならない、異常等を発見した者に、相手方に対する速やかな通知義務を課す必要がある。その際の通知方法、通知後の対応の協議、どちらが危険を負担するか、異常継続中の代替措置、復旧後の措置等についても可能な限り詳細に定め、異常等の影響を最小限に抑えられるようにしておく必要がある。

異常発生時の対応としては次の事項について定めることが望ましい。

- ①異常・障害等が発生した場合における主任担当者の氏名、連絡先、連絡時間、休業時の連絡方法等を定め相手方に知らせる（通常時の運用、管理等の担当者と同じとは限らない）。
- ②代替的な情報伝達方法（電話、FAX、郵便、手渡しなど）や緊急用設備の設置方法、さらには応急措置。
- ③原因究明及び回復のための見通し、措置、報告（コモンキャリア、ハードメーカー等第三者との連絡、協調の体制）。
- ④異常、障害等又はそのおそれ等を感知した当事者は速やかに相手方主任担当者に報告すること。
- ⑤既処理データの点検。
- ⑥損害の拡大を防ぐための一般的な協力義務および拡大損害についての賠償責任の定め。

第〇条（システム障害時の措置）

- 1.コンピュータシステムもしくは通信回線の故障またはその他の理由により、本システムに障害が発生したときには、受発注当事者は、直ちに相手方に連絡し、速やかに対応を図るものとする。
- 2.甲および乙は、当該障害が復旧するまでの間、必要に応じ注文文書等の書面を相手方に手渡しするか、その他の方法により通知する。
- 3.当該障害等に基づく損害について、甲または乙の一方に、当該障害の発生について責に帰すべき事由がある場合は、その者が相手方に対し賠償義務を負うものとするが、その額および支払方法につい

ては協議して定めるものとする。

第〇条（システム障害時の措置）

本システムまたは通信回線等に障害が発生した場合に甲および乙は別途定める「システム障害時の取決事項」に従って適切な措置を講ずるものとする。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

（コメント）

電子取引は、背景となる取引契約、データ交換協定、技術・運用マニュアルの三者により一体を構成する。いうまでもなく、参考試案は、このうちのデータ交換協定にあたるが、背景となる取引契約・取引関係に関連する内容にはほとんど触れておらず、取引の実施に必要な諸々の事項、例えば、検収の時期および方法、瑕疵担保責任、代金の支払方法および時期その他の事項は、背景となる取引契約によって支配されことになる。

このような背景となる取引契約は、いわゆる「基本契約」によって規律されることになるが、紙ベースの取引を前提とする「基本契約」においては、例えば、「個別契約は、注文書と注文請書の交換によって成立するものとする。」という条項のように、必ずしもデータ交換を前提にしない条項も存在する。本条は、データ交換の当事者間において「基本契約」が締結されていることを前提とし、基本契約とデータ交換協定の間に齟齬がある場合には、データ交換協定が優先的に適用されることを明文化した。なお、基本契約とデータ交換協定に齟齬がない場合には、基本契約の定めが適用される。仮にデータ交換協定の導入によって背景となる取引関係自体が変更される場合には、当然のこととして、基本契約またはデータ交換協定において必要な手当てをしなければならない。参考試案においては規定を設けていないが、データ交換によって決済を行う場合、請求・支払処理をデータ交換によって行う場合などには、ある程度詳細な規定（マニュアルにおける規定を含む）を設ける必要がある。

いずれにせよ、データ交換システムの導入にあたっては、その大小は別として既存の基本契約は何等かの影響を受ける可能性がある。このような点に配慮し、基本契約、データ交換協定、運用マニュアルの整合性を保つ必要があることには留意すべきである。

第13条 有効期間

この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、事後も同様とする。

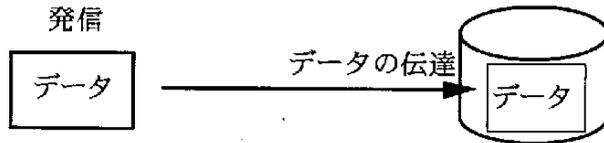
(コメント)

データ交換協定についても一般の継続的契約同様に存続期間を定めることが考えられ、「基本契約」の存在を前提とする参考試案については、本条のように協定上でその存続期間を定める方式と、例えば「この協定の有効期間は、基本契約の有効期間と同一とする。」という方式の二通りの方式がありえよう。そのいずれを採用するかは当事者の合意によるところによろう。ただ、基本契約が終了して継続的取引自体も終了した場合にデータ交換協定のみを存続させることはあまり意味が無い。取引を継続しつつ、データ交換方式のみを廃止するという希な場合には、この変更処理のために必要な期間に配慮する必要があり、参考試案において3カ月というやや長めの予告期間をおいたのはこの点を考慮したためである。もちろん、具体的な状況においてこの予告期間を修正することは可能である。

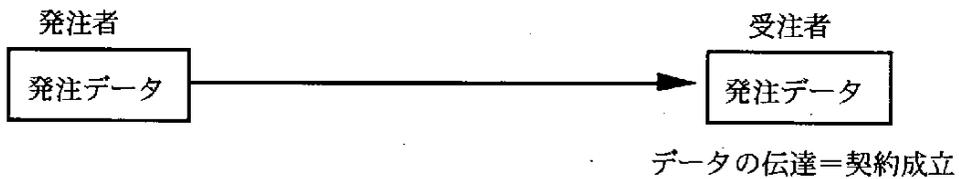
なお、データ交換システムの変更はマニュアル等の変更手続（第2条）によって行うことになるから、必ずしも、本条の適用は必要としない。ただ、システム等の変更処理に要する期間について配慮する必要は、上述のデータ交換方式廃止の場合と同様である。

付 録

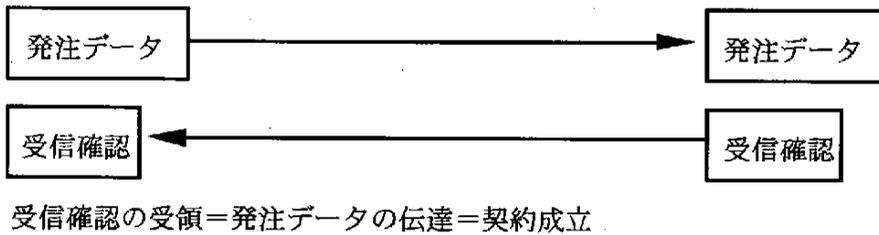
データ交換の態様別、契約成立時期に関する概念図



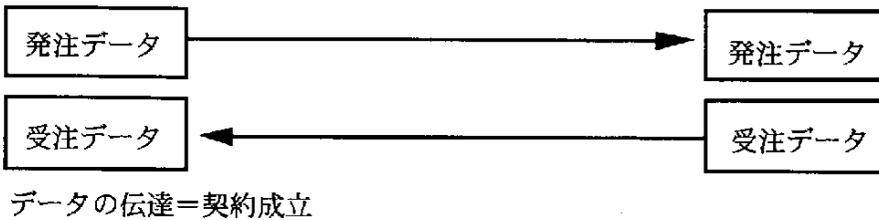
①-1 発注のみで契約成立



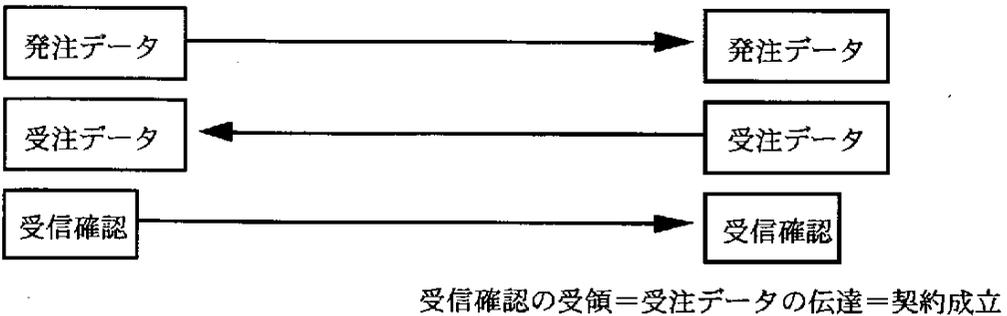
①-2 受信確認を必要とする場合



②-1 受注データにより契約成立



②-2 受信確認を必要とする場合



JIPDECデータ交換協定書(参考試案)とECE/WP.4電子データ交換の国際取引に関するモデル交換契約、
UNCITRAL電子商取引モデル法の条項対照

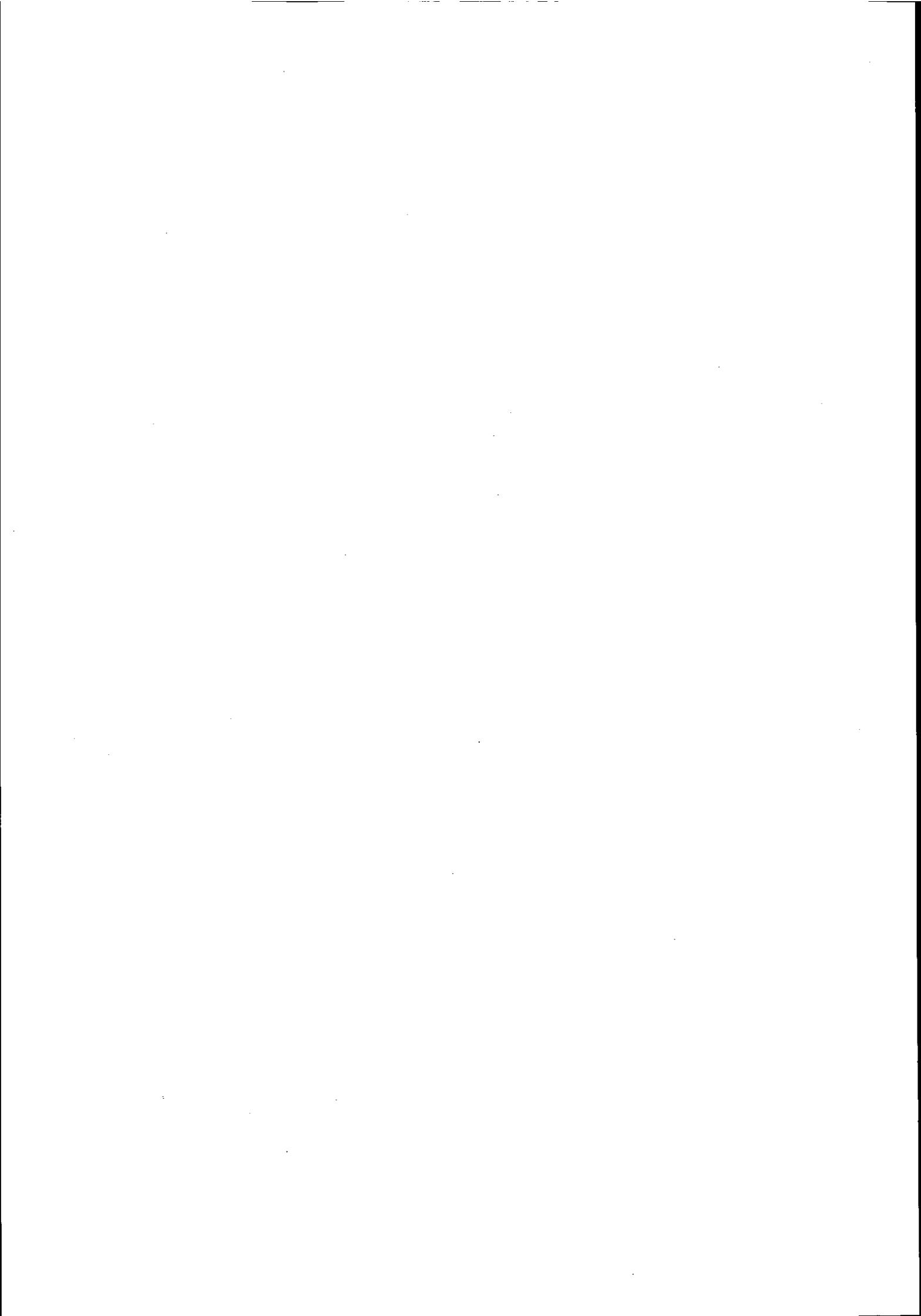
JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
(国際取引への適用可能性)	7.1準拠法	(脚注1)
(非商事取引への適用可能性)	("データ交換契約の説明"を参照)	第1条 適用領域
(定義等)	第1条 適用範囲と構成 1.1適用範囲 第2条：通信と運用 2.1標準	第2条 定義
第1条 データ交換の実施 甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。		
第2条 運用マニュアル 1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という)で定める。 2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。 3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。	第1条 適用範囲と構成 1.2技術的付属書 第7条 一般条項 7.4完全な合意 第2条 通信と運用 2.2 システム運用 2.3システム変更 2.4 通信	

JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
<p>第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順</p> <p>甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。</p> <p>(1) 発信者の同一性の確認手順 (2) 発信者の作成権限の確認手順 (3) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順 (4) データ内容誤りの有無に関する確認手順 (5) その他甲および乙が合意する事項</p>	<p>2.5安全手順及びサービス</p>	
<p>第4条 データの伝達</p> <p>データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。</p>	<p>3.1 受信</p>	<p>第15条 データメッセージの発信及び受信の時と場所</p>
<p>第5条 読み出し不能データの取扱い</p> <p>1. 伝達されたデータの読み出しができない場合または読み出しにかかるデータに技術上の誤りがある場合、データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を _____ により通知する。</p> <p>2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。</p>	<p>3.3技術的エラー</p>	

JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
<p>第6条 受信確認</p> <p>1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定なき限り_____の方法によるものとする。</p> <p>2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。</p>	<p>3.2受信確認</p>	<p>第14条 受領の確認</p>
<p>第7条 データの確定</p> <p>甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順に従って作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。</p>		<p>第13条 データメッセージの帰属</p>
<p>第8条 個別契約の成立</p> <p>本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。</p>		<p>(審議の初期の段階で、到達主義を明記することが議論されたが、(国際動産売買に関する)ウィーン条約でも到達主義を採用しており、当然のことだとの理由で規定をおかないことになった。)</p>

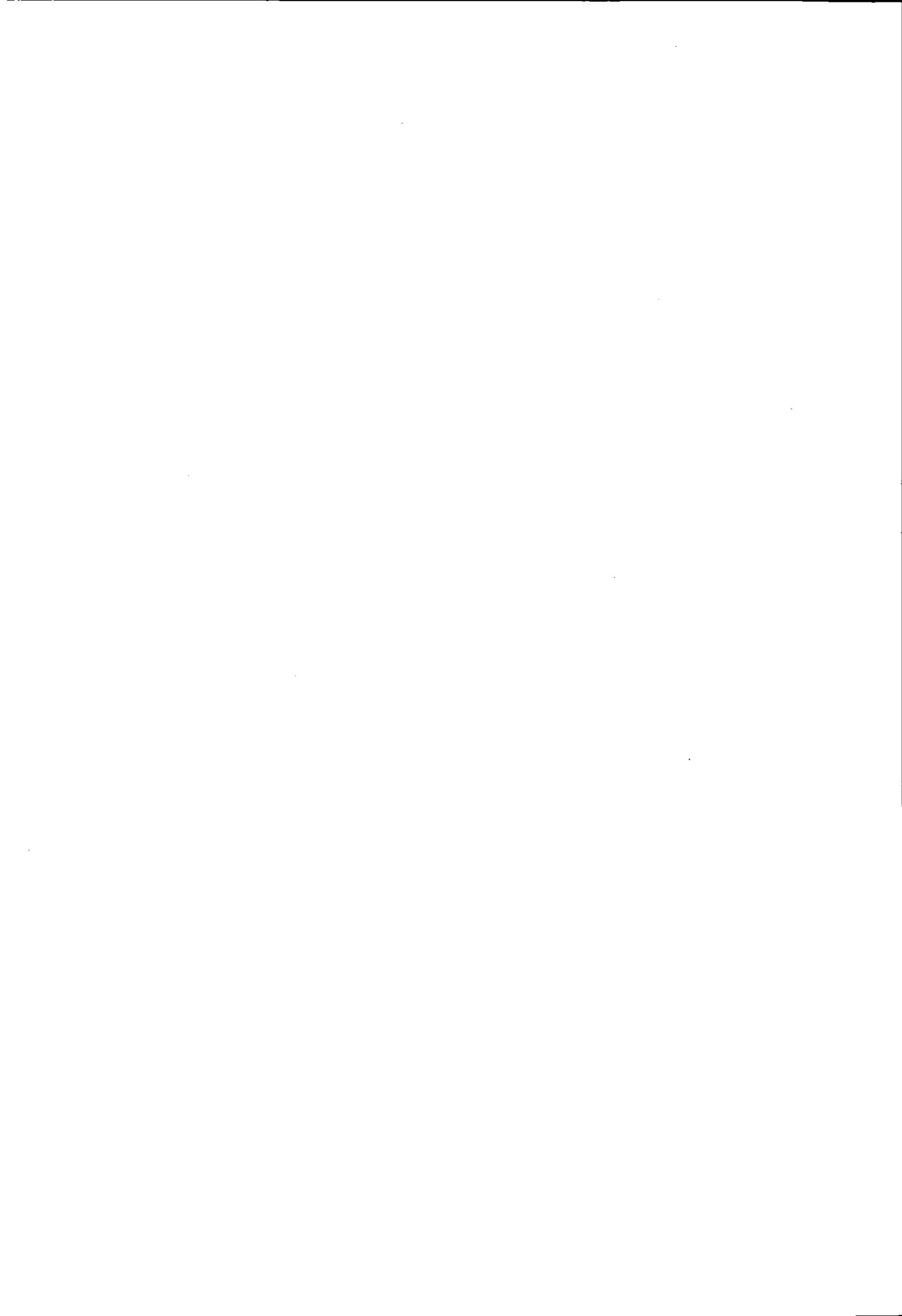
JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
<p>第9条 データの保存及び交付</p> <p>1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。</p> <p>2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。</p>	<p>2. 6記録の保存</p> <p>第4条 有効性及び強制履行性</p> <p>4. 1有効性</p> <p>4.2証拠</p>	<p>第10条 データメッセージの保管</p> <p>第6条 書面</p> <p>第7条 署名</p> <p>第8条 原本</p> <p>第9条 データメッセージの許容性と証拠力</p> <p>第11条 契約の成立と有効性</p> <p>第12条 当事者によるデータメッセージの承認</p>
<p>第10条 費用負担</p> <p>この契約に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。</p>		
<p>第11条 システムの管理</p> <p>1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。</p> <p>2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。</p>	<p>第2条 通信と運用</p> <p>2.2 システム運用</p> <p>2.3システム変更</p>	
<p>第12条 基本契約との関係</p> <p>甲乙間で締結した本件取引に関する 年 月 日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。</p>	<p>第1条 適用範囲と構成</p> <p>1.2技術的付属書</p>	

JIPDECデータ交換協定書(参考試案)	ECE/WP.4電子データ交換の国際取引に関するモデル交換契約	UNCITRAL電子商取引モデル法
<p>第13条 有効期間 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申し出のない限り同一条件をもって更に 年継続するものとし、事後も同様とする。</p>	<p>7.3 解約</p>	
	<p>第5条 データ内容の要件 5.1 必然性 5.2 法の遵守</p>	
	<p>第6条 損害賠償責任 6.1 不可抗力 6.2 損害賠償の除外 6.3 プロバイダーの損害賠償責任</p>	
	<p>第7条 一般条項 7.2 可分性 7.4 完全な合意 7.5 見出し及び小見出し 7.6 通知 7.7 紛争の解決</p>	<p>第3条 解釈 第4条 本法と異なる合意</p>



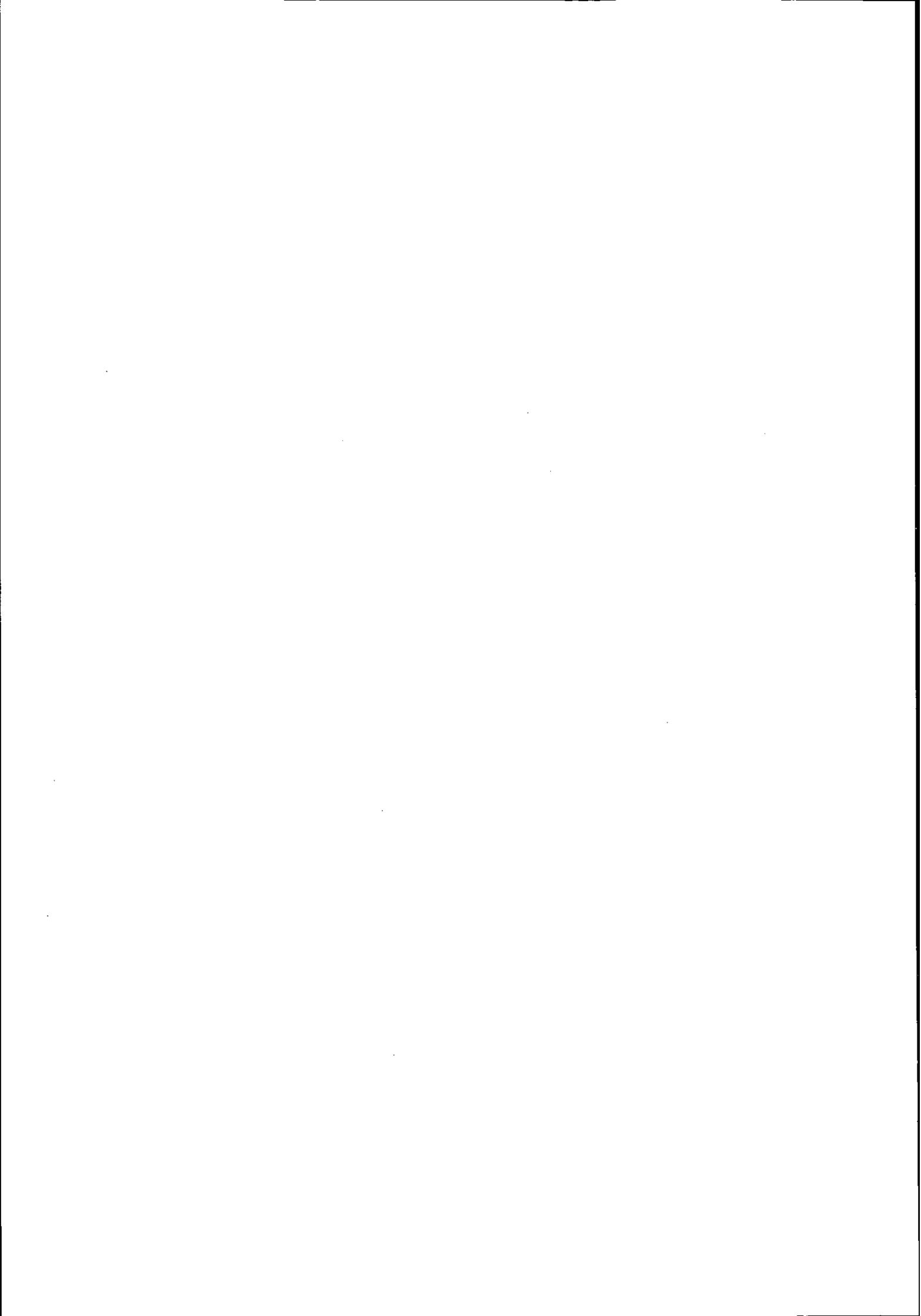
Ⅱ. 参考資料

- データ交換協定書(参考試案) 英語版
- 電子調達についてのアンケート結果



データ交換協定書(参考試案) 英語版

これまでデータ交換協定書について解説部分も含めては英訳していなかったが、日本での検討内容について世界に発信する必要もあるため、全文英訳することとした。今年度、電子データ交換協定書(参考試案)について見直しを行ったが、これについてはまだ検討過程であるため、英訳の対象外とした。

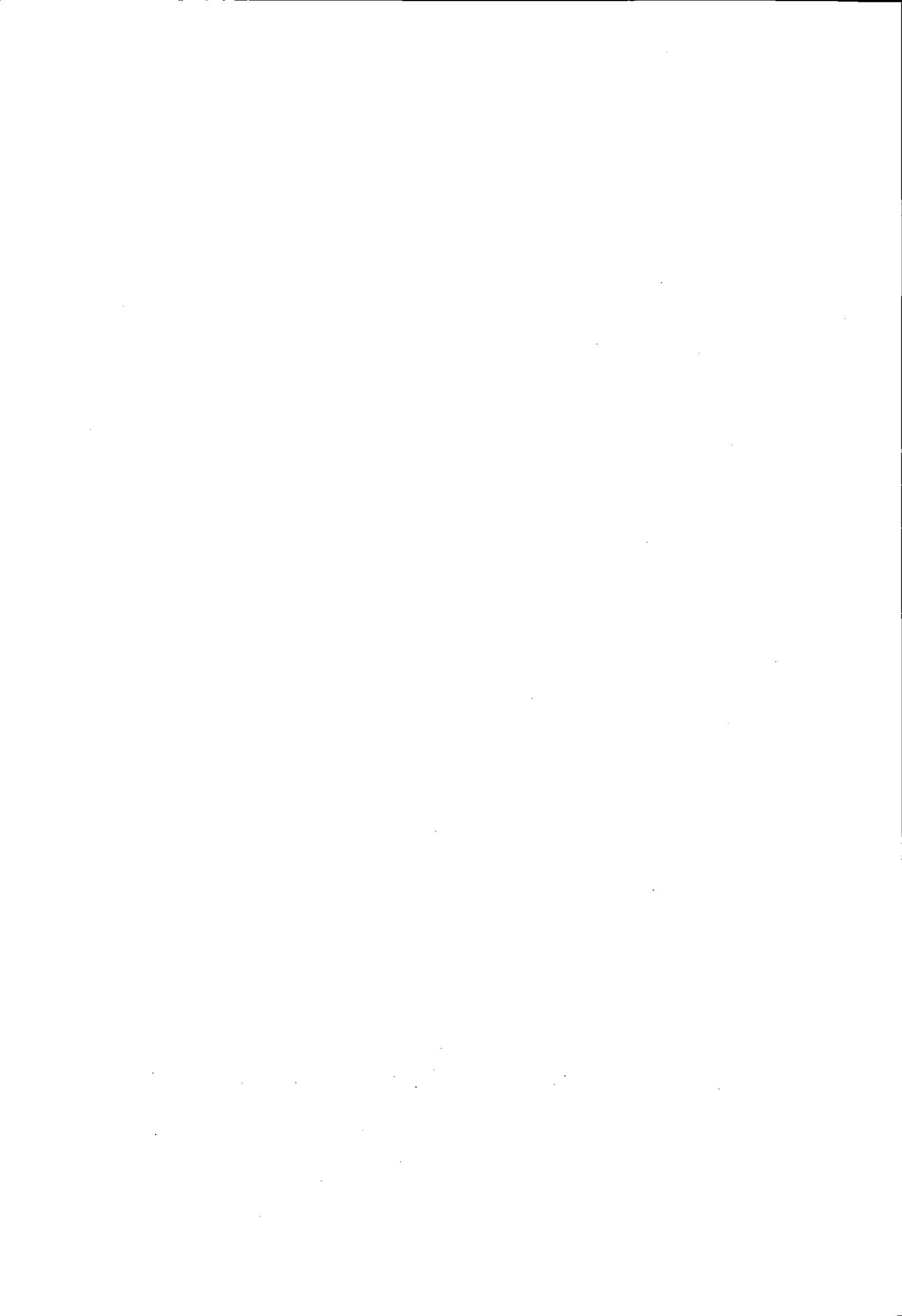


STANDARD AGREEMENT FOR EDI

(Tentative)

1	STANDARD AGREEMENT FOR EDI	1
2	DATA INTERCHANGE AGREEMENT (REFERENCE MODEL)	6
3	POINT-BY POINT COMMENTS ON THE DATA INTERCHANGE AGREEMENT (REFERENCE MODEL)	9

Center for the Informatization of Industry (CII)



1. STANDARD AGREEMENT FOR EDI

1.1 Summary of EDI Standard Agreement

Several trade organizations have published standard contracts and model forms for EDI in Japan, such as the "Standard Systems Agreement for On-Line Transactions" put out by the Electronics Industry Association of Japan (EIAJ) and the "Memorandum regarding Data Interchanges between Companies" of the Japan Petrochemical Industry Association (JPCA). (These contracts have been collated as reference materials for this Report.) Since, however, these standard and model contracts are flavored by the trade practices and peculiarities of the various industries for which they were drafted, it is not necessarily practical to use them for EDI transactions that differ for each industry or type of business. That is to say, the provisions contained in these contracts are model forms premised on existing systems, but the scope of transactions for EDI is expansive and diversified. Consequently, it is not possible to draft a practicable "standard agreement" with common and universal applicability from these existing contract forms.

Accordingly, as a prerequisite for the establishment of a standard contract for EDI and as a useful measure for deciding on the contents of such a document, we have tried to examine provisions that have been used in actual business practice. For that purpose we have carried out a study of such basic factors as the types of places in which an EDI standard contract would be used and what kind of standard form would be desirable.

At the same time, if EDI is introduced without confirming the necessary provisions for an EDI contract and as a result there are snags or trouble, not only is it likely that it will be difficult to come to a legal resolution of the problem, but also there will be problems in arranging for fair and safe transactions. Further, in presenting a referential contract form with a multiplicity of uses that contains the minimum necessary legal provisions that are peculiar to EDI, the study of EDI from the viewpoint of legal practice is also an important topic. With this consciousness of these issues, the Research Committee has prepared a Data Interchange Agreement form (the "Reference Model") with the necessary minimum of legal provisions for the special characteristics of EDI, one that is not premised on any particular areas of transactions. This drafting has been carried out based on the following assumptions.

1.2 Requisite Conditions for a Data Interchange Agreement

In actual EDI transactions, transactional agreements are formed at various levels, and through these agreements the details of the transactions, the various types of technological matters appurtenant to the data interchanges, and so on are concretely established. These various levels of agreements (contracts) can be classified into the following three types, and when these agreements (contracts) are united, a mechanism for continual transactions can be constructed.

(1) The Background Transactional Agreement (Basic Agreement)

The basic agreement should be a contract in which the essential contractual details for the various continual transactions must be provided, and in which the basic types of provisions necessary for those transactions are prescribed. For example provisions can be promulgated for the methods of issuing and receiving orders, the times and methods of inspections, liability for defects, methods and times for payments, and so on. Namely, this part of the agreement can be thought of as the usual type of contract for continual transactions.

(2) The Data Interchange Agreement

In the case where data related to a transaction are interchanged through electronic means, a data interchange agreement stipulates the basic provisions as to the legal issues in connection with such electronic means. In such an agreement, the necessary minimum of basic rules are prescribed, and agreements related to the method of operation of the system and the contents and details of the electronic data are specified in an operation manual. Accordingly, where a data interchange is carried out based on a technological agreement as provided in the operation manual, this data interchange agreement prescribes the agreement of the parties as to the effects of that data interchange, and so on.

(3) Operation Manual

The operation manual concretely prescribes the various technical provisions necessary for the data interchanges through EDI (such as the method for handling message reception, operating times for the system and provisions related to security), and is a suitable place to prescribe the usual rules for operation. That is to say, the necessary technical and procedural requisites for the conducting of data interchanges are all specified in the operation manual. In addition, the matters that should be provided in the data interchange agreement and those that should be in the operation manual are not necessarily strictly distinguished. Accordingly, matters that are ordinarily prescribed in the main text of the data interchange agreement can also be covered in the so-called "subordinate" operation manual. In particular, matters not specified in the data interchange agreement can be added to the operation manual, and matters provided in the data interchange agreement can be amended in the operation manual.

1.3 Basic Policies in Drafting the Data Interchange Agreement Form

The drafting of this data interchange agreement was based on the following factors.

(1) Existence of a Basic Agreement regarding Continual Transactions

This Data Interchange Agreement form is premised on the parties also having entered into a so-called "basic agreement" (a background transactional agreement), such as a "Basic Agreement for Continual Transactions" or a "Basic Agreement for Transactions". In case no such basic agreement for transactions has been executed, it will be necessary to add to the data interchange agreement rules regarding delivery, inspection, settlement of payments, bearing of liability and other necessary provisions for the particular type of transaction. In other words, in utilizing this Data Interchange Agreement form it is extremely important to make modifications that take into consideration the peculiarities of the actual transaction.

(2) Assurance of Neutrality

In an actual EDI agreement, as in other contracts, due to various circumstances there will be provisions that benefit one of the parties unilaterally. Nevertheless, as a fundamental factor in drafting this Data Interchange Agreement form, we thought it inappropriate to include these kinds of contractual provisions that are biased in favor of one party. Therefore, in drafting this model form we adopted the policy of trying to keep it as neutral and fair for the parties as possible.

(3) Assurance of a Multiplicity of Uses

In a transaction that has EDI as its subject, it is not possible to draft "standards" that are common to all transactions, even for a transaction that is commenced at the time of formation of the data interchange contract. Furthermore, there can also be cases where "business negotiation information" is disseminated by means of the system prior to the formation of the contract. So it is impossible to comprehensively cover all these variations.

Reflecting these circumstances, in the drafting of this Data Interchange Agreement form we planned to endow it with a certain degree of flexibility of use by adopting the necessary minimum of provisions that should be stipulated by the parties in providing for the carrying out of transactions by EDI (always with the premise, however, that, as will be mentioned below, those continual transactions will include the issuance and acceptance of orders for goods through electronic data interchanges). Therefore, when using this Data Interchange Agreement form, it will be necessary to make suitable modifications corresponding to the special characteristics of the actual transactions, the type of system that will be used and the type of information that will be communicated.

(4) Hypothesized System

The framework of the EDI system that was hypothesized in the preparation of this Data Interchange Agreement form is one that is mainly for transactions between parties related to the sale and purchase of parts, with the transmission of both order issuance data and order acceptance data, without the intervention of a VAN company. Also, it hypothesizes that the sender will initiate the data transmission and will send the relevant data to the mailbox designated by the other party; the so-called "bilateral" or "two-way" form.

(5) Relationship to the Operation Manual

In order for this Data Interchange Agreement form to have some degree of usability for multiple purposes, its text was limited to the minimum provisions necessary for transactions to be carried out by EDI. For assuring its use for multiple purposes, even some provisions that would usually be in the text of the main agreement have been put into the "subordinate" Operation manual. This representative document contains provisions related to the procedures for the safety and assurance of credibility of the data interchanges. It was prepared, however, on the presumption that the necessary measures and procedures for assuring the safety of data interchanges will differ according to each type of transaction.

(6) Relationship with Existing Agreements

This Data Interchange Agreement form was planned with the policy that it should not influence any already-existing "background" agreement for transactions (i.e., an underlying commercial agreement) between the parties. Consequently, the data interchange agreement should be prepared so that, to the extent possible, it does not exert influence on any existing basic agreement for continual transactions, which may be called an "agreement for continual transactions", a "product purchase agreement" or the like. In the event it becomes necessary to revise the contents of the basic agreement that is appurtenant to the data interchange agreement, it is desirable to amend the basic agreement.

(7) Relationship with Various Types of Legal Systems

There are different types of applicable business laws, regulations and controls, depending on the subject matter of the transaction. Further, in cases where the transaction is subject to the application of subcontract law, the duty to furnish documents and the contents thereof are prescribed by law, which must be obeyed. Nonetheless, it being impossible to draft a standard contract that comprehensively covers these laws, regulations and controls, this Data Interchange Agreement form was drafted without them into consideration. Thus, when this model form is actually used to prepare a concrete data interchange contract, it will be necessary to conform the contract to the applicable laws, regulations and controls.

(8) An International Viewpoint

This Data Interchange Agreement form was drafted on the premise that it would be used in domestic transactions. There are no national borders with EDI, however, and it is necessary to plan how to conform a data interchange agreement so that it is applicable for international transactions. For this purpose, Japan's legal system does not necessarily prescribe all necessary rules concerning how to deal with the special issues concerning documents that are peculiar to electronic data, such as the matters of "signature" and "original copy". We have referred to such documents as the UNCITRAL model law and the ECE/WP.4 model data interchange contract form, and strove to incorporate international trends into the provisions to some extent.

1.4 Points to Heed in the Use of the Data Interchange Agreement Form

This Data Interchange Agreement form is comprised of thirteen articles. For commentary on the details of each provision, refer to the "Point by Point Comments on the Data Interchange Agreement (Reference Model) in Chapter 3. Further, as will be understood from the above remarks, this model form, being drafted in accordance with the above-mentioned basic policies, cannot be applied "as is" to any concrete transaction. That is to say, when using this model form it is extremely important that it be modified with reference to the special characteristics of the actual transaction. The gist of the plan for this Data Interchange Agreement form and some problem points are explained in the "Comments". From those Comments a full understanding of the aim of this draft can be understood. Then it will be necessary to prepare a standard contract form suitable for the particular industry or business area.

2. DATA INTERCHANGE AGREEMENT (REFERENCE MODEL)

Below is set out the reference model for a data interchange agreement, drafted mainly by the Working Committee.

Data Interchange Agreement (Reference Model) ver. 1.0

This Agreement is made and entered into by and between _____ ("Purchaser") and _____ ("Seller") to facilitate individual agreements ("Individual Agreement(s)") based upon continuing commercial transactions (the "Transactions") for the products prescribed in the Schedule attached hereto by electronic data interchanges ("EDI").

Article 1 Implementation of Data Interchange

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI.

Article 2 Operation Manual

1. A system required for operation of EDI, a transmission protocol, a message configuration, the type of data to be transmitted, system operation time, and/or other details shall be provided in the data interchange operation manual (the "Operation Manual") mutually agreed on by the parties.
2. The parties hereto agree that the Operation Manual shall be an integral part of this Agreement and shall have the same effect as this Agreement.
3. When the Operation Manual must be modified or amended by reason of the alteration of the system or other reason, the modification or amendment shall be made by agreement reached through prior consultation between the parties, including but not limited to the matter of which party should bear the costs for this modification or amendment.

Article 3 Procedures for Security and Reliability

The parties hereto shall carry out all or any of the procedures prescribed below for a secured data interchange and agree that the details of executing those procedures shall be prescribed in the Operation Manual:

- (1) Procedure for confirming the identity of an originator;
- (2) Procedure for confirming the originator's authority to create data;
- (3) Procedure for isolating data input errors;

- (4) Procedure for confirming data integrity during data transmission;
- (5) Other items agreed to by the parties hereto.

Article 4 Data Transmission.

Data shall be transmitted into the mail box of the other party according to a method prescribed in the Operation Manual.

Article 5 Treatment of Non-Readable Data.

1. If transmitted data is not readable, the data addressee shall notify the originator of that fact by means of _____ immediately after the addressee becomes aware of it.
2. If the originator has been notified according to the above provision, it shall be considered as having withdrawn the data.

Article 6 Acknowledgment of Receipt

1. Either party hereto may request the other party to provide the acknowledgment of receipt of transmitted offering or acceptance data. This acknowledgment shall be provided by the method of _____ unless otherwise specified.
2. If the above acknowledgment has been received, the transmission of the offering or acceptance data shall be deemed as having been completed and if such an acknowledgment has not been received the transmission of such data shall be deemed as not having been completed.

Article 7 Conclusive Confirmation of Data Contents

The parties hereto agree that, if data has been originated and transmitted according to the procedures for security and reliability prescribed in each of the items in Article 3, the respective contents of the received data shall be conclusively confirmed by the confirmed items.

Article 8 Establishment of Individual Agreements

An Individual Agreement for the Transactions shall be established when acceptance data is received. However, if Seller requests from Purchaser the acknowledgment of receipt prescribed in Article 6, an Individual Agreement shall be established upon the receipt of such acknowledgment. Notwithstanding the above, when the parties hereto agree to any separate provisions the parties hereto shall follow such provisions.

Article 9 Data Storage and Delivery

1. Each party shall store and maintain the data it originates and receives and shall deliver such data to the other party upon request of the other party. However, the cost of printing-out, duplication and other expenses related to such delivery, if any, shall be borne by the requesting party.
2. Details of storage and delivery shall be provided in the Operation Manual.

Article 10 Bearing of Costs

Costs for the data interchanges provided in this Agreement shall be borne by the parties hereto according to a separate agreement.

Article 11 System Management

1. Each party shall manage its own system necessary for smooth and reliable EDI.
2. Measures to be taken against system errors or system failures shall be provided in the Operation Manual.

Article 12 Relationship with Basic Agreement

If there is a discrepancy between the provisions in this Agreement and those of the Basic Agreement dated _____ entered into by the parties hereto the provisions of this Agreement shall have the prevailing effect.

Article 13 Effective Term

The effective term of this Agreement shall be from _____ until _____. Unless either party hereto provides written notice rejecting renewal or offering the modification of the contents of this Agreement to the other party not later than three (3) months before the expiration of the term, this Agreement shall be effective for a further _____ years under the same terms and conditions, and shall be renewed thereafter on this temporal basis.

Date: _____

the Purchaser:

the Seller:

Name: _____

Name: _____

Address: _____

Address: _____

Sign.: _____

Sign.: _____

3. POINT-BY POINT COMMENTS ON THE DATA INTERCHANGE AGREEMENT (REFERENCE MODEL)

It is difficult to properly convey to the user the intent of some of the points in the draft of the Data Interchange Agreement (Reference Model) from its text alone. Also, although this form was drafted to be a reference model for various industries and business conditions, when it is actually put to use it will have to be adapted to the circumstances of the particular industry or business conditions. Accordingly, we will provide some comments here on the intent of some of the provisions and remark on some points to heed when using the Reference Model.

Preamble

This Agreement is made and entered into by and between _____ ("Purchaser") and _____ ("Seller") to facilitate individual agreements ("Individual Agreement(s)") based upon continuing commercial transactions (the "Transactions") for the products prescribed in the Schedule attached hereto by electronic data interchanges ("EDI").

(COMMENTS)

(1) Subject of the Agreement

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. This data Interchange Agreement form hypothesizes a case in which the placement and acceptance of individual orders is carried out, through electronic data interchanges, by parties who already have entered into a basic agreement for the continual sale and purchase of goods.

(2) Positioning of the Agreement

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. In the Data Interchange Agreement, provisions are prescribed for issues arising from the carrying out of data interchanges through electronic media. This is premised on the concept that basic issues concerning the underlying transactions themselves, such as the delivery of goods, the question of whether or not there will be inspections and, if so, their methodology, the times for the settlement of payments and the method of payment will all be provided for in the Basic Agreement. Also, agreements as to details such as the method of operating the system and the contents of the electronic data will be specified in the Operation Manual (refer to Article 2).

(3) Contents of the Transactions

The purpose of the Preamble is to clarify the objectives of the Data Interchange Agreement and the subject matter of the agreement between the parties.

The transactions that are the subject of the agreement are specified in the Schedule attached to the contract. If the subject transactions can be simply expressed, then instead of describing them in an attachment the description can be put in the Preamble or in a provision specifically for that purpose. In the latter case, there could be, for example, a provision along the following lines.

QUOTE

Article 1. This Agreement shall be applicable as to the issuance and acceptance of orders for the following goods: . . .

UNQUOTE

Article 1. Implementation of Data Interchange

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI.

(COMMENT)

Agreement of the Parties

This is an express statement of the agreement that Buyer and Seller will issue and accept individual orders through electronic data interchanges in connection with a continual series of transactions. Since there is a Preamble, this article may not really be necessary, but it was put in the model form to confirm the parties' agreement on this point.

Article 2. Operation Manual

1. A system required for operation of EDI, a transmission protocol, a message configuration, the type of data to be transmitted, system operation time, and/or other details shall be provided in the data interchange operation manual (the "Operation Manual") mutually agreed on by the parties.
2. The parties hereto agree that the Operation Manual shall be an integral part of this Agreement and shall have the same effect as this Agreement.
3. When the Operation Manual must be modified or amended by reason of the alteration of the system or other reason, the modification or amendment shall be made by agreement reached

through prior consultation between the parties, including but not limited to the matter of which party should bear the costs for this modification or amendment.

(COMMENTS)

(1) Matters Provided in the Operation Manual

So that the Data Interchange Agreement will contain only the necessary minimum of provisions, all the technical and procedural requisites for carrying out the actual data interchanges, including a description the composition of the data interchange system, are provided in the Operation Manual. It may not, however, be possible to include all necessary provisions before operation of the data interchange commences. Further, if the provisions in the agreement upon which the Operation Manual is premised change, it will become necessary to revise the Operation Manual. Even after operations commence, it is necessary to keep in mind that the Operation Manual can be supplemented and amended.

Matters that should be provided in the Operation Manual

Below we will list up the absolute minimum of provisions that we think should be included in the Operation Manual. It probably will be necessary to add to or revise the items on this list in accordance with the actual data interchanges that are conducted.

• Definition of Terms Used in the Data Interchange Agreement and the Operation Manual:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall completed by EDI. There are many terms used in contracts concerned with EDI that still do not have a standardized definition, neither internationally nor domestically. So to avoid misunderstandings it is necessary to establish clear definitions of the terms used in the relevant contracts;

• Composition of the System:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall completed by EDI. The hardware, software and other equipment that will be used;

• Communications:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall completed by EDI. The communications circuit, communications procedures, whether or not a VAN company will be used, and other communications methods;

• The Data that is the Subject Matter of the Data Interchanges:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall completed by EDI. Depending on the circumstances, the order issuance and acceptance data (in

the case where only order issuance data for formation of the individual agreement will be transmitted [the "one-way" pattern], only order issuance data) can include receipt confirmation data and other information related to the operation of the data interchange system, such as estimates, confirmations of deliveries, invoices and the like;

- Contents of the Data that will be Input:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. In the case of order issuance data, the types of goods ordered, quantities, delivery dates, places of delivery and so on;

* In a case where the Law to Prevent Late Payment of Subcontract Charges, etc. is applicable, if the details of the issuance of the order are recorded on a "magnetic recording medium or the like", they must be clearly indicated in a written document. Since in such case even the matters that must be recorded concerning the contents of the order are prescribed, it is necessary to follow the mandates of the applicable laws (Subcontract Law Article 3 and related regulations);

- Measures in Case Errors Occur in the Contents of the Data:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. Whether or not there is a duty to notify the other party in the event that matters that should have been transmitted were not and, if so, the procedure for notification; the validity of relevant data in the event no notification was made, and so on;

- Method of Dealing with Unreadable Data:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. (See the Comment to Article 5);

- Operation of Data Interchanges:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. Liability for the costs related to the operation of the data interchanges (see the Comment to Article 10); days and times of operation; handling of data that are received outside the time for operation, and so on; efficacy during the time period from after the receipt of order issuance data until the return transmission of order acceptance data or in case there was no retransmission, or the like (for example, if the order acceptance data are not received by the specified time, will the issued order be deemed to have been rejected?);

- Procedures for Assurance of Security of the Data Interchanges:

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. (See Comment to Article 3);

- **Data Transmission:**

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. Provisions related to the technological methods of transmission (see Comment to Article 4);

- **Form and Method of Confirmation of Receipt of Transmission; Period of Time Until Receipt of Confirmation of Received Transmission:**

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. Details of methods in cases where acknowledgment of receipt of a transmission is necessary pursuant to Article 6 (see Comment to Article 6);

- **Data Storage:**

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. Method, scope and time period, as well as method of delivery to the other party (see Comment to Article 9);

- **Methods, Procedures and Measures for Handling Abnormalities related to Management and Maintenance of the System:**

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. Mutual responsibility for management; method for contacting the other party; methods for management and maintenance during normal periods; concrete measures to be taken if an abnormality occurs and, during such time, substitute procedures for data interchanges and the efficacy thereof (see Comment to Article 11).

(2) **Efficacy of the Operation Manual and Amendments Thereof**

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. The Operation Manual is incorporated into the Data Interchange Agreement and is legally binding. Since a revision of a matter prescribed in the Operation Manual has the same effect as a revision in the Data Interchange Agreement, a written document evidencing the change (a memorandum or other type of contract) is necessary. Moreover, since there is a question as to whether notification of the change to the other party will suffice, it is best to prepare an amendment agreement. Also, if the amendment of the Operation Manual results in a contradiction with the contents of the Data Interchange Agreement, it will be necessary to amend that Agreement, too. Furthermore, attention must be paid to conformance with the Basic Agreement. It is provided in Article 12 that if there is an inconsistency with the terms of the Basic Agreement, the Operation Manual and the Data Interchange Agreement will have precedence.

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall

completed by EDI. The order of precedence if there is a discrepancy between the Data Interchange Agreement and the Operation Manual should also be specified in one or the other of those documents.

Article 3. Procedures for Security and Reliability of Data Interchanges

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall be completed by EDI. The parties hereto shall carry out all or any of the procedures prescribed below for a secured data interchange and agree that the details of executing those procedures shall be prescribed in the Operation Manual:

- (1) Procedure for confirming the identity of an originator;
- (2) Procedure for confirming the originator's authority to create data;
- (3) Procedure for isolating data input errors;
- (4) Procedure for confirming data integrity during data transmission;
- (5) Other items agreed to by the parties hereto.

(COMMENTS)

(1) Gist of the Provision

This provision prescribes the procedures for the security and reliability of the data interchanges. In an electronic transaction by EDI, compared to a transaction on paper there are more problems with confirming the identity and authority of the other party by means of the received message. Thus it is necessary to stipulate in advance the confirmation procedures for such points as identification of the sender of the transmitted data, confirmation of the authorization for the sender to create the message (here, "authorization" means the authority to settle accounts with respect to the relevant data transmission), confirmation that the data has not deteriorated during its transmission (i.e., the issue of "data integrity"), and confirmation that there are no data entry errors. If these kinds of confirmation procedures are stipulated, then, by confirming that the received message has been prepared and transmitted in accordance with these procedures, it is possible to take steps against falsifications of transmissions and data by unauthorized persons, entry errors, data deterioration during transmission and so on, and to safeguard the receiving party as to the reliability of the received message. If such procedures are not stipulated, the treatment of cases such as, to cite some examples, the creation and transmission of data by an unauthorized person or the deterioration of a message during transmission will be governed by the general rules of the Civil Code, and difficult problems will arise as to the apparent agency of the sender, the question of "mistake" and so on. Also, the speed and smoothness of electronic transactions will be hindered.

(2) Concrete Examples of the Various Procedures

For the procedure for confirming the identity of an originator, as mentioned in Item (1) of Article 3, there are passwords, electronic signatures, encoding and other methods.

As to the procedure for confirming the originator's authority to create data, mentioned in Item (2), there are methods such as restriction on the use of terminals that can transmit data to authorized persons only, and affixing the electronic signature of the authorized originator to the message.

As procedures for confirmations related to the existence of data input errors in Item (3), an arrangement can be made so that abnormal input data values will be excluded. For example, maximum and minimum values can be set, and data outside of those perimeters will be excluded as abnormal data. Or, it could be required that both the product code and the product name be transmitted; if there is a discrepancy between the two, the data will be considered to be in error. By adopting these procedures, to a certain extent it will be possible to reduce risks related to the quantities and types of goods.

As a procedure for confirming data integrity during transmission, which is covered in Item (4), parity checks and encoding can be used together. With the latter, if deterioration of the encoded data occurs during transmission, this will be ascertained when, by using the designated key to decode, a meaningful message is not reproduced.

(3) Standards for Selecting Each of the Procedures

In this Article, the above items are illustrative, but in most cases putting these transaction security measures in place will incur expenses. In addition, the types and degree of necessary security measures will differ according to the type and actual circumstances of the particular transaction. Accordingly, in drafting a data interchange agreement for actual use, only those procedures that are necessary should be selected from these illustrative measures. Further, depending on the special characteristics of the particular type of business, it may be necessary to add other procedures, as mentioned in Item (5). As an example of this type of case, for systems where prudence is especially necessary, instead of a simple notice of acceptance or refusal of an offer, a series of procedures could be utilized so that the acceptance message would have to repeat the contents of the offer, and only when those two messages were in exact conformance would the individual agreement come into formation.

The details of whatever procedures are adopted should be provided in the Operation Manual, and it is also necessary to take steps so that afterwards it can be confirmed whether or not these are actually being carried out.

In addition, as mentioned above, in the case of an actual data interchange agreement, in order to determine which procedures will be adopted for which security measures, thought must be given to the degree of importance of the transmitted data, and consideration paid to the expenses of utilizing a certain procedure (hardware and software costs, and the like) vis-a-vis the results that will be derived.

Article 4. Data Transmission

Data shall be transmitted into the mail box of the other party according to a method prescribed in the Operation Manual.

(COMMENTS)

Concrete transmission methods are provided in the Operation Manual.

Here, it is provided that data is transmitted when the originator sends the data, it arrives in the other party's mailbox, and it is in a readable condition. In a case where a VAN company will intervene, the provisions may have to be different, depending on the structure of the concrete data interchange system.

Article 5. Treatment of Non-Readable Data

1. If transmitted data is not readable, the data addressee shall notify the originator of that fact by means of _____ immediately after the addressee becomes aware of it.
2. If the originator has been notified according to the above provision, it shall be considered as having withdrawn the data.

(COMMENTS)

(1) Treatment of Unreadable Data

This Article provides for the manner of dealing with data sent by the sending party to the receiving party (order issuance data) that has become unreadable for some reason (such as a technical reason) that is not attributable to the fault of the receiving party. One point to heed is that the sending party should not be equated with the order issuer and the receiving party with the order acceptor. From a different viewpoint, since both the order issuer and acceptor will at times be the transmitting or receiving party, fairness to both parties is an important requisite. In relevant cases, it should be required that the receiving party should have a duty to notify that the order issuance data is unreadable. However, since the fact of non-readability directly affects the issue of the formation of the contract, as covered in Article 8 (in principle, the Individual Agreement is formed "at the time when order acceptance data is received"; see Article 8), and since many kinds of concrete circumstances can be hypothesized, it is necessary to concretely decide on measures that will not be unfair to the sending or receiving party, taking into account both the one-way and two-way forms.

The parties hereto agree that Individual Agreements related to the Transactions shall

completed by EDI.

Consider, for example, the following.

(A) The case where there is recognizable evidence that the transmitted data reached the addressee, but it was unreadable:

We can imagine, as some of the causes, human error in operation (such as a mistake in encoding), trouble with software or hardware, or the intervention of a third party (such as the issuance of an order or the like by a hacker). In such cases, the measures taken pursuant to this Article will suffice, but with the principle that the sending party can confirm that the contents of the transmitted data were transmitted in a readable form. It is necessary to note that the receiving party bears a heavy obligation to provide notification (such as regularly confirming the identity of the sender and the contents of the transmission, and so on). In cases where even the message originator cannot provide confirmation solely by means of some traces of evidence of delivery of the transmitted message to the receiving party, the receiving party will be relieved of its obligation to notify under this Article, and the relevant data should be deemed as not having been transmitted, since the subject matter of the "notice" on which the arrangements in this Article are premised is lacking (namely, the message cannot be read).

Pursuant to Article 6, even in a case where the procedure for acknowledgment of receipt is stipulated, although the content itself of the transmitted data is unreadable, often there will be cases where receipt acknowledgment will occur automatically through the system, but in these cases it will be deemed that the originator has withdrawn the data, not under Section 6.2 but pursuant to this Article.

(B) The case where the data are readable but the contents are in error:

A case where the data are readable but the contents are in error is not the subject matter of this Article. However, as a matter of fact, in a case where all or a part of the contents of the data can clearly be seen to be caused by a mechanical error or a mistake in operation (a mis-stroke on the keyboard or the like), on the assumption that there will be a continuing series of transactions, there is room for doubt that the receiving party has no obligation to provide notice of the error. In these cases as well, the provisions in the Operation Manual should specify countermeasures that take into consideration the matter of fairness to both parties.

Also, with respect to the relationship with procedures for confirmation of the existence or absence of errors in input data (Article 3 Item 3), it is desirable that there be agreement on establishing automatic countermeasures in the system based on set standards, so that the receiving party's responsibility will not be too heavy.

(2) Notice of Non-Readability

With respect to notification methods (procedures, time periods, and so on), care must be taken in the cases where the transmitted data is not readable so that the timing of the transaction will not be lost (often promptness is desired), and these methods must be concretely specified in the

Operation Manual. The method of notice in these cases could be by e-mail, FAX, telephone and so on, but if possible methods of oral notice, such as by telephone, should be avoided, in favor of a method by which evidence can be preserved.

(3) Effect of Notice of Non-Readability

When the notice of non-readability mentioned in the preceding Section has been made by the receiving party, it will be deemed that the originator has withdrawn the transmitted data. Depending on the case, it may be advisable to provide that concurrent with the withdrawal of the transmitted data, there will be a duty to retransmit it. And depending on the contents of the transaction, there could be an argument that a deadline should be established for sending the notice of non-readability, and if the deadline were not met, the burden of risk would be borne by the party who did not provide notification. Further, under the "one-way" form, in which a contract is formed by the issuance of the order alone (the case of blanket agreement with the consent of the order acceptor), consideration should be given to the protection of the position of the receiving party. It will also be necessary to agree in advance on procedures for evidencing the fact that the order issuance data has been transmitted pursuant to the Operation Manual (refer to the last part of the Comments to Article 8).

(4) Data Transmission with the Intermediation of a VAN Company's System

How should we deal with a two-way system with the mediation of a VAN company, in the case where acknowledgment of the receipt is carried out pursuant to Article 6 for consistency in the handling of information? Acknowledgment of receipt pursuant to a separate contract may have precedence over this Article, and even in the case of non-readability, possibly the transmission will not be deemed to have been withdrawn. For example, based on the promise of the VAN company to bear liability for intermediation between the Purchaser and the Seller, there will be cases where, with respect to the transmission of the understanding between the sending party and the receiving party, the VAN company will act as agent for acknowledgment of receipt of transmissions, by FAX, telephone or other means as provided in the Operation Manual. That is, with the premise of a system under which the VAN company will, at a frequency determined beforehand, access the mailboxes of the Purchaser and the Seller and act as an agent for acknowledgment of receipt of transmission, it is hard to imagine a situation of non-readability unless an interruption of communications occurs due to a big accident. Namely, in such a case, rather than the procedures for confirming intent under this Article 5 and Articles 6 and 8 being applicable, probably the VAN company itself will be liable as an agent for the relevant party, pursuant to a separate contract between the VAN company and the parties.

Article 6. Acknowledgment of Receipt

1. Either party hereto may request the other party to provide the acknowledgment of receipt of transmitted offering or acceptance data. This acknowledgment shall be provided by the method of _____ unless otherwise specified.
2. If the above acknowledgment has been received, the transmission of the offering or acceptance data shall be deemed as having been completed and if such an acknowledgment has not been received the transmission of such data shall be deemed as not having been completed.

(COMMENTS)

(1) Significance of Acknowledgment of Receipt of Transmission

The acknowledgment of receipt is notification of the fact that the transmitted data has arrived. This does not mean that the contents of the transmitted data have been understood. Nor, by itself, does it signify an expression of the receiving party's intent as to the contents of the transmitted data (for example, acceptance of an offer).

This acknowledgment of receipt of transmission conclusively evidences the fact that data has arrived, but whatever other legal effect it may have will depend on the agreement reached between the parties (for example, pursuant to Section 2 of this Article 6 or the proviso in Article 8).

(2) Should Acknowledgment of Receipt be Sent to the Other Party?

It is provided in Section 1 of Article 6 that either party may "request the other party to provide acknowledgment of receipt". In contrast, it could be provided that upon arrival of data an acknowledgment of receipt must always be made. That, however, might not always be logical, taking into account the bearing of communications costs. Furthermore, depending on the type of transaction, there will be cases when it is more reasonable that acknowledgment of receipt not be required.

(3) Method of Acknowledgment of Receipt

(A) Selection of the method of acknowledgment:

Since there are various differences in the procedures for transmission, in contents and in time periods in connection with the methods for acknowledgment of receipt, it is necessary to agree on them beforehand. For example, with regard to the procedure, there are many cases where the acknowledgment will be transmitted electronically by using the same system as the one for the order issuance and acceptance data interchanges, but the acknowledgment could also be sent by telephone, facsimile and so on. Therefore, perhaps the details as to the method should be put in the Operation Manual. In cases where the method of acknowledgment of receipt thus provided remarkably lacks reliability, the efficacy of the

acknowledgment provided in Section 2 of this Article will not be recognized, so it is necessary to pay sufficient attention to the details when deciding on the method.

(B) Relationship between Data interchange by intermediation of a VAN system and acknowledgment of receipt:

This Data Interchange Agreement is based on the presumption of a form of system in which the data will be transmitted into the other party's mailbox (Article 4). In contrast, there are many cases in which data interchanges are carried out with the intermediation of a VAN company. In such cases, the order issuance and acceptance data that are transmitted to the VAN company are sorted into mailboxes at that company's location and the receiving party then accesses its mailbox. Even in these cases, if the receiving party directly transmits the acknowledgment of receipt by telephone or facsimile, the measures provided in this Article can be applied. If, however, substitute measures are taken through the VAN company; for example, then there could be various situations affecting the acknowledgment of receipt in such a case, depending of the relationship between the two parties, and often this Article, in its current form, will not be suitable. It will be necessary to stipulate the method and effect of acknowledgment of receipt in a contract or covenant concerning the relationship of the Buyer and Seller with the VAN company and the use of the VAN company's network.

(4) Legal Effect of the Acknowledgment of Receipt of Transmission

(A) Completion of data transmission:

As for the effect of acknowledgment, in Section 2 of Article 6 it is provided that, "If the . . . acknowledgment has been received, the transmission of the offering or acceptance data shall be deemed as having been completed, and if such an acknowledgment has not been received, the transmission of such data shall be deemed as not having been completed."

According to this, when the Purchaser has requested that the Seller provide acknowledgment of receipt and the Seller has done so, the Purchaser's offer will have been delivered and is binding on the Seller (refer to Article 521 Section 1 and Article 524 of the Civil Code). Conversely, if the Seller has received from the Purchaser the acknowledgment of receipt that it had requested, the Seller's acceptance will have been delivered. This Data Interchange Agreement, in contrast to the principle of the creation of the contract upon "dispatch" in the Civil Code (Article 526 Section 1), takes the position (in Article 8) that the contract is formed when the acceptance has been received. Having received that, it is provided in the Agreement (in the proviso to Article 8) that in the case where the Seller has requested that the Purchaser acknowledge receipt of transmission, the Individual Agreement will come into formation at the time when the acknowledgment of receipt is received.

Further, the receipt of the acknowledgment of receipt only results in the completion of

the data transmission; by itself it does not mean that the contents of the transmitted data have been understood or can be understood. Accordingly, when it has been ascertained that the received data is not readable, the acknowledgment of receipt in such a case will not have the effect of constituting a contract offer or the formation of a contract.

Further, in accordance with this Article, in the reverse case where the acknowledgment of receipt is not received, it will be deemed that transmission was not made. When an acknowledgment of receipt has been requested, even if it has actually been received, unless it is received in the way specified in Article 6 Section 1 by the person who requested the acknowledgment, it will not be considered as having been transmitted. That is to say, in such a case, since the result is that the Purchaser's order issuance data (the offer) has not been delivered, the Purchaser is not bound by the offer and since the Seller's offer acceptance data (the acceptance) has not been delivered, the contract is not formed (see Article 8).

Instead of this method (i.e., a rule of "conclusivity"), there could be a provision to the effect that if there is an acknowledgment of receipt, it will be presumed that data transmission has been completed and the acknowledgment will constitute counter evidence against the party to whom the data has been sent (i.e., a rule of "presumption").

(B) Preparations for performance, etc. prior to receipt of the acknowledgment of receipt:

When an acknowledgment of receipt of transmission has been requested, if the acknowledgment is not received it will be deemed that the transmission was not made. Therefore, until the acknowledgment is received, where the parties carry out various measures in connection with the contract, each of them does so at its own expense and liability. For example, if, while the Seller is requesting that the Purchaser provide acknowledgment of receipt of the order acceptance data, at the same time the Seller prepares for performance or the like, if that acknowledgment from the Purchaser is not transmitted, the Seller should bear the risk for the related expenses and so on. Depending on the situation between the parties, it may be desirable to expressly state this in a provision in the Agreement.

(5) Security and Reliability of the Transmission of the Acknowledgment of Receipt

There are many cases in which the acknowledgment of receipt is transmitted electronically using the same system as the one for order issuance and acceptance data interchanges. It is necessary to consider security and reliability in such cases, with respect to discrepancies, transmissions by unauthorized persons and so on. With respect to that, under this Agreement, if the procedures for security of the data interchanges specified in Article 3 are performed and the acknowledgment of receipt has been received, it will be construed that the acknowledgment of receipt of transmission has been made (see Article 7).

Article 7. Conclusive Confirmation of Data Contents

The parties hereto agree that, if data has been originated and transmitted according to the procedures for security and reliability prescribed in each of the items in Article 3, the respective contents of the received data shall be conclusively confirmed by the confirmed items.

(COMMENTS)

(1) Summary of the Article

This Article, in response to the provisions of Article 3, stipulates the effect of the performance of the procedures for security and reliability. Namely, it provides that in the event that it has been confirmed that the procedures prescribed in Article 3 have been performed, the effect will be that the data concerning the various confirmed contents will be conclusively confirmed. For example, when the performance of the procedure for confirming the identity of an originator in Article 3 has been confirmed (such as by use of an agreed-on password), it will be conclusively confirmed that the data originator is identical to the person named in the data.

(2) Relationship with Burdens of Claim and Proof

The provisions of this Article are related to the burdens of claim and proof in litigation. For example, in the case where the receiver of a transmission accepts a contract offer made by EDI, the burdens of claim and proof if a claim is made based on the contract that is formed thereby are borne by the party asserting the legal effect of the contract; namely, as a rule, the recipient of the transmission. Therefore, in the event of a dispute about whether or not the received message was truly drafted by the other party, whether or not the transmitting party had the authority to create and send the data, whether or not the quality of the data deteriorated during transmission and so on, usually it is the receiver who must claim and prove these matters. With EDI, though, these types of proof are generally difficult.

Pursuant to the provisions of this Article, if the transmission recipient proves the fact of the performance of the procedures prescribed in Article 3; that is, use of the specified password, use of the encoding key and so on, the fact of the existence of the corresponding data can be conclusively confirmed and, moreover, the proof of these facts will be relatively easy. For example, if a password is to be used, its use can be confirmed by the password sent to the recipient, and the fact of the use of an encoding key can be proved by the restoration of the data to meaningful text.

(3) The Significance of Conclusively Confirmed Data

In this Article the term "conclusive confirmation of data" is used, but it is necessary to give attention to the meaning of that term.

As a means of agreement as to the effect of performance of the procedures in Article 3,

generally there is the method of presuming the fact of the confirmed contents and also the method of conclusively regarding such as a fact (i.e., as a legal fiction). The difference between these two methods is that in the former case evidence to the contrary is permissible, while in the latter case it is not. Nevertheless, it probably will be difficult to decide once and for all which of these two should constitute the effect of the performance of the procedures in Article 3. That is because even if, for example, an encoding system is used as the procedure for confirming identity, the strength of that will vary. Also, it can be foreseen that along with developments in technology related to security measures, technology to interfere with those measures will also be developed. Thus, there will be problems in deciding once and for all whether it is proper to settle for a presumptive effect or to decide on a conclusive effect. In the Reference Model, for the time being the term "conclusive confirmation" is used to describe the efficacy of the performance of the procedures in Article 3, but if it is desired to clarify whether this means one or the other of the above two effects, it will be necessary to state that clearly in the text, while taking the above issues into consideration.

(4) Correspondence between Confirmation Procedures and Their Effect

It is necessary to pay attention to the fact that in cases where the confirmation procedures that are employed do not correspond with the effect, sometimes the efficacy will not be sanctioned. In this connection we refer to the concept of the "commercial reasonableness" of "security procedures" as specified in the provisions of Article 4A of the U.S. Uniform Commercial Code, on "Electronic Transfers of Funds".

This concept does not necessarily stipulate the effect of security measures only from a technological standpoint but, for example, in the case where the high degree of security of the confirmation procedures that are used can be assured (such as when encoding is carried out with a very secure code, as opposed to simply using only a fixed password), more credibility can be assured as to the message that confirms the identity of the sender. This way of thinking should be taken into consideration if the parties contemplate a "conclusive presumption"-type provision.

Further, there are times when the message recipient cannot know if the performance has been carried out by the procedural methods specified in Article 3. It is necessary to keep in mind that even if the performance of procedures in that way is a requisite condition, since the message recipient cannot prove that the procedures have been done, legally there may be cases where the efficacy of this Article will not be obtainable. Comparing the provisions of this Article with those in model EDI contracts used in various foreign countries and by international organizations, in addition to provisions relating to the procedures for the security and reliability of data interchanges, those model contracts also have provisions stipulating the efficacy of the performance of those procedures.

Article 8. Establishment of Individual Agreements

An Individual Agreement for the Transactions shall be established when acceptance data is received. However, if Seller requests from Purchaser the acknowledgment of receipt prescribed in Article 6, an Individual Agreement shall be established upon the receipt of such acknowledgment. Notwithstanding the above, when the parties hereto agree to any separate provisions the parties hereto shall follow such provisions.

(COMMENTS)

(1) Gist of the Article

This Article is premised on the tenor of Article 7 as to the conclusive confirmation of the contents of the data, and clarifies the time of formation of an Individual Agreement.

If the approach is taken that the Data Interchange Agreement should only provide for matters related to data interchanges, then it follows that perhaps the issue of the time of formation of the Individual Agreements should be covered in the Basic Agreement. Since, however, the subject matter of the Data Interchange Agreement is a series of individual placements and acceptances of orders through electronic data interchanges, this Article, as part of a contract for continual transactions, sets out an express provision as to the time of formation of Individual Agreements. Accordingly, if there already is such a provision in the Basic Agreement, this Article 8 may not be necessary.

Several different ways can be conceived of to structure, on a legal basis, the individual placements and acceptances of orders in a contract for the continual sales and purchases of goods. There could be an underlying understanding in the Basic Agreement concerning the sale of goods to the effect that the deals will be structured so that the placement and acceptance of an order will comply with shipping instructions to be issued each time (several industries do business with such an understanding), but it is more prevalent to have a set agreement as to the formation of a continual series of sales and purchases.

(2) Time Period for Formation of Individual Agreements

The significance of specifying the time of formation of an individual sales contract is that through such means the existence of the contract can be conclusively confirmed, and the time when the relationship between the buyer and seller as to rights and obligations comes into being can be clearly ascertained.

In the Civil Code, it is provided that the time of formation of a contract between persons situated in different localities is when an acceptance has been sent in response to an offer (Article 526 Section 1). In accordance with this principle in the Civil Code with respect to the establishment of contracts between persons in different localities, which is based on the doctrine of the sending of approval, an individual agreement through electronic interchanges would come

into formation at the time of the transmission of electronic data that can legally be evaluated as being an acceptance. Since, in the case where the seller's order acceptance data is sent in response to the buyer's order issuance data, the latter can be understood to be an offer and the former an acceptance, the individual contract will be formed at the time when the order acceptance data is sent. Article 8 modifies this Civil Code principle, and provides that an Individual Agreement is established when the order acceptance data is received (the "delivery" doctrine). As is commonly known, the doctrine of acceptance upon dispatch in the Civil Code has its origins in English law, but this is not necessarily compatible with the theoretical presumption that for a contract to come into formation it is necessary for the acceptance to have legal effect, and various scholarly opinions have been asserted as to how those two concepts are to be theoretically construed, such as the concept of "condition precedent" or "contingent effect". For example, problems have arisen as to how to explain the fact that if the transmitted acceptance is not received by the other party, a contract that has once been formed by the sending of the acceptance ultimately does not have legal effect. In this Article, instead of following the Civil Code type of rule, an Individual Agreement is formed when order acceptance data that constitute an acceptance are received. This approach is also taken in the UNCITRAL model draft. Even with transactions between persons in different localities, when electronic data are interchanged through a communications system that utilizes computers, except in special cases there will be hardly any lag between the time the data is sent and the time it is received, and if the times when transmitted data are for some reason not received are taken into consideration, the doctrine of delivery seems more reasonable than the doctrine of dispatch or transmission.

(3) Relationship with Confirmation of Receipt of Transmission

Furthermore, when the Seller requests the Purchaser to provide acknowledgment of receipt of the order acceptance data, the Individual Agreement will be established not at the time when the order acceptance data is received but when the acknowledgment of receipt is received. That is, the Individual Agreement comes into formation at the time of receipt of the acknowledgment, which is later than the time of receipt of the order acceptance data. Since it is the Seller who has requested the acknowledgment of receipt of transmission, the Seller thereby also approves of the delay in contract formation.

(4) Two-Way Systems and One-Way Systems

This Article is based on the principle that in response to order issuance data order acceptance data will be sent. The UNCITRAL model draft is the same. But with ordering systems in actual operation there are not a few cases in which only order issuance data is sent, and acceptance data constituting an approval of the order are not sent. From the viewpoint of the security of the entire system, the form in which order acceptance data are sent (the two-way system) is preferable. However, in the case of orders for goods such as daily sundries that have a relatively low unit price and are always in stock, so that orders can be responded to at any time, it must be admitted

that for reasons of economizing on communications costs a system in which an individual contract will be formed only with order issuance data (a one-way system) may be perfectly reasonable. This Article does not ignore the existence of such one-way systems. In those cases, the Individual Agreement is not formed merely with one party's expression of intent to order goods. Rather, it can be understood that the Seller has given comprehensive consent beforehand in the Basic Agreement that if the Purchaser issues an order it will be accepted. Even in the case of such a one-way system, it is necessary to clearly specify in a contract the time when an Individual Agreement will be established. It probably should be stipulated that the Individual Agreement is established at the time when the Purchaser's order issuance data is received by the Seller. There could be a provision in the Data Interchange Agreement, for example, along the following lines:

"An Individual Agreement in connection with the Transaction shall be established at the time when the order issuance data is received."

Article 9. Data Storage and Delivery

<p>1. Each party shall store and maintain the data it originates and receives and shall deliver such data to the other party upon request of the other party. However, the cost of printing-out, duplication and other expenses related to such delivery, if any, shall be borne by the requesting party. 2. Details of storage and delivery shall be provided in the Operation Manual.</p>

(COMMENTS)

(1) Outline

In Japan, it is not clear whether or not order issuance and acceptance data in electronic transactions that are created, sent and stored in the form of electronic data and are not printed out will be acceptable as data for tax purposes. Nevertheless, normally these data should be preserved, just as in the case of transaction materials in an ordinary paper-based transaction.

(2) Section 2 Issues (Details Specified in the Operation Manual)

This Article provides that the details as to storage and delivery of these data will be concretely specified in the Operation Manual. In the Operation Manual a number of matters should be prescribed such as, with respect to storage, the types of data to be preserved and the method of storage (including details about the system to be used) and, with respect to the delivery of data being stored by the other party, the method of delivery (transfer on-line or by a magnetic medium, transfer accompanied by a document with name and seal impression affixed thereto, and so on), the form of preparation of the data and the like.

(3) Issues concerning "Delivery" (Scope of Liability for Expenses of a Request for Delivery)

This Article also provides that a request can be made to the other party for the delivery of data, and that the expenses required therefor will be borne by the party making the request. Moreover, the provision clearly specifies, from a viewpoint of fairness, that the party that requests the delivery of data will bear the costs incidental thereto. However, certain cases where the data has been reduced to a written document will give rise to a stamp duty, but the Reference Model does not contemplate that the expenses of delivery include the liability for stamp duty incurred by reducing the data to a writing. Attention should be paid to the possibility that delivery in written form may give rise to liability for stamp duty, and when the Data Interchange Agreement and Operation Manual are actually drafted the question of how to deal with this matter should be looked into.

(4) Status of Electronic Data under the Laws of Evidence

There is no express provision in the Code of Civil Procedure concerning the evidentiary capability (formal probative force) of electronic data (electromagnetic records), but there are lower court precedents in which document production orders were approved on the ground that electronic recording media should be regarded as quasi-written documents, and many civil courts have utilized printed-out documents as evidence. (*) However, with respect to the probative force (substantial probative force) of electronic data, there are many problem points, such as the fact that there are cases where it is easy to tamper with such data and, sometimes, no traces of such tampering are left. In light of this, when agreeing on storage methods it will be meaningful for the parties to examine such matters as which methods of storage will have sufficient probative force, what kinds of proof are possible as corroborative evidence with probative force, and so on.

(*) In model EDI contracts such as the UNCITRAL and ECE.WP.4 forms, there is agreement as to the use of interchanged data as evidence. This may be premised on the supposition that there are jurisdictions in which the probative force of computer data is not recognized, but in this country, where the probative force of computer data is recognized, at present it is hardly necessary to specify such an agreement in the Data Interchange Agreement. However, concerning agreement as to evidence related to the fact of the existence of certain special data only; namely, in the case of the execution of an evidentiary agreement, the provisions will differ from those in Article 9 of the Reference Model. It will be necessary to investigate what types of provisions should go into such an evidentiary agreement, including the question of their legal validity. Further, the Reference Model does not particularly touch on the matter of the "original text" of computer data.

Article 10. Bearing of Costs

Costs for the data interchanges provided in this Agreement shall be borne by the parties hereto according to a separate agreement.

(COMMENT)

This Article specifies that questions as to which party should bear what costs in connection with the expenses of performing the data interchanges are to be decided in a separate agreement. The Operation Manual could be a good place for this. The parties should take fairness into account, so that one of them will not have to bear an excessive burden.

The matter of liability for expenses should be prescribed in a written document (a contract), as should revisions of matters that had been decided on. If, for example, the scale of data interchanges has grown or changes occur in the system configuration, it is desirable that, from the aspect of fairness to both parties, there should be agreement in advance as to the reconsideration of the bearing of costs, such as by giving one party the right to request of the other party a change in the allocation of the burden.

Article 11. System Management

1. Each party shall manage its own system necessary for smooth and reliable EDI.
2. Measures to be taken against system errors or system failures shall be provided in the Operation Manual.

(COMMENTS)

(1) System Management

The methods for the regular system of management and maintenance should be specified in the Operation Manual together with the method of operation. The costs incidental to management and maintenance of the system owned by a party normally should be borne by that party, but it is also possible to have an agreement to the contrary. Just as in the case of the procedures for security and reliability in Article 3, it is possible to provide that if the management procedures have been carried out, a party will not bear the risk of liability for damages resulting from the occurrence of an abnormality or the like.

(2) Measures in Case of an Abnormality, etc.

It is necessary to provide that if an abnormality or the like occurs, countermeasures be promptly taken and that the party who discovers the abnormality be obligated to quickly inform the other party. In order to minimize the effect of the abnormality or the like, it is necessary to

specify as many details as possible about issues such as the method of notification in such an event, mutual consultation after such notice, who will bear the risk, substitute measures during the period the abnormality continues to exist, measures after restoration of normality and so on.

Article 12. Relationship with Basic Agreement

If there is a discrepancy between the provisions in this Agreement and those of the Basic Agreement dated _____ entered into by the parties hereto the provisions of this Agreement shall have the prevailing effect.

(COMMENT)

The unified structure of an electronic transaction is based on the combination of a background agreement for transactions, a data interchange agreement and a technical/operation manual. It goes without saying that among these three documents the Reference Model corresponds to the data interchange agreement, but it hardly touches upon details related to the background agreement for transactions and the transactional relationship. The various matters necessary for the execution of transactions; for example, the times and methods for inspections, liability for defects, methods and deadlines for payment of prices and so on are controlled by the background agreement for transactions.

This type of background agreement, the so-called "basic agreement", governs these matters but if the basic agreement is premised on the idea of paper-based transactions, such as with a provision to the effect that, "An individual contract will be established by the exchange of an order form and an order acceptance form," there may not necessarily be provisions based on the premise of electronic data interchanges. This Article 12 presumes that the parties who will interchange data have entered into a Basic Agreement and, makes clear that if there is an inconsistency between the Basic Agreement and the Data Interchange Agreement the latter will have precedence. Note that in case there is no inconsistency between the two contracts, the provisions of the Basic Agreement will be applicable. If, provisionally, the background transactional relationship itself changes as a result of the introduction of the Data Interchange Agreement, naturally, necessary measures must be taken in the Basic Agreement and the Data Interchange Agreement. There is no provision in the Reference Model, but if the settlement of accounts will take place through data interchanges, to some extent it will be necessary to stipulate detailed provisions (including provisions in the Manual) for invoicing and payment procedures through data interchanges.

At all events, upon the introduction of a data interchange system, regardless of its size, possibly it will have some effect on the existing basic agreement. Taking this into consideration, care must be exerted to preserve the compatibility of the Basic Agreement, Data Interchange Agreement and Operation Manual.

Article 13. Effective Term

The effective term of this Agreement shall be from _____ until _____. Unless either party hereto provides written notice rejecting renewal or offering the modification of the contents of this Agreement to the other party not later than three (3) months before the expiration of the term, this Agreement shall be effective for a further _____ years under the same terms and conditions, and shall be renewed thereafter on this temporal basis.

(COMMENT)

With respect to a provision for the duration of the term, a data interchange agreement can be treated like an ordinary continuing contract. With the Reference Model, which is premised on the prior existence of the Basic Agreement, there are two forms that can be adopted. One form, such as in this Article 13, provides for a definite term. The other form might consist of a provision along the following lines:

"The effective term of this Agreement shall have the same duration as the effective term of the Basic Agreement."

Which of the two will be adopted is a matter for agreement by the parties. However, in the event that if the Basic Agreement is terminated the continual transactions themselves will cease, there is not much meaning in having the Data Interchange Agreement alone continue in existence. If it is desired that the transactions continue while the data interchange mode is canceled, a necessary time period for dealing with such change must be taken into consideration. The provision for a rather long prior notice period of three months in the Reference Model was drafted with this point in mind. Of course, it is possible to revise the prior notice period in light of the actual circumstances.

Further, since changes in the data interchange system will be carried out pursuant to the amendment procedures in the Manual (Article 2), the application of this Article 13 may not be necessary. However, the concerns that have to be heeded with respect to the time period needed for amendment measures for the system are the same as in the case of the above-mentioned cancellation of the data interchange mode.

(参考) 英訳に対応した和文 (平成7年度本研究委員会報告書より)

1. EDI に関する標準契約

1.1 EDI 標準契約の概要

我が国におけるEDIに関する標準契約やモデル契約については、日本電子機械工業界 (EIAJ) の「オンライン取引標準システム契約書」、石油化学工業協会 (JPCA) の「企業間データ交換に関する覚書」、その他いくつかの業界団体で、標準契約書、モデル契約書が公表されている (これらについては、本報告書に参考資料として収録されている)。ただし、これらの標準契約書、モデル契約書は、各業界ごとの商慣行や特性も加味して作成されているため、必ずしも、業界や業種を異にするEDI取引には適用しうるものとはいえない。すなわち、これらの契約書に含まれる条項は、既存のシステムを前提としたモデル契約であり、EDIの対象取引分野についても広範かつ多様な取引を対象としている。これらに共通かつ普遍的に適用することが可能な「標準契約書」を作成することは不可能である。

そこで、EDIに関する標準契約を策定するにあたっては、その前提として、どのような内容の標準契約を定めれば、それが有用なものとして、実務において採用されるのかを検討することとした。そのためには、EDI標準契約がどのような場所で利用されるのか、また、どのような標準契約書が望ましいか、などいくつかの基本的な要素について検討を行った。

その一方で、EDIに必要な契約事項を明確にすることなく、EDIを導入することは、いざ障害やトラブルが発生した場合に、法的な解決を困難にするおそれがあるばかりでなく、取引の公正や安全をはかるうえからも問題となる。また、EDIに特有な必要最少限の法的事項を記述した何らかの汎用的な参考契約を提示することは、法実務の観点からEDIについて検討する場合においても重要な課題である。このような問題意識のもとに、本調査研究委員会では、特定の取引分野を前提とすることなく、EDIに特有な必要最少限の法的な事項を定めたデータ交換協定書 (参考試案) を作成することとした。このデータ交換協定書の作成にあたっては、以下のような事項を前提としている。

1.2 データ交換協定書の前提条件

現実に行われているEDI取引では、契約当事者間において取引の様々なレベルにおいて合意が形成されており、これらの合意によって取引の内容、データ交換に伴う各種の技術的事項などを具体的に定めている。このような様々なレベルの合意 (契約) は、次の3種類に整理することができ、これらの合意 (契約) が一体となって継続的な取引契約の仕組みを構成するものと考えられる。

① 背景となる取引契約 (基本契約)

それぞれの継続的な取引の実体的な契約内容を定める契約であり、取引に応じて基本的に定める必要のある各種の事項を定めるものである。例えば、受発注の方法、検収の時期および方法、瑕疵担保責任、代金の支払方法および時期その他の事項が定められる。すなわち、従来の継続的取引契約と呼ばれてきた契約そのものといえる。

② データ交換協定

データ交換協定は、電子的な手段によって取引にかかわるデータの交換を行う場合に、そのような手段を取ることに特有な法的問題について基本的な事項を規定するものである。この協定では、必要最少限の

基本的な原則を定め、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する合意は、運用マニュアルで別に定めることとしている。したがって、運用マニュアルに定める技術的合意に基づいてデータの交換が行われた場合に、そのデータ交換の効果等に関する合意などがこの協定に定められることになる。

③ 運用マニュアル

運用マニュアルは、EDIにおいてデータ交換を行うために必要の技術的な諸事項（メッセージの受信処理方法、システムの運用時間、セキュリティに関する事項等）を具体的に定めるものであり、従来の運用規約などと呼ばれていたものに相当するものである。すなわち、運用マニュアルでは、データ交換を行うために必要な技術的および手続的要件をすべて規定することになる。また、データ交換協定に規定すべき事項と、運用マニュアルに規定すべき事項とは必ずしも厳密に区別されるものではない。そこで本来ならデータ交換協定本文中に記載すべき事項も、いわば下位規範である運用マニュアルに記載することも考えられる。特にデータ交換協定に規定されていない事項について、運用マニュアルで追加すること、あるいは、データ交換協定に規定されている事項について、運用マニュアルで変更することも考えられる。

1.3 データ交換協定書作成の基本方針

このデータ交換協定書作成にあたっては、次の事項を基礎としている。

① 継続的取引に関する基本契約の存在

本データ交換協定書においては、当事者間に「継続取引基本契約」、「取引基本契約」等のいわゆる基本契約（背景となる取引契約）が締結されていることを前提としている。このような取引基本契約が締結されていない場合には、納品、検収、代金決済、担保責任その他各種の取引において必要な条項をデータ交換協定書に付加して使用する必要がある。要するに、本データ交換協定書を利用するにあたっては、現実の取引の特性を考慮した修正を行うことが極めて肝要である。

② 中立性の確保

現実のEDI契約においては、他の契約における場合と同様に種々の事情から、取引当事者の一方に有利な事項が定められることがある。しかしながら、データ交換協定書作成の基本においては、このような一方の利益に偏る契約条項は必ずしも適切ではないと考えられる。したがって、本データ交換協定書作成にあたっては、できる限り、当事者間の中立・公正を保つ方針をとった。

③ 汎用性の確保

EDIの対象となる取引は、例えば契約の成立時期一つを取り上げても、すべての取引に共通に適用される「標準」を作成することは不可能である。また、システムによっては、契約の成立にいたる以前の「商談情報」を送信する場合も有りえ、これらのヴァリエーションを網羅的に記述することは不可能である。

これらの事情にてらし、本データ交換協定書作成にあたっては、取引のEDI化に伴って、当事者間で定めるべき必要最低限の事項を取り上げることにより、ある程度の汎用性を付与することを意図した（ただし、後述するように、継続的な取引の中で商品の受発注を電子的データ交換によって行うことを前提としている）。したがって、本データ交換協定書を利用する場合には、現実の取引の特性、利用するシステムの種類、伝送する情報の種類に応じて、これを適宜修正する必要がある。

④ 想定したシステム

本データ交換協定書作成にあたって想定したEDIシステムの枠組は、主として、物品売買に関する取引当事者が、VAN事業者を介在させず、発注データおよび受注データの双方を伝達する場合であり、かつ、送信者がデータ伝送を起動し、相手方の指定されたメールボックスに当該のデータを書き込むいわゆる双

方向型の場合を想定している。

⑤ 運用マニュアルとの関係

本データ交換協定書は、ある程度の汎用性があるものとするため、取引のEDI化に伴って必要と思われる最低限の事項にとどまっている。この汎用性を確保する上では、本来ならば協定書本文中に記載すべき事項も、いわば下位規範である「運用マニュアル」に記載してある事項がある。この代表的なものは、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する事項であるが、各取引においては、必要とされるデータ交換の安全確保のための手段・手順は異なるであろうことが前提にあるためである。

⑥ 既存の取引契約との関係

本データ交換協定書は、それがすでに当事者間に存在している「背景となる取引契約（underlying commercial contract）」に影響を与えないとの方針のもとに策定している。したがって、可能な限り継続的取引契約、商品売買契約等の名称で締結される既存の継続的な取引の基本契約に影響を及ぼさないようにデータ交換協定を定めるべきである。データ交換協定に伴って基本契約の内容を変更する必要がある場合には、基本契約を改定することが望ましいであろう。

⑦ 各種の法規制との関係

取引分野によっては、各種の業法による規制がある。また、取引が下請法の適用を受けるものである場合には、書面交付義務やその記載事項が定められており、その条項を遵守しなければならない。しかしながら、これらの法規制を網羅的に包含する標準契約を作成することは不可能であり、本データ交換協定書においては、これらの法規制を考慮することなく試案を作成している。そこで現実には本データ交換協定書を利用して具体的なデータ交換協定書を作成するにあたっては、これらの法規制に適合化させる必要がある。

⑧ 国際的な視野

本データ交換協定書は、国内取引に適用されることを前提として作成されている。しかし、EDIには国境がなく、国際取引に適用されるデータ交換協定との整合性を図る必要がある。そのため、署名・原本など文書に特有な問題について電子データの場合にどのように扱うかなど我が国の制度上必ずしも必要でない事項は規定していないが、UNCITRALのモデル法案やECE/WP.4のモデルデータ交換協定書等を参考にし、国際的な動向もある程度視野に入れた契約条項となっている。

1.4 データ交換協定書利用の留意点

本データ交換協定書は、全13条から成り、各条項に関する詳しい解説については、3の「データ交換協定書（参考試案）の逐条解説」を参照されたい。なお、これまで述べてきたところからもわかるように、本データ交換協定書は、上述の基本方針に基づいて作成したものであり、具体的な取引にそのまま適用できるわけではない。すなわち、本データ交換協定書を利用するにあたっては現実の取引の特性を考慮した修正を行うことが極めて肝要である。本データ交換協定書では、立案の趣旨や問題点などについては「コメント」で解説しているので、その意図を十分に理解した上で、各業界にとって適切な標準協定書を作成する必要がある。

2. データ交換協定書（参考試案）

以下に、作業部会を中心に作成した「データ交換協定書（参考試案）」を示す。

データ交換協定書（参考試案）

ver.1.0

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり協定を締結する。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1)発信者の同一性の確認手順
- (2)発信者の作成権限の確認手順
- (3)データ入力誤りの確認手順
- (4)伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5)その他甲および乙が合意する事項

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

第6条 受信確認

1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り_____の方法によるものとする。

2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第13条 有効期間

この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、事後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

3. データ交換協定書（参考試案）の逐条解説

「データ交換協定書（参考試案）」の条文だけでは使用者に作成意図が正しく伝わりにくい点もあり、また、データ交換協定書は各種業界・業態に共通して参考になるように作成されているが、実際に使用する際には、それぞれの業界、業態に合った内容に修正する必要がある。そのため、それぞれの条文の意図するところおよび使用するための留意点などについてここで解説する。

前 文

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり、協定を締結する。

（コメント）

(1) 協定の対象

このデータ交換協定書は、すでに継続的な商品の売買について基本的な契約を締結している当事者間において、個別的な受発注を電子データ交換によって行う場合を想定している。

(2) 協定の位置づけ

データ交換協定書では、電子的な手段によってデータ交換を行うことから生ずる問題に限定して規定している。例えば、商品の引き渡し、検品の有無、その方法、代金の決済時期、その方法など本件取引に関わる基本的な問題については、基本契約で定められていることを前提としている。また、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する合意は運用マニュアルで別に定めることにしている（第2条参照）。

(3) 取引の内容

前文は、電子データ交換協定の目的を明らかにするとともに、協定の対象となる取引を明らかにするものである。

協定の対象となる取引を別紙に記載することとしている。対象となる取引の表示があまり複雑でなければ、別紙とせずに、前文に書き込むことあるいは取引の対象に関する条項をおくことも考えられる。例えば、後者の場合には、「第1条 本協定は、以下の商品の受発注に適用される。…」というような規定が考えられる。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

（コメント）

当事者の合意

継続的取引関係にある甲と乙とが個別的な受発注を電子データ交換によって行うことに合意したことを明文で規定するものである。前文があれば、特に本条の必要はないようにも考えられるが、当事者が合意したことを明確にするために本条を置いている。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

(コメント)

(1) 運用マニュアルで定める事項

協定書では必要最低限の事項のみを取り決めているため、データ交換システムの構成を含め、実際にデータ交換を行うのに必要な技術的および手続的要件はすべて運用マニュアルで定めることとなる。もっとも、データ交換の運用前に必要事項をすべて網羅することは無理があるかもしれない。また、運用マニュアルを定めるにあたり前提としていた事項が変更されれば、運用マニュアルも変更する必要がある。運用開始後も、運用マニュアルを追加・変更ができるようにしておく必要がある。

1) 運用マニュアルにおいて定めるべき事項

以下には最低限取り決めておくべきと思われる事項を列举した。実際に行われるデータ交換に応じて項目を追加・変更する必要がある。

- データ交換協定書および運用マニュアル上使用する用語の定義
EDIに関する契約上使用する用語は、まだ国際的にも国内的にも統一した定義がないものが多く、誤解をさけるため、当該契約で使用する用語について、明確な定義を設ける必要がある。
- システム構成
使用するハードウェア、ソフトウェアその他設備
- 通信
通信回線、通信手順、VAN事業者の利用の有無その他通信方法
- データ交換において対象とするデータ
受発注データ（個別契約の締結を発注データのみで行うこととした場合（単方向型）、発注データのみとなる。）、場合によっては受信確認データやその他、見積、納品確認、請求等もデータ交換システム上で行うことが考えられる。
- データに書き込む内容
発注データであれば、発注する物の種類、数量、納期、納入場所等、
*下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる場合には、発注内容が「磁気記録媒体等」に記録され、明確に書面に表示されるようにしておかなければならない。その際の発注内容についても記載すべき事項が定められているので、当該法令に沿った対応が必要となる（下請法第3条および関連規則）。
- データ内容の誤りが発生した場合の措置
記載すべき事項が記載されていなかった場合等の相手方への通知義務の有無、通知手段、通知がなかった場合の当該データの効力等
- 読み出し不能データの取扱方法（第5条コメント参照）。
- データ交換の運用
データ交換の運用にかかる費用負担（第10条コメント参照）、運用日、時間、運用時間外に受領したデータの取扱い等、

発注データ受信後受注データ返送までの期間、返送がなかった場合の効果等（受注データが定められた期間内に受信されなければ発注を拒否したとみなすなど）、

- データ交換の安全確保のための手順（第3条コメント参照）。
- データの伝送
技術的な伝達方法に関する定め（第4条コメント参照）。
- 受信確認の方法および形態、受信確認受領までの期間
第6条により受信確認が必要な場合の方法の詳細（第6条コメント参照）。
- データの保存
方法・範囲・期間等および相手方への交付方法（第9条コメント参照）。
- システムの管理および保守の方法・手順、異常時の措置
双方の管理責任者、相手方への連絡方法、日常の管理・保守方法、異常発生時の具体的な措置およびその間のデータ交換の代替手段とその効果（第11条コメント参照）。

(2) 運用マニュアルの効力およびその変更

運用マニュアルは協定書と一体となり法的拘束力をもつ。運用マニュアルは記載事項の変更は協定書の変更と同様の効力を有するため、書面（覚書等の契約）による必要がある。もっとも、変更内容により相手方への通知で足りるものと、変更契約が必要なものが考えられる。なお、運用マニュアルの変更により、協定書の内容と矛盾が生じるときには、協定書の変更も必要となる。また、基本契約との整合性も注意しなければならない。基本契約と矛盾が生じる場合、第12条で、基本契約より運用マニュアルおよび協定書が優先すると規定している。

協定書と運用マニュアルの間に齟齬が生じた場合の優先順位についても協定書あるいは運用マニュアルに規定する必要がある。

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5) その他甲および乙が合意する事項

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条はデータ交換の安全および信頼確保のための手順を定めた規定である。EDIにおいては取引が電子化されるために、紙ベースの取引に比べ、受信したメッセージ上で相手方の同一性やその権限について確認することが困難となる。そこで伝送されたデータの発信者の同一性の確認（identification）、発信者の作成権限の確認（authorization；ここでは当該データ発信に関する決済権限の意味で用いる。）、伝送途上でデータの変質がないことの確認（data integrity）、データ入力の誤り（data entry error）がないこと等の点について、予め確認の手順を定めておく必要性も生ずる。このような確認のための手順を定めておけば、受信したメッセージがこの手順にしたがって作成、伝送されていることを確認することにより、無権限者による発信やデータの改竄、入力の誤り、伝送途上におけるデータ変質などに対応することができ、受信

したメッセージに対する受信者の信頼を保護することも可能になる。もしこのような手順が定められていないと、例えば無権限者がデータを作成・伝送した場合や伝送途上でメッセージが変質した場合の処理は民法の一般原則によることとなり、表見代理、錯誤等の困難な問題を生じ、電子取引の迅速・円滑を阻害するおそれもある。

(2) 各手順の具体例

第1号の発信者の同一性の確認手順としては、パスワード、電子署名、暗号化等がある。

第2号の発信者の作成権限の確認手順としては、データ発信可能な端末を権限者でなければ使用できないように制限すること、メッセージ上に作成権限者の電子署名を付する等の方法がある。

第3号のデータ入力の際の誤りの有無に関する確認手順としては、入力されたデータ値の異常性を排除するような仕組を用いるものがあり、値の上限・下限を設定し、この範囲を外れたものは異常データとして排除する、商品コードと商品名の双方を送信するようにしてこれらが一致しない場合にエラーデータとする等がある。これらの手順の採用により、一定程度、商品の数量、種類に関するリスクを軽減することも可能になる。

第4号の伝送途上におけるデータ変質の確認手順としては、パリティチェックや暗号化が挙げられる。後者では、暗号化されたデータが伝送途上で変質した場合、これを所定の鍵によって復号しても意味をなすメッセージが再現されないこととなり、これによって変質が判明する。

(3) 各手順の選択基準等

本条では、以上の項目を例示しているが、多くの場合、これらの安全対策（トランザクション セキュリティ）を講ずるためには費用が必要になる。また取引の種類や実態により、必要とされる安全対策の種類や程度も異なると考えられる。したがって、現実に適用されるデータ交換協定を作成する場合には、これらの安全対策のうち必要な手順を選択し、また業種の特殊性に応じ、第5号に掲げているように他の手順を加える必要もあろう。この例としては、特に慎重を要するシステムの場合の、申込みに対して単に諾否を通知するのではなく、申込の内容を繰り返した上で承諾する旨のメッセージを送ることとし、この両者が一致してはじめて個別契約が成立するという一連の手段を採用すること、などが考えられる。

いずれにしても各手順の詳細は運用マニュアルで定め、これが履践されているかどうかを事後的にも確認できるようにする必要がある。

なお、上述のように、実際の協定においてどのような安全対策のための手順を採用するかは、伝送されるデータの重要度を勘案して、ある手順を採用した場合に要する費用（ハード・ソフトのコスト等）とこれによって得られる効果を考量して決定することとなる。

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

(コメント)

具体的な伝達方法については、運用マニュアルで定める。

ここでは、発信者がデータを発信して、相手方のメールボックスにデータが到達し、読み出し可能な状態になったときをデータの伝達としている。間にVAN会社が介在する場合のように、具体的なデータ交換システムの構成により、定め方が異なることとなる。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合、データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

(コメント)

(1) 読み出し不能データの取扱い

本条は、発信者から受信者に伝達されたデータ（発注データ）が、受信者の責に帰すべき事由によらない何らかの原因（技術上の原因）によって、読み出し不能となった場合の取扱いを定めている。注意しなければならないのは、ここでの発信者・受信者は、発注者・受注者と読みかえてはならないという点である。見方を変えれば、発注者・受注者はいずれも発信者・受信者になりうるので、当事者の公平性が強く要請される場所である。かかる場合、受信者は、発注データが読み出し不能であることの通知義務を課すことが求められている。ただし、読み出し不能という事実は、第8条における契約の成否とも直接関わり（原則として「受注データ受信の時点」に個別契約は成立する。第8条参照）、様々な具体的状況が想定されるため、発信者・受注者いずれにも不利にならないよう、単方向・双方向型共に場合を分けて具体的な取り決めをする必要がある。例えば、

1) 伝達されたデータが受信者側に到達した痕跡は認められるが読み出し不能の場合

原因として人為的な操作ミス（暗号化処理の誤り）、ソフト・ハード的なトラブル、第三者の介入（ハッカーによる発注など）が考えられる。この場合、本条に従った対応で足りるが、あくまでも伝達データ内容が読みとり可能な状態で伝達され、発信者が確認できることが原則となる。受信者側に過大な通知義務（誰が発信者であるか、あるいは伝達内容を定期的に確認すべき義務を負担させるなど）を負わせないよう配慮が必要である。受信者側に到達した痕跡のみによっては、発信者すら確認できない場合には、本条の予定している「通知」そのものの対象となる前提が欠けるため（すなわち、読み出しそのものできない）、受信者は本条の通知義務を免除され、当該データは伝達されなかったものとするべきであろう。

第6条によって、受信確認手段が定められている場合にも、伝達されたデータ内容そのものが読み出し不能にもかかわらず、システム上の自動的に受信確認がなされることも多いとみられるが、この場合には、第6条2項ではなく本条によって発信者はデータを撤回したものとみなされる。

2) 読み出し可能であるが内容に誤りがある場合

読み出し可能なデータに対して内容に誤りがある場合を本条では対象としていない。しかし現実には、データ内容の全部または一部に明らかに動機の錯謬や操作上のミス（キーボードの打ち間違いなど）がみられる場合、受信者に通知義務がないとすることには、継続的取引などを前提とすると、疑問の余地がある。この場合にも、当事者の公平に配慮しつつ妥当な対処方法を運用マニュアルで定めるべきであろう。

なお、入力データの誤りの有無の確認手段（第3条3号）との関係でも、受信者の負担が大きくなるまいよう、一定の基準によってシステム上で自動処理ができるような合意をなすことが望ましい。

(2) 読み出し不能の通知

伝達されたデータが読み出し不能である場合の通知方法（手段、通知時間等）についても取引のタイミングを失わせないように配慮して（迅速性が要求されることが多い）、具体的に運用マニュアルで定める必要がある。この場合の通知方法としては、電子メール・FAX・電話・郵便等の方法が考えられるが、できれば電話のように口頭による通知ではなく、後に証拠が残せるような方法で行うことが望ましい。

(3) 読み出し不能通知の効果

受信者から前項の読み出し不能の通知がなされた場合には、発信者が当該発信データを撤回したものとみなされる。場合に応じて、当該発信データを撤回した上で、発信データの再送を義務づけるなどの取り決めにする事も考えられる。取引内容によっては、読み出し不能の通知について一定の通知期限を設け、期限が過ぎた場合は、リスクの負担は通知をしなかった側が負うなどの取り決めをすることも考えられる。なお、単方向型で発注のみで契約が成立する場合には（受注者の承諾につき包括的合意ある場合）、受信者の立場の保全を考慮し、あらかじめ運用マニュアルに基づき発注データが伝送されたことを証明する手順の合意が必要であろう（第8条コメント末尾参照）。

(4) VAN会社のシステムを介したデータ伝達

VAN会社介在型の双方向システムを前提とし、情報処理の一環として第6条の受信確認が行われる場合にはどのように考えるべきであろうか。個別の約定による受信確認が本条に優先するものとし、読み出し不能の場合でも、撤回とみなさないようにすることも考えられよう。例えば、VAN会社が発注者受注者間の媒介責任を負担する約定に基づき、発信者受信者間の意思伝達について、FAX、電話その他の手段により運用マニュアルで定められた受信確認を代行する場合である。すなわち、前もって定められた頻度でVAN会社が発注者受注者のメールボックスにアクセスして受信確認を代行するシステムを前提とすれば、読み出し不能という事態は重大事故によって通信途絶でも起きない限り想定しにくいからである。すなわち、この場合には本条（第5条）並びに第6条、第8条における意思確認手段によることなく、VAN会社自身が当事者との個別契約に基づく代行責任を関係当事者に対し負担するものといえよう。

第6条 受信確認

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り_____の方法によるものとする。2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。 |
|--|

(コメント)

(1) 受信確認の意味

受信確認とは、伝達されたデータが到達したという事実を通知することである。これは、伝達されたデータの内容を了知したことを意味するものではない。また、それ自体は、伝達されたデータの内容に対する受信者側の意思表示（例えば、申込に対する承諾）を意味するものでもない。

この受信確認は、データが到達したという事実の証明に際しては決定的な意味を有するが、それ以上に受信確認にどのような法的効力をこれに持たせるかについては、当事者間の合意によることになる（例えば、本条2項、8条ただし書）。

(2) 相手方に対する受信確認の要否

第1項では、受発注の当事者である甲または乙は、その相手方に対して「受信確認を求めることができる」と規定している。これとは異なり、データの伝達があれば常にそれに対する受信確認を行うものとする、と定めることも考えられる。しかし、それは、そのための通信コストの負担を考えると必ずしも合理的ではない場合があり、また、取引の種類によっては、受信確認を必要としないとするほうが妥当な場合もある。

(3) 受信確認の方法

① 受信確認の方法の選択

受信確認の方法については、その伝達の手段、内容および時期等につき種々のあり方が考えられ、それらをあらかじめ約定しておく必要がある。例えば、手段についていえば、受信確認も受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合が多いであろうが、電話やファクシミリ等によるとすることも考えられる。したがって、その方法の詳細については、運用マニュアルに譲るという規定の仕方もある。そこで定めた受信確認の方法が著しく信頼性を欠くものであるような場合には、第2項に定める受信確認の効力が認められないことになり、その方法を定めるにあたってはその内容に十分留意する必要がある。

② VANシステムを介したデータ交換と受信確認

本協定書では、データの伝達については、相手方のメールボックスにデータを書き込むという方式のシステムが前提となっている（第4条）。それとは異なり、データ交換がVAN会社を介して行われ、VAN会社に伝送された受発注データがそこに置かれたメールボックスに仕分けされ、受信者がそれにアクセスするという方式がとられる場合も少なくない。この場合も、受信者側が電話やファクシミリで直接に受信確認を伝送するものとするときには、本条にしたがって処理することができる。しかし、例えば、VAN会社によってこれを代行する方法がとられることもあり、この場合の受信確認については、両者の関係に応じて種々の態様が考えられ、本条がそのまま妥当しないことが多い。甲・乙双方とVAN会社との関係やそこでのネットワーク利用に係る契約・協定に則して、受信確認の方法やその効果を規定することが必要となる。

(4) 受信確認の法的効果

① データ伝達の完了

第2項では、受信確認の効果として、「受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。」というみなし規定をおいている。

これによって、甲が乙に受信確認を請求してそれを受領したときには、甲の申込みは到達したことになり、乙はこれに拘束されることになる（民法521条1項、524条参照）。逆に、乙が甲に受信確認を請求してそれを受領したときには、乙の承諾は到達したことになる。本協定書では、契約の成立につき発信主義による民法の規定（526条1項）とは異なり、受注データが伝達されたときに成立するとする立場を採用されている（第8条本文）。それを受けて、乙が甲に対して受信確認を求めた場合には、受信確認の受領の時に個別契約が成立するものとする、という条項が置かれている（第8条ただし書）。

なお、受信確認の受領には、データ伝達の完了の効果が与えられるだけで、それ自体は、伝達されたデータの内容を了知したことないし了知可能となったことを意味するものではない。したがって、受信されたデータの読み出しができないことが判明したような場合には、その場合の受信確認には、上記のような契約の申込みや契約成立の効果は生じない。

また、本条によれば、逆に受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。受信確認を求めた場合には、実際には受信がなされていても、本条1項所定の方法による受信確認が伝達され請求した者によってそれが受領されない限り、伝達されなかったことになる。すなわち、この場合には、甲の発注データ（申込み）は伝達されなかったことになるから、甲は申込み拘束されないし、乙の受注データ（承諾）は到達しなかったことになるから、契約は成立しない（第8条参照）。

このような規定の仕方（みなし規定）のほかに、受信確認があれば、データの伝達の完了が推定されると規定して、データ伝達の相手方に反証を認めるという規定の仕方もある（推定規定）。

② 受信確認を受領する前の履行準備等

受信確認を求めた場合、受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。した

がって、受信確認を受領するまでは、当事者が契約に係る種々の処理を行う場合、それは、それぞれの費用と責任において行われることになる。例えば、乙が甲に対して受注データの受信確認を求めながら、それと併行して履行の準備等をした場合、甲からその受信確認が伝達されなかったときには、それに係る費用等のリスクは乙が負担すべきことになる。当事者間の事情によっては、その趣旨を明文化した条項を置くことが望ましい場合もある。

(5) 受信確認の伝達の安全および信頼確保

受信確認は、受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合も少なくない。その場合、伝送に際してのデータの食い違いや無権限者による伝送等に対する安全および信頼確保のための配慮が必要となる。それについては、本協定書による場合には、第3条で定めるデータ交換の安全確保のための手順を履践して受信確認を受領すれば、受信確認がなされたものと解される（第7条参照）。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条は第3条の規定を受けて、安全および信頼確保のための手順が履践された場合の効果を規定する。すなわち、第3条で規定する手順が履践されていることが確認された場合にそれぞれ確認された内容についてデータが確定するという効果が発生することを定めている。例えば、第3条の発信者の同一性の確認手順の履践（決められたパスワードの使用等）が確認された場合に、データ発信者がデータ上に表示された名義人と同一であることに確定するということである。

(2) 主張立証責任との関係

本条の規定は、訴訟における主張立証責任と関連する。例えば、EDIによる契約の申込がなされ受信者がこれに対し承諾した場合に、これによって成立した契約に基づく請求をするときの主張立証責任は、当該契約による法律効果の発生を主張する者、すなわち原則として受信者が負担することとなる。したがって、受信したメッセージが真に相手方が作成したものであるかどうか、発信者がデータの作成・伝送権限を有するかどうか、データが伝送途上において変質しているかどうか、などについて争いがある場合には、受信者は、これらの事項を主張・立証しなければならないことが多かろう。ただ、EDIにおいては、こうした立証は一般的には困難である。

本条の規定によって、第3条に基づいて定められた手順の履践、すなわち定められたパスワードの使用、暗号鍵の使用等の事実を受信者が証明すれば、これに対応するデータであることが確定されることになるが、これらの事実の証明は比較的容易である。例えば、パスワードの使用であれば受信者に送信されたパスワードを確認すればよく、また暗号鍵の使用の事実も、意味あるデータとして復元されることから証明される。

(3) データの確定の意味

本条ではデータの確定という用語が使用されているが、その意味に注意する必要がある。第3条の手順の履践の効果に関する定め方としては、一般的には、確認された内容の事実を推定するという方法と、これを見做す（擬制）という方法がありうる。この両者の相違は、前者であれば反証が許されるのに対し、後者ではこれが許されないというところにある。しかしながら、第3条の手順を履践した場合の効果として、この両者のうちいずれを採用すべきかを一律に論ずることは困難であろう。な

ぜならば、例えば同一性確認のための手順として暗号システムを採用した場合であっても、その強度には高低があり、また安全対策に関する技術の進展に伴い、これを阻害する技術もまた進展することも予想され、推定的効果に留めるのが妥当か、擬制的効果まで認めるかを一律に決定することには問題があるからである。参考試案では、とりあえず第3条の手順を履践した場合の効果として「確定」という文言を使用しているが、もし、この効果がいずれであるかを明確にしたい場合には、上記の問題も考慮したうえ、その趣旨を文言上も明らかに規定する必要がある。

(4) 確認手順と効果の対応

採用された確認手順と効果とが対応していない場合、場合によってはそのような効果が認められないことがありうるので、この点留意が必要である。これに関しては米国の統一商法典第4A編の電子資金移動に関する規定で用いられる「安全保護手続き (security procedure) における「取引上の合理性 (commercial reasonableness)」の概念が参考となる。

この概念は、必ずしも技術上の観点だけから安全対策に伴う効果を定める規定ではないが、例えば、採用された確認手順が高度の安全性を保证するもの (強度の強い暗号による暗号化が採用されている場合等) である場合には、単に固定的なパスワードのみを採用しているような場合に比べて、同一性の確認についてのメッセージに対する信頼がより強く保証されるという考え方である。このような考え方は、当事者間において見做し規定をおく場合の参考になろう。

なお、第3条の手順の定め方によってはその履践を受信者が知り得ないことがある。そのような手順の履践を要件としても、受信者は手続きが履践されたことを立証できないため、法律的には、本条による効果を受け得ない場合もあることには留意する必要がある。本条の規定は、諸外国・諸国際機関が作成発表しているEDIモデル契約に比べて、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する規定に加えて、これを履践した場合の効果についても規定した点に特徴がある。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条は、第7条でデータの内容が確定する旨を定めていることを前提として、個別契約の成立時点を明らかにするものである。

データ交換協定においては、データの交換にかかわる問題についてだけ規定するという考え方からすれば、個別契約の成立時点については取引の基本契約の中で規定すべきであるということも考えられる。しかし、ここでは、継続的な取引契約の中で、電子的なデータ交換による個別的な受発注を対象としているので、特に個別契約の成立時点を定める明文規定を置くこととしている。したがって、基本契約の中で個別契約の成立時点についての規定が存在する場合には、本条は必ずしも必要ないであろう。

継続的な商品の売買契約において、個別的な受発注を法的にどのように構成するかについてはいくつかの考え方が可能であるように思われる。商品の売買については、すでに基本契約で合意されていて、1回1回の受発注を出荷指図とそれに対する応諾と構成することも可能であるが (そのように理解している業界もあるようである)、継続的な売買を成立するものと理解するのが一般的であるように思われる。

(2) 個別契約の成立時期

個別的な売買契約の成立時点を定めることの意義は、それによって個別的な契約が確定し、売主または買主としての権利義務関係が発生する時点を明らかにすることである。

民法では、隔地者間の契約の成立時点を申込に対する承諾が発信された時と規定している（526条1項）。このような隔地者間の契約の成立に関する民法の原則である承諾の発信主義によれば、電子データ交換による個別契約は、法的に承諾と評価される電子データの発信時点において成立することになる。買主の発注データに対応して売主の受注データが伝送される場合には、前者を申込、後者を承諾と解することができるから、受注データが発信された時点で個別的な契約が成立することになる。本条は、このような民法の原則を修正し、受注データの受信時に個別的な契約が成立するものと定めている（到達主義）。周知のように、民法における承諾の発信主義は、イギリス法に由来するものであるが、契約が成立するためには承諾の効力が存在することが必要であるという論理的な前提と必ずしも整合性がなく、その両者をどのように理論構成するかについて、停止条件説、不確定効力説などいろいろの学説が主張されている。例えば、発信された承諾が相手方に到達しなかったときに、承諾の発信によっていったん成立した契約が結局効力を生じないことになるのであるが、それをどのように説明するかなどの問題が生ずるのである。本条では、このような民法の原則によらず、承諾に当たる受注データが伝達された時点で個別契約が成立するとしたものである。UNCITRALのモデル法案においてもとられている考え方である。隔地者間の取引といっても、コンピュータを利用した通信システムによって電子データが交換される場合には、特殊な場合を除いて、データの発信時点と受信時点との間にはほとんど時間差はなく、発信されたデータが何らかの事由によって受信されなかったときのことを考えると、発信主義をとるよりも到達主義による方が合理的であろう。

(3) 受信確認との関係

なお、受注者が発注者に受注データの受信確認を求めたときには、受注データの伝達時ではなく、受信確認データの受領時に個別的な契約が成立するとしている。すなわち個別契約は、受注データの伝達時よりも遅い時点である受信確認の受領の時に成立することになる。受注者が受信確認を求めるのであるから、契約の成立時が遅くなることも許されるであろう。

(4) 双方向システムと単方向システム

本条は、発注データに対して受注データが送信されることを原則としている。UNCITRALのモデル法案でも同様である。現実に行われている受発注システムにおいては、発注データのみが送信され、それを応諾する旨の受注データが送信されないことも少なくないようである。システム全体の安全性の観点からすると、受注データが送信される方（双方向システム）が望ましいといえよう。しかし、日用雑貨のように比較的単価が低く常に在庫があって発注にいつでも応じられるような商品の受発注などにおいては、通信コストの節約などの理由から発注データのみで個別的な契約が成立するというシステム（単方向システム）にも十分な合理性があるといわなければならない。本条は、このような単方向システムの存在を否定するものではない。この場合には、発注という一方的な意思表示だけで個別的な契約が成立するというのではなく、基本契約において、発注者からの発注があれば、受注するという受注者の承諾があらかじめ包括的に与えられていると解することができる。このような単方向システムの場合にも、個別的な契約の成立時点を契約で明らかにしておく必要がある。発注者の発注データが受注者によって受信された時点において個別的な契約が成立するとすべきであろう。例えば、データ交換協定では、「本件取引に関する個別契約は、発注データが伝達された時点で成立するものとする。」と規定することが考えられる。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする
2. 保存および交付の細目には運用マニュアルに定める。

(コメント)

(1) 総説

わが国においては、電子取引において作成・伝送・保管される発注データや受注データが、プリントアウトを要せずに、データのままの形態で、税務上の資料となりうるかどうかについては明確ではない。しかしながら、これらのデータは、一般的な取引における紙ベースによる取引資料と同様に保管されるのが通常であろう。

(2) 第2項の問題点(運用マニュアルで定まる細目)

本条は、これらのデータの保存および交付に関する細目を運用マニュアルにおいて具体的に定める旨が規定されている。運用マニュアルにおいては、例えば保存に関する事項としては、保存するデータの種類、保存の方法(使用するシステムなどに関する事項が含まれることもありうる)などについて定めることになり、相手方が保存しているデータの交付については、交付の方法(オンラインによる引き渡しを行うのか、磁気媒体による引き渡しの方法をとるのか、記名捺印を伴う文書の形式での引き渡しを行うかなど)、交付するデータの作成形式などの諸事項が定められることになる。

(3) 「交付」についての問題点(交付請求の負担費用の範囲)

なお、本条は、相手方に対してデータの交付請求ができる旨を定め、かつ、データ交付に要する費用は、交付請求を行った当事者の負担とする旨が定められている。周知のように、民事訴訟法においては、挙証者と文書所持人との間の法律関係について作成された文書については文書提出命令を拒むことができない旨を規定するが(同法312条)、文書種類によってはそれが「法律関係について作成された」かどうか争いとなる場合もある。他方、同条は、挙証者が当該の文書について引き渡しまたは閲覧を請求しうる場合には文書所持人は文書提出は拒絶しえないことになっており、参考試案第7条の規定を設けることにより、このような争いをあらかじめ回避することが可能となる。また、データの交付請求の費用に関しては、公平の見地から交付を請求する者が費用を負担する旨明定している。ただし、データを書面化した場合にはケースによっては印紙税の負担が発生することもあるが、参考試案における交付費用には、書面化に伴う印紙税の負担までは考えてはいない。書面形式による交付を行う場合にこのような印紙税負担が発生しうることは留意すべきであり、現実にデータ交換協定、運用マニュアルを作成する場合には、どのような処理をするかを検討すべきであろう。

(4) 電子データの証拠法での位置付け

また、民事訴訟法上、電子データ(電磁的記録)の証拠能力(形式的証拠力)に関する明文の規定はないが、下級審判例においては、電磁的記録媒体を準文書であるとして文書提出命令を許容したものもあり、民事裁判においては、プリントアウトされた書面が書証として採用することも多い(*)。ただ、電子データはこの証明力(実質的証拠力)については、例えば改ざんが容易でしかも改ざんの痕跡を全く残さない場合もあるなどの問題点もある。このことに照らすと、保存方法について合意する場合には、どのような保存方法をとれば十分な証明力を有するか、証明力に関する補強証拠としてのどのような立証が可能か、などの事項を検討することには意味がある。

(*) UNCITRALやECE/WP.4のモデルEDI協定においては、交換されたデータを証拠とするための合意が存在する。これは、コンピュータ・データに証拠能力を認めない法域もあることを前提としているためと考えられるが、コンピュータ・データの証拠能力が認められるわが国においては、さしあたり、データ交換協定にかかる合意までを規定する必要は乏しいように思われる。ただ、特定のデータのみをある事実に関する証拠とする合意、すなわち証拠契約を締結する場合には、参考試案第9条とは異なる規定となる。証拠契約条項を置く場合には、その法律的有效性を含めた検討が必要となろう。なお、コンピュータの「原本性」に関する問題は、参考試案においては特に触れていない。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

(コメント)

データ交換の運用に当たり発生する費用について具体的にどの費用をどちらが負担するか、別途定める旨を規定している。これについては運用マニュアルで定めることとしてもよい。どちらか一方が過大な負担を負うことのないよう甲乙間の公平に注意して定める必要がある。

費用負担については書面(契約)により定めるべきであろう。いったん定めた事項の変更も同様である。相手方に費用負担の変更を求めることができる場合、例えば、データ交換の規模が増大した場合や、システム構成に変更が生じた場合には、見直しができるようにしておくことが当事者の公平という点から望ましい。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

(コメント)

(1) システムの管理

日々のシステム管理および保守方法も運用と併せて運用マニュアルで定めるべきであろう。各々が保有するシステムの管理・保守にかかる費用は通常各々が負担すると思われるが、別段の取り決めをすることも考えられる。第3条の安全および信頼確保のための手順と同様、これらの管理を行っていた場合には、異常等の発生により生じる損害について危険を負担しないといった定めをすることも考えられる。

(2) 異常等の発生時の措置

異常等が発生した場合、速やかに対応策をとらなければならない。異常等を発見した者に、相手方に対する速やかな通知義務を課す必要がある。その際の通知方法、通知後の対応の協議、どちらが危険を負担するか、異常継続中の代替措置、復旧後の措置等についても可能な限り詳細に定め、異常等の影響を最小限に抑えられるようにしておく必要がある。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

(コメント)

電子取引は、背景となる取引契約、データ交換協定、技術・運用マニュアルの三者により一体を構成する。いうまでもなく、参考試案は、このうちのデータ交換協定にあたるが、背景となる取引契約・取引関係に関連する内容にはほとんど触れておらず、取引の実施に必要な諸々の事項、例えば、検収の時期および方法、瑕疵担保責任、代金の支払方法および時期その他の事項は、背景となる取引契約によって支配されることになる。

このような背景となる取引契約は、いわゆる「基本契約」によって規律されることになるが、紙ベースの取引を前提とする「基本契約」においては、例えば、「個別契約は、注文書と注文請書の交換によって成立するものとする。」という条項のように、必ずしもデータ交換を前提にしない条項も存在する。本条は、データ交換の当事者間において「基本契約」が締結されていることを前提とし、基本契約とデータ交

換協定の間に齟齬がある場合には、データ交換協定が優先的に適用されることを明文化した。なお、基本契約とデータ交換協定に齟齬がない場合には、基本契約の定めが適用される。仮にデータ交換協定の導入によって背景となる取引関係自体が変更される場合には、当然のこととして、基本契約またはデータ交換協定において必要な手当てをしなければならない。参考試案においては規定を設けていないが、データ交換によって決済を行う場合、請求・支払処理をデータ交換によって行う場合などには、ある程度詳細な規定（マニュアルにおける規定を含む）を設ける必要があるだろう。

いずれにせよ、データ交換システムの導入にあたっては、その大小は別として既存の基本契約は何等かの影響を受ける可能性がある。このような点に配慮し、基本契約、データ交換協定、運用マニュアルの整合性を保つ必要があることには留意すべきである。

第13条 有効期間

この協定の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に 年 継続するものとし、事後も同様とする。

(コメント)

データ交換協定についても一般の継続的契約同様に存続期間を定めることが考えられ、「基本契約」の存在を前提とする参考試案については、本条のように協定上でその存続期間を定める方式と、例えば「この協定の有効期間は、基本契約の有効期間と同一とする。」という方式の二通りの方式がありえよう。そのいずれを採用するかは当事者の合意によるところによろう。ただ、基本契約が終了して継続的取引自体も終了した場合にデータ交換協定のみを存続させることはあまり意味が無い。取引を継続しつつ、データ交換方式のみを廃止するという希な場合には、この変更処理のために必要な期間に配慮する必要があり、参考試案において3か月というやや長めの予告期間をおいたのはこの点を考慮したためである。もちろん、具体的な状況においてこの予告期間を修正することは可能である。

なお、データ交換システムの変更はマニュアル等の変更手続（第2条）によって行うことになるから、必ずしも、本条の適用は必要としない。ただ、システム等の変更処理に要する期間について配慮する必要は、上述のデータ交換方式廃止の場合と同様である。

電子調達についてのアンケート結果

今年度、企業でのインターネットの利用について検討を行ったが、これに関連して、インターネットを使った電子調達状況の調査のためにアンケート調査を、実際にインターネット上に調達のためのホームページを立ちあげている製造業企業を対象に実施した。その調査結果についてここにのせる。

1. 調査結果 49
2. アンケート調査票 57



電子調達についてのアンケート結果

1. 調査結果

I-1. アンケート調査の概要

調査期間	1998年1月28日～2月10日	
調査方法	郵送法(電子メール併用)	
調査対象	Web上で調達活動(告知を含む)を行っている製造業	35社
回収数	25(うち有効回答:23、有効回収率65.7%)	

I-2. アンケート調査の結果

問1. 開始時期

回答内容	回答数	割合
a.1995年4月以前から	1	4.3%
b.1995年4月～9月末まで	1	4.3%
c.1995年10月～96年3月末まで	2	8.7%
d.1996年4月～9月末まで	8	34.9%
e.1996年10月～97年3月末まで	6	26.1%
f.1997年4月～9月末まで	3	13.0%
g.1997年10月以降	2	8.7%
合計	23	100.0%

問2 アクセス数

アクセス数 (ホームページ全体)

回答内容	回答数	割合
a.ログをとっていないので不明	8	34.9%
b.100件以下	2	8.7%
c.100～500件	1	4.3%
d.500～1,000件	3	13.0%
e.1,001～5,000件	4	17.4%
f.5,001～10,000件	2	8.7%
g.10,000～20,000件	3	13.0%
合計	23	100.0%

アクセス数 (調達ページ全体)

回答内容	回答数	割合
a.ログをとっていないので不明	6	26.2%
b.100件以下	4	17.4%
c.100～500件	5	21.7%
d.500～1,000件	1	4.3%
e.1,001～5,000件	2	8.7%
f.5,001～10,000件	2	8.7%
g.10,000～20,000件	2	8.7%
NA (無回答)	1	4.3%
計	23	100.0%

問3. Web上での調達実績

調達の段階を「問い合わせ・応募」、「交渉」、「成約」の3段階に分けて調査した。その結果をみると「問い合わせ・応募」では、全体としてはまだ実績数が少ない企業が多いものの、「100件以上」の実績がある企業が30%を越えており、一定の実績をあげている。これに対して、「交渉数」では「10件以下」が全体の87%、「成約数」では同じく「10件以下」が全体の95%を占めているなど、実際の取引以前の、いわば入り口の段階にとどまっているものが多くなっている。

	(1)問い合わせ合・応募		(2)交渉数		(3)成約数	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a.10件以下	3	13.0%	20	87.0%	22	95.7%
b.11～20件	5	21.8%	0	0.0%	0	0.0%
c.21～30件	3	13.1%	0	0.0%	0	0.0%
d.31～40件	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%
e.41～50件	2	8.7%	2	8.7%	0	0.0%
f.51～60件	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
g.61～70件	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%
h.71～80件	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
I.90～100件	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%
j.100件以上	7	30.5%	0	0.0%	0	0.0%
NA	-	-	1	4.3%	1	4.3%
合計	23	100.0%	23	100.0%	23	100.0%

問4. Web上での調達目的

インターネットを利用した調達を行っている目的では、「コスト削減のための新規取引先開拓」が82%で圧倒的に多く、「自社の社会的イメージ向上」は13%と少なくなっている。

回答内容	回答数	割合
a.自社の社会的イメージの向上	3	13.0%
b.コスト削減のための新規取引先開拓	19	82.7%
c.生産規模拡大のための新規取引先開拓	0	0.0%
d.新規事業のための新規取引先開拓	0	0.0%
e.その他	1	4.3%
合計	23	100.0%

※「その他」の内容は「海外メーカー発掘の情報ツールとする」。

問5. 調達の対象となる地域

調達の対象となる地域では、「海外のみ」(8%)、「海外が中心」(52%)という海外に重点を置いた調達が、「国内のみ」(4%)、「国内が中心」(26%)という国内に重点を置いた調達を上回る結果となっている。

回答内容	回答数	割合
a.国内のみ	1	4.3%
b.国内が中心	6	26.1%
c.海外が中心	12	52.2%
d.海外のみ	2	8.7%
e.その他	2	8.7%
合計	23	100.0%

※ 「その他」は2件とも「調達対象地域を特定していない」との回答である。

問6. Web上の調達の対象品目(複数回答)

対象品目では「汎用部品」(82.6%)、「部品以外の資材」(69%)が多くなっているが、「専用部品」も52%と過半数が調達を行っている。インターネットを利用した調達では、規格が決まっている汎用部品が、調達の主な対象になると考えられるが、すでに見たとおり、調達目的の多くがコスト削減であることから、専用部品についても、調達の間口を広げていると考えられる。

回答内容	回答数	割合
a.専用部品	13	56.5%
b.汎用部品	19	82.6%
c.部品以外の資材	16	69.6%
d.間接部門で利用する資材	1	4.3%
e.その他	2	8.7%
合計	23	100.0%

※ 「その他」はプラント資材、金型

問7. インターネットの利用範囲

実際にインターネットを利用している範囲では、現在では「調達交渉の申し込みをうけるのみ」が65%で過半数、「調達に関する広告・告知のみ」という消極的な回答も21%ある。しかし、一方ではたったそれぞれ1件(4.3%)と数はごく少数ではあるが、「形式的な審査まで」「契約まで」と回答した企業もある。

将来についてみでみると、やはり「調達交渉の申し込みをうけるのみ」(30%)が多いものの、「形式的な審査まで」「契約まで」もそれぞれ21%と多くなっている。契約までを行う場合には、既存

の取引先について、Webでの申し込みを受付けるなどのケースも考えられている。

これに対して「調達に関する広告・告知のみ」にとどまるとする回答は8%と限られている。このことから、将来的には現在よりもさらに広い範囲で利用の拡大を予定していることが分かる。

回答内容	(1)現在		(2)将来	
	回答数	割合	回答数	割合
a.調達に関する広告・告知のみ	5	21.7%	2	8.7%
b.取引交渉の申し込みを受け付けるのみ	15	65.4%	7	30.6%
c.形式的な審査まで	1	4.3%	5	21.7%
d.契約まで	1	4.3%	5	21.7%
e.その他	1	4.3%	3	13.0%
NA	-	-	1	4.3%
合計	23	100.0%	23	100.0%

※「その他」の内容は、(1)が注文、(2)がEDI全般

問8 インターネットでの調達を進めるために必要なこと

(1). インターネットの利用を制限している理由

現在、インターネットの利用範囲を制限している理由では「調達を開始したばかりなので」が56%で過半数を占めている。これに対して「法制度的整備が不十分である」は13%と低くなっている。

「その他」が30%と多くなっているが、具体的な内容をみると、「具体的な調達の仕様は公開していない」、「品質、信頼性を確認する上では、工場の認定、工場審査等、更なる確認が不可欠」、「面談・工場訪問が必要」、「全社調達システムが別に確立しており、Webとは未連携」など、インターネットによる調達の限界を指摘する意見が多くなっている。

回答内容	回答数	割合
a.イメージ向上のためなのでこれ以上は必要ない	0	0.0%
b.調達を開始したばかりなので	13	56.6%
c.法制度的整備が不十分で不安がある	3	13.0%
d.その他(具体的にお書き下さい)	7	30.4%
合計	23	100.0%

※「その他」の内容は次のとおり

- ・まだ交渉にいたるケースが極めて少ない。
- ・具体的な調達の仕様は公開していない。
- ・新規にベンダーを開拓する場合は、インターネットの調達ページを出会いの場と考えている。その理由は、品質、信頼性を確認する上では、部品の認定、工場審査等、更なる確認が不可欠となる為です。
- ・仕入先様と取引を前提とした審査する段階になると、面談、工場訪問が必要になると考えている。
- ・全社調達システムが別に確立しており、Webとは未連携。

(2). 必要な法制度整備(問8.1でc.を選択した回答者のみ)

- ・ ウィルス侵入防止。
- ・ 電子ファイルの法的有効性。
- ・ 暗号、認証、メッセージなどの標準化。

問9 トラブル対策

トラブルとその対策については、実際に行われている調達が限られていることから、いずれについても「あり」との回答は2件(8.7%)とわずかになっている。

トラブルについて「あり」の内容をみると、「回線障害」、「『情報の収集のみに使うのか』との指摘」という回答である。前者については技術的な問題であり、インターネット全般に関わる問題であるが、後者は部品調達に関する問題である。現在のところ、実際の調達が進んでいない現状を考えると、今後とも同様の問題が生ずる可能性は否定できない。

(1). Web上の調達でのトラブル対策

回答内容	回答数	割合
a.なし	21	91.3%
b.あり	2	8.7%
合計	23	100.0%

※「あり」の内容は「電子メール受付窓口を専門家にしぼって、ウィルス対策を行っている」。

(2). 実際におきたトラブルの有無

回答内容	回答数	割合
a.なし	21	91.3%
b.あり	2	8.7%
合計	23	100.0%

※「あり」の内容は「『情報収集のみに使うのか』との指摘あり」、「回線障害」。

問10. Web上調達の今後

今後の見通しでは、「縮小する」との回答は一件もなく、「現状のまま継続する予定である」が52%、「拡大する予定である」が34%で、85%以上の企業が今後もインターネットを利用した部品調達を行う予定になっている。

回答内容	回答数	割合
a.縮小する予定(中止の可能性あり)	0	0.0%
b.縮小する予定(中止はしない)	0	0.0%
c.現状のまま継続する予定である	12	52.2%
d.拡大する予定である	8	34.8%
e.現在のところ明確な方針はない	3	13.0%
合計	23	100.0%

問11. Web上の調達を進めるために必要なこと

今後、インターネットを利用した調達を進めるために必要なことについては、「情報通信基盤の一層の拡充」(56%)、「情報通信技術のさらなる高度化」(47%)、「取引慣行の改善」(39%)が上位を占めている(いずれも複数回答)。

情報基盤整備については、回線の速度・品質の他「東南アジアにおける情報通信基盤の整備」「部品の販売代理店を含めたインターネットのビジネスに対する普及が、最重要」という指摘がある。情報通信技術については、「セキュリティ技術」、「情報インプットの簡便化」、「電子メールの確実性の向上」が指摘されている。

また今後のインターネットを利用した部品調達に関する自由回答ではWeb-EDIに対する期待が大きくなっている。

回答内容	(1)3つまで		(2)最も重要	
	回答数	割合	回答数	割合
a.必要なことは特にない	3	13.0%	3	13.0%
b.情報通信基盤の一層の拡充	13	56.5%	5	21.8%
c.情報通信技術のさらなる高度化	11	47.8%	3	13.0%
d.取引慣行の改善	9	39.1%	5	21.8%
e.国内の法制度的整備	5	21.7%	1	4.3%
f.国際的な法制度的整備	3	13.0%	2	8.7%
g.その他(具体的にお答え下さい)	2	8.7%	4	17.4%
合計	23	100.0%	23	100.0%

※ (2)の具体的内容は、次の通り

b. 情報通信基盤の一層の拡充

- ・ 回線スピードを上げること。
- ・ インターネットの普及。
- ・ 東南アジアにおける情報通信基盤の整備。
- ・ 既に取り引きを行なっているベンダーとは、最終的には、インターネットを利用した商取引(ウェブEDI)が期待される。その為には、部品の販売代理店を含めたインターネットのビジネスに対する普及が、最重要と考える。
- ・ 通信の安定性。

c. 情報通信技術のさらなる高度化

- ・ なりすましとか否認防止といったセキュリティ技術が不安である。
- ・ 情報インプットの簡便化。
- ・ e-mailを使つての情報伝達の確実性。

d. 取引慣行の改善

- ・ 人間関係が大きな要因になっている現状を打破する必要がある。
- ・ Web上での取引実績がないため。
- ・ 一般的にいつて、現在海外からのアクセスは受注者と発注者が対等という理解もあつて、当方

の公開品目に関係なく一方的な売り込みが多く、一方国内からのアクセスは、資材取引に関してはインターネットでの売り込みは少ないし、又当社内も含め発注者側の姿勢も、その利用に関し未だ不十分の感がある。上記 a-f の内容はどれも重要なことではあるが、今一番必要なことは、国内においては、今までの取引形態・取引慣行に安住せず、今後資材取引においてもメールやインターネットを十分に活用しないと国内・国際競争に必ず負けるという認識を確立することであると思う。又海外に関しては品質や納期を重視した日本型資材取引を、インターネットを通してどのようにして海外のメーカーに理解させるかということが課題であると考え

e. 国内の法制度的整備

- ・供給側の質の向上を促す法的整備

f. 国際的な法制度の整備

- ・現状、弊社では新規ベンダー開拓を目的としているだけであるが、今後インターネット上での取引が進んでいく(オープンな調達)上でのトラブル回避のため、国際的専門機関による法制度整備が不可欠である。
- ・購入拠点が無い地域から安心して購入をする為に信頼関係をどのように築くべきか悩んでいる。

g. その他

- ・仕様の標準化
- ・社内のBPR (意識面、制度面)

問12 自由回答

- ・慶応大学の Global Procurement Open Market のような“調達モール”が世界的に知られるようになり、世界中の「部品を売りたい企業」がそこを入口にアクセスしてくれることを望みます。
- ・近い将来、Web-EDIを目指すので、そのステップと考えている。
- ・インターネットEDIということで新しいシステムが実用化されつつあり、その動向には注意しておく必要がある。引合、見積、調達に必要な図面や仕様書などの伝達方法が今一つこれだというものがない。
- ・まだまだ始まったばかりで実用化には時間がかかる。
- ・現時点では、発展途上国からの低価格部材の調達には、あまり有効とは言えないようです。
- ・ウェブEDIを普及する為のソフト(セキュリティーを含む)、ルール、標準化が必要と考える。これは、日本電子機械工業会等を巻き込んだ、活動が、必要となり、これらに出遅れると、ますます、日本は、世界から取り残される事になりかねない。
- ・当社として今一番力を入れているのはインターネットを利用したEDIです。すなわち、まずは紙や電話を介した現状の取引データをどのようにして全てを電子情報で伝達するかが焦眉の課題です。したがってインターネットを利用して、不特定多数の未取引先との取引関係を作ることは、情報通信インフラのみならず、上述した意識面での改革もまだこれからの段階であり、これから世の中の推移を見ながら進めていく課題という位置付けです。とは言え、インターネットを利用しての世界中の取引先との情報交換や取引そのものは近い将来の課題であり、今日本のメーカー全てが生き残りをかけて構築しなければならないシステムであるとも思う。従って当社としては、ここ1-2年で調達のページの内容を実効のあるものに全面的に刷新し、かつ事業本部の購買部

門の意識改革を行っていこうと考えている。かつ日本の各業界が共同で、インターネットを縦横に活用した国際調達システムのような物を作ることを期待したい。

- ・ 弊社の調達品は仕様による製作品が多いこともあり、どの程度利用可能かが不明である。従って当分の間、新規ベンダー開拓に的を絞っている。
- ・ 調達内容を開示する相手を登録制にして、ある程度アクセス件数を制限したい。
- ・ 他社で、どのように活用しているかを知りたい。
- ・ 企業対企業の取り引きにおいては、face to faceでの企業審査が必要。したがって新規ベンダーに即注文を出すことはありえない。そう考えると、完全にオープンな環境でのWeb調達は、取り引きの基本契約締結に至るトリガとしての役割に留まるのではないか。既に基本契約をかわしている既存取引先についてはWebからの注文行為も今後検討の余地があると考ええる。

2. アンケート調査票

★☆☆インターネットによる部品・資材調達に関するアンケート★☆☆

財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

■ご協力のお願い■

- ・本調査は、インターネットを利用した資材や部品調達についてその実態を調査し、今後の発展のために必要な法制度面を含めた課題を明らかにすることを目的にしています。
- ・お伺いする内容は、御社がWWW(World Wide Web)を利用して行っている資材調達に関するものです
- ・この電子メールと同じ内容の調査票を郵送でもご送付いたします。いずれか一方にご回答いただくようお願いいたします。
- ・ご回答いただいた内容は、本調査以外に利用することは決してありません。
- ・ご回答いただいた方には、後日電子メールにて結果をご報告させていただきます。

■ご回答にあたって■

- ・ご回答は、「★回答欄：」とある場所をお願いいたします。回答は記号を選んでいただくものと、自由回答がございます。なお、質問文は削除しないようお願いいたします。
- ・お忙しいところ恐縮ですが、2/10(火)までにkotera@idr.or.jpまで、電子メール等でご返送下さい。

※なお、調査は下記の機関に委託しております。お問い合わせは、直接下記へお願いいたします。

+-----+
| ●委託先● 社団法人流通問題研究協会 |
| | |
| 〒105 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館402 |
| TEL:03(3436)1686 / FAX:03(3436)1690 |
+-----+

●問1 開始した時期はいつですか(回答は一つ)

- a.1995年4月以前から b.1995年4月～9月末まで
c.1995年10月～96年3月末まで d.1996年4月～9月末まで
e.1996年10月～97年3月末まで f.1997年4月～9月末まで
g.1997年10月以降

★回答欄：

●問2 調達ページへのアクセス数についてご回答下さい

- (1)御社のホームページ(全体)への月平均アクセス数(最近3ヶ月平均)
(2)調達ページへの月平均アクセス数(最近3ヶ月平均)
a.ログをとっていないので不明
b.100件以下 c.100～500件 d.500～1,000件
e.1,001～5,000件 f.5,001～10,000件 g.10,000～20,000件

★回答欄(1)：

★回答欄(2)：

●問3 Web上で行っている調達の実績についてご回答下さい(回答は一つ)

- (1)問い合わせ・応募数(これまでの総数)
(2)交渉にいたった数(これまでの総数)
(3)成約数(これまでの総数)
a.10件以下 b.11～20件 c.21～30件 d.31～40件 e.41～50件
f.51～60件 g.61～70件 h.71～80件 i.90～100件 j.100件以上

★回答欄(1)：

★回答欄(2)：

★回答欄(3)：

●問4 Web上の調達目的に最もあてはまるものをお答え下さい(回答は一つ)

- a.自社の社会的イメージの向上
b.コスト削減のための新規取引先開拓
c.生産規模拡大のための新規取引先開拓
d.新規事業のための新規取引先開拓
e.その他(具体的にお書き下さい)

★回答欄：

●問5 調達の対象となる地域をお答え下さい(回答は一つ)

- a. 国内のみ b. 国内が中心
c. 海外が中心 d. 海外のみ

★回答欄：

●問6 Web上の調達の対象品目についてお答え下さい(回答はいくつでも)

- a. 専用部品 b. 汎用部品 c. 部品以外の資材
d. 間接部門で利用する資材 e. その他(具体的にお書き下さい)

★回答欄：

●問7 インターネットを利用している範囲についてお答え下さい

- (1)現在行っている範囲を選択して下さい(回答は一つ)。
(2)将来、行う可能性がある範囲を選択して下さい(回答は一つ)。
a. 調達に関する広告・告知のみ(申し込みは電話・FAX等の従来メディア)
b. 取引交渉の申し込みを受け付けるのみ
c. 形式的な審査まで
d. 契約まで
e. その他(具体的にお書き下さい)

★回答欄(1)：

★回答欄(2)：

●問8 問7(1)の範囲に限定している理由についておうかがいします

- (1)あてはまる理由をすべて選んでお答え下さい(回答はいくつでも)。
a. 社会的イメージの向上のために行っているの、これ以上は必要ない
b. 調達を開始したばかりなので、どの程度利用できるかわからないから
c. 法制度的整備が不十分で不安がある--->(2)へ
d. その他(具体的にお書き下さい)

★回答欄：

- (2)今後さらにオープンな取引を行う上でどのような整備が必要か自由にお書き下さい。

★回答欄：

●問9 Web上の調達でのトラブル対策についてお答え下さい。

(1)トラブル防止策の有無

- a. なし
- b. あり(さしつかえない範囲で具体的内容を回答欄にお書き下さい)

★回答欄：

(2)実際におきたトラブルの有無

- a. なし
- b. あり(さしつかえない範囲で具体的内容を回答欄にお書き下さい)

★回答欄：

●問10 御社のWeb上での調達の今後についてお答え下さい(回答は一つ)

- a. 縮小する予定(中止の可能性あり)
- b. 縮小する予定(中止はしない)
- c. 現状のまま継続する予定である
- d. 拡大する予定である
- e. 現在のところ明確な方針はない

★回答欄：

●問11 Web上のオープンな調達を進めるために必要なことをお答え下さい

(1)つぎの中から必要と思われることを3つまで選んで下さい

- a. 必要なことは特にない
- b. 情報通信基盤の一層の拡充
- c. 情報通信技術のさらなる高度化
- d. 取引慣行の改善
- e. 国内の法制度的整備
- f. 国際的な法制度の整備
- g. その他(具体的にお答え下さい)

★回答欄：

(2)(1)で選んだ中で最も重要なものを一つ選び、具体的内容をご回答下さい

★回答欄(選択肢)：

★回答欄(内容)：

●問12 Webを利用した部品・資材調達についてご自由にお書き下さい

★回答欄：

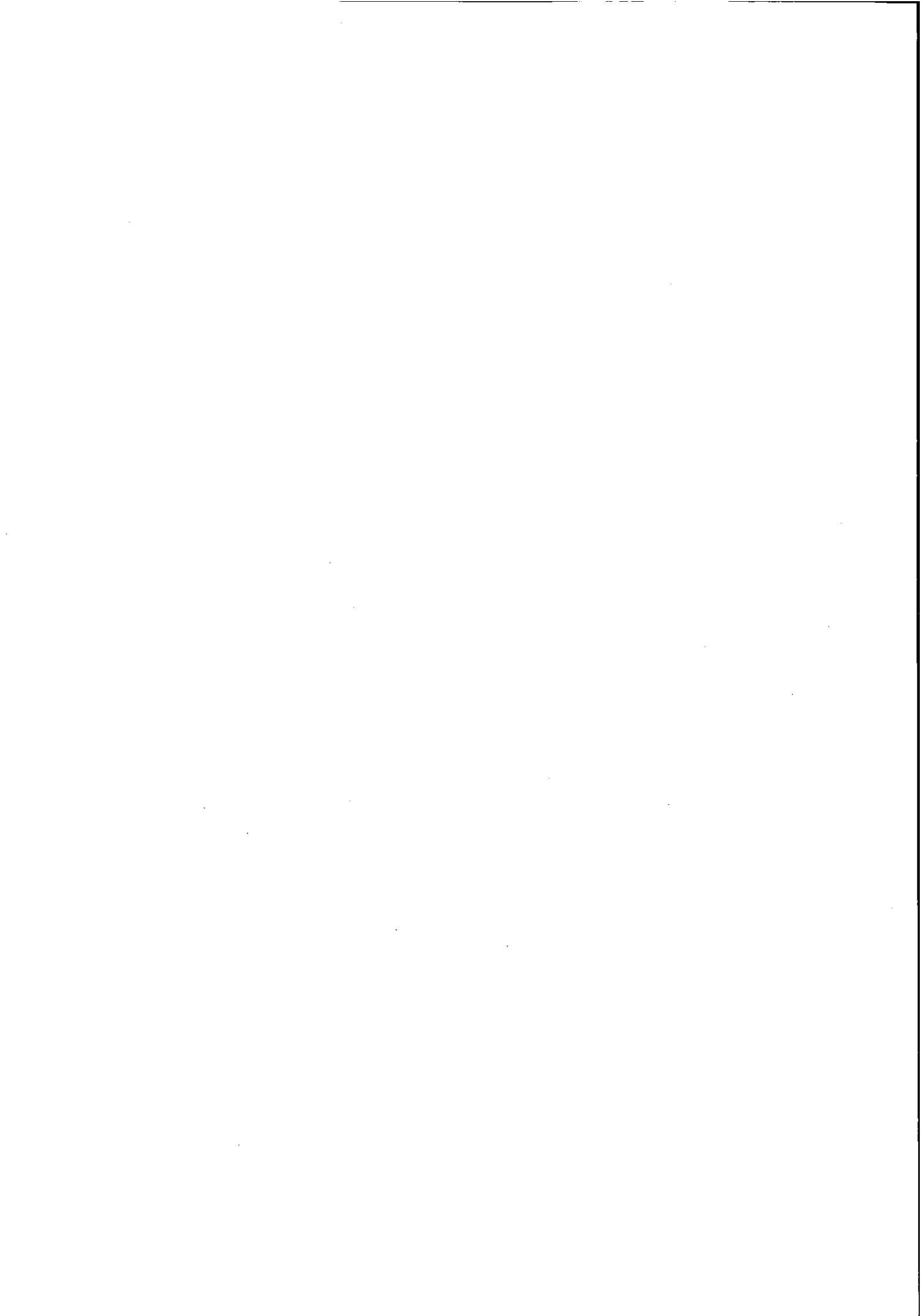
■アンケートは以上です。

お問い合わせのためにご回答者について次の欄にご記入下さい。

- ご回答者氏名 :
- ご回答者e-mail :

- 御社名 :
- 所属部署・役職 :

---ご協力ありがとうございました---



————— 禁 無 断 転 載 —————

平成10年3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館内

TEL 03 (3432) 9386

印刷所 山陽株式会社

東京都千代田区神田神保町1-18

TEL 03 (3293) 5411

